

援けさすことにし、授くるに薙刀を以てして、曰ふには、「此方のために兼隆を斬つて参れ」と。

景廉與僕、洲崎三郎俱赴八牧。則戰方酣。塞堅不拔。景廉進而迫。壘合。楯數枚綴。以弓弦投諸壘。以渡。踰壘而入。敵有善射者。關屋八郎。自櫓上呼曰。吾箭一而已。誰當之者。三郎伴稱景廉而進。當箭死。景廉進。擊殺八郎。遂入。又殺一人。及寢。寢戶開。戶內有燭。乃脫胄。冒於薙刀。伸刀入戶。如人窺戶狀。兼隆在。兼隆側。謂敵入也。擊之。景廉揮刀斬兼隆。用燭火傳屏障。以出。賴朝望火舉。則大喜。已而時政等凱旋。景廉提兼隆首視賴朝。曰。公定天下。可以此ト也。兼隆族知親。爲蒲屋邑吏。爲民所患。賴朝自稱受令旨。宰關東。因罷知親。民大悅。

(訓釋) 方面、丁度まつ最中、つなぎ合はす、櫓、やぐら、寢、寢室、胄、かぶせる、傳、つける、屏障、屏風や障子、凱旋、卷二頁二〇七を見よ。

(通解) 景廉は、下部の洲崎三郎と共に、八牧に行つた時には、戦争が丁度まつ最中で、塞が堅固で中々攻め落せなかつた。景廉は進んで堀に迫り、楯を數枚合はせ、繋ぐのに弓の弦を以てし、之を堀に投げ入れてその堀を渡り、土手を踏へて寨に入り込まんとした。敵に弓の上手な關屋八

郎といふが居り、櫓の上から、呼ばはつて「此方の矢は、これ一本だけになつたが、誰が見事この矢面に當るか」といつた。すると、三郎が、伴つて自から景廉と名乗つて進み、その矢に當つて死んだ。その内に、景廉は進んで、八郎を撃ち殺し、遂に内に入つて、又、一人を殺し、寢室まで行きついた。寢室の戸は開いて居た。室の内には燈火があつた。そこで、兜をぬぎ、薙刀の先にかぶせ、刀を伸ばして、戸の内に入れ、丁度、人が戸内をのぞき込む様な有様にした。すると、兼隆は、戸の傍に居て、敵人が入り込んだと思ひ違ひ、之を撃つたから、景廉は、すかさず、刀を揮ひ兼隆を斬り、燈火を用ゐて、屏風や障子などに火を着けてから外へ出た。賴朝はその火の手の舉つたのを望み見たので、大に喜んだ。その中に、時政等が勝鬨をあげて還り、景廉は兼隆の首をひつさげて賴朝に見せ、わが君の天下を御定めになることは、これを以て判断が出来ます」と申した。兼隆の一族の知親は、蒲屋邑の役人となり、人民のために頗る厄介がられて居たが、賴朝は、自分で、以仁王の令旨を受けて、關東を支配し居る者であると稱し、そこで、知親の職を罷めさせたので、人民は大に悦んだ。

(文典)

(四) 意思を反證する爲に用ゐる後置詞とは、意思を直叙せずして、反面より疑問的に之を述べ、そ

の意味を強め、又は之を婉曲にする場合に用ゐらるゝものなのである、而して「乎」「哉」「耶」「與」「也」「乎」「哉」などが其重なるもので、又、「也乎」或は「也與哉」などがある、尤も、上に疑問代名詞、又は疑問副詞、があるものもあるが、その無い例も少くはない。

仲尼豈賢於子乎。(論語、子張篇)

爲之難。言之得無訊乎。(論語、顔淵篇)

是可爲天下常法乎。(歐陽修、縱囚論)

豈復有所謂武門武士者哉。(卷一論文、頁三)

亦非以其世相黨援哉。(卷一論文、頁二〇六)

以一服八。何以異於鄒敵楚哉。(孟子、梁惠王上)

雖有大奸賊敢睥睨其間哉。(蘇軾、秦始皇扶蘇論)

其能免神明之罰邪。(卷一頁一一三)

其何能無介然於懷耶。(韓愈、送溫處士赴河陽軍序)

其餘者仲能悉數而去之耶。(蘇洵、管仲論)

先事後得非崇德與。(論語、顔淵篇)

然則治天下獨可耕且爲與。(孟子、滕文公上)

焉知其不基於此也。(卷一論文頁二〇二)

君子何患乎無兄弟也。(論語、顔淵篇)

焉有仁人在位罔民而可爲也。(孟子、滕文公上)

言不忠信行不篤敬雖州里行乎哉。(論語、衛靈公篇)

吾何慊乎哉。(孟子、公孫丑)

惡得爲有道之士乎哉。(韓愈、諍臣論)

是尙爲能充其類也乎。(孫子、滕子公篇)

鄙夫可與事君也與哉。(論語、陽貨篇)

上にもいへる如く、反語には詠歎の意味をも含めるものなれば、精細に文意を玩味すれば、反證と詠歎と、孰れにも屬し得べきものも少くないのである。又、その形の疑問的なるは申すまでもない。

伊豆、人狩野茂光。相模、人土肥實平等。稍稍來集。會于土肥里計事。於是使下安達盛長傳令旨。歷中說八州豪傑。先抵大庭景親。景親素爲平氏所厚遇。弗

聽兄景能謂之曰。女爲恩也。吾爲義也。乃來歸。次抵首藤經俊。經俊嘲笑之。曰。以流人圖平氏。猶鼠圖貓耳。乃去。抵三浦義明。義明聞使者至。扶病出。召諸兒孫。謂曰。吾家世仕源氏。吾今餘喘未絕。得遭此舉。汝等勉之。事克與家。不克死。義禮盛長遣之。遂抵千葉常胤。常胤遲疑。其子胤正諫。常胤乃決意。因進策曰。鎌倉地形險固。源家之故也。公宜先據之。臣亦將赴焉。盛長終抵平廣常。廣常心持兩端。依違應之。盛長乃還。而常胤義明等未至。

(訓釋) 歴説、説き廻る。扶病、病氣であるの爲人に介抱させつゝ。餘喘、餘命といふが如し。喘は氣息なり。絶えんとし。て幾かに餘れる氣息といふこと。遲疑、ぐづぐづして思ひ惑ふこと。故、舊い由緒のあるところ。持兩端、二心を抱く。執れに附かんか。心が兩股に動いてゐること。依違、どちらつかず。依り附くが如く。違ひ背くが如く。判然せぬこと。之、返辭をする。

(通解) 伊豆の人の狩野茂光、相模の人の土肥實平など、少くも集まつて来て、土肥の里に會合し。將來の事どもを計畫した。そこで、安達盛長をして、以仁王の令旨を傳へ、關東八箇國の豪傑どもを説き廻らせることにした。盛長は、先づ大庭景親の處へ行つた。景親は、もともと、平氏に手厚く待遇されて居たので、承知をせなんだが、兄の景能は、景親に語つて「貴様は恩の爲めにするのであるが、此方は正義の爲めにするのぢや」と曰ひ、そこで、源氏の方へ來り附いた。次に首藤經俊の許へ行くと、經俊は、之を嘲り笑ひ「流罪人を以て平氏を仆さんと企てるな

とは、丁度、鼠が猫を捕へんと巧む様なものぢや」といつたので、茲を去つて、三浦義明に行つた。義明は、使者が來たと聞き、病氣であるのを介抱させて出て、多くの子や孫を呼び出し、話して曰ふには「わが家は、代々源氏に仕へたものぢやが、此方は、今、息の根のまだ絶えぬ中に、この旗上げに遇ふことが出来、嬉しいことぢや、其方どもは、骨折つて働けよ、事が仕遂げられたら、わが一家を引き興すのぢや、仕遂げられなしたら、正義のために死ぬがよい」と、そして、盛長を丁寧な待遇して之をかへした。盛長は、次に千葉常胤の處まで行つた。常胤はぐづぐづして居たが、その子の胤正が諫めたので、常胤は決心し、そこで策を進めて「鎌倉は、地形が要害堅固で、その上、源氏に舊い由緒のある處で御坐れば、頼朝公には、先づ之れに御立て籠りなされる、が宜しう御座る、身共も、また、そこへ參るで御座りませう」といつた。盛長は、最後に、平廣常の處へ行つたが、廣常は心が兩股になつて居たので、どちらつかずの曖昧な挨拶を以て之に答へた。盛長は、そこで、還つて來たが、しかし、常胤、義明などは、まだ來なんだ。

(文典)

(五人)を訓戒使令する場合に用ゐらるゝ後置詞は「哉」「乎」「乎哉」などであるが、又「矣」「也」などの用ゐらるゝ時もある。

帝曰。往。欽哉。(書經、堯典)

帝念哉。(書經、大禹謨)

二三子敬乎。(國語、晉)

時難得而易失也。學者勉之乎。(賈誼新書、勸學)

董生勉乎哉。(韓愈、送董邵南序)

右は別に絮説する必要もあるまい。「矣」の二字は、「往矣」「行矣」「往也」などの外には餘り多く用ゐられたる例を見當らぬ。

(六)他を喚呼する時に用ゐらるゝ後置詞とは、人を呼ぶ場合に其名の下に附するものなので「也」「乎」などがそれである。

子曰賜也。爾愛其羊。我愛其禮。(論語、八佾篇)

子曰。由也。女聞六言六蔽矣乎。(論語、陽貨篇)

子曰。參乎。吾道一以貫之。(論語、里仁篇)

召文公曰。燮乎。吾聞之。(左傳、宣公十二年)

右もまた別に詳述するまでもない。

二十三日。頼朝以三百騎。軍于石橋山。明日。大庭景親。以首藤經俊等三千騎。來攻。會日且暮。或議待明日。戰。景親欲及三浦。黨未至而戰也。進而挑戰。

自名曰。我鎌倉景政裔也。倡亂者何人。頼朝使二人對曰。我君八幡公四世孫也。奉王命。誅無道。東國士族。誰非君家人。女獨不記。乃祖之從。八幡公於陸奥乎。乃背義。嚮利。以饑家聲也。景親語塞。乃與弟景尙。先進。頼朝召岡崎義實。問。孰當彼兄弟者。義實乃三浦義明。弟。居伊豆者也。於是薦其子義忠。義忠受命而退。召僕家安。曰。我欲爲佐公。死也。女全身而歸。語之。我妻子。家安不肯。歸。曰。郎君年二十。乃能爲佐公。死。臣年六十。焉不爲郎君。死。乃從而進。義忠遇景尙。搏而伏之。呼從者。從者未屬。而敵人長尾爲宗。來援。景尙。大。雨。咫尺不辨。義忠曰。上者。景尙也。景尙曰。上者。義忠也。爲宗。義忠揚足。蹴之。急拔刀。刺景尙。刀不脫室。爲宗。義忠終被殺。家安死之。

(訓釋) 軍、陣取る。且暮、まさに暮んとす。倡亂、人を先立ちて叛亂を唱へ出すなり。乃祖、そのほうの先祖。即ち景政。饑、汚す。家聲、一門の名譽。語塞、返答が出来なくなる。當、敵對する。佐公、右兵衛佐殿、即ち頼朝。全身、身體を無難にして。伏之、組みふせる。未屬、まだ來ぬ。屬は近づき至るなり。咫尺、間近くでも、八寸を咫尺といふ。揆、手さぐりする。不脫室、鞘から抜けぬ。

(通解) 二十三日、頼朝は、騎士三百を引き連れて、相模の石橋山に陣取つた。その翌日、大庭景親が、首藤經俊など三千騎を率ゐて來り攻めたが、日が暮れかゝらんとする時に出くわした

ので、或る人は、明くる日を待つて戦はんことを評議したが、景親は、三浦氏の一味の者が、まだ到着せぬ内に戦はんと思つたから、進んで戦を仕かけ、自分に名乗つて曰ふには「我こそは、鎌倉景政の末孫である。人に先き立つて謀叛を唱へ出した者は、何人なるぞ」と。頼朝は、人をして之に答へしめ「わが君は、八幡公の四代の孫で、以仁王の命を承はり、道ならぬ平家を伐たる、のである、東國の武士の面々、誰か我君の家人でないものがあらうぞ、さるを、其方には、ひとり、其方の先祖が、八幡公に陸奥の國に御供致したことを覚えて居らぬのか、さては、恩義に背いて利慾に向ひ、それがため、あたたら家名を汚すといふものぢや」と曰はしめたら、景親は、二の句を繼ぐ語が出なくなつたので、弟の景尙とまつ先に進んで来た。頼朝は、岡崎義實を召し「孰れが、かれ景親兄弟に匹敵する者であらうか」と尋ねた。義實といふのは、三浦義明の弟で、伊豆に居るものである。そこで、自分の子の義忠を推薦したが、義忠は、その命を受けて退き、下部の家安を呼んで「此方は、兵衛佐殿のために、一命を捨て、戦ふ所存ぢやが、其方には、身を無難にして家に歸り、この由、此方の妻子に話し聞かせて呉れよ」といふと、家安は、歸ることを承知せず「若君には、御年がまだ二十歳で入らせらるゝ、それでさへ、よく兵衛佐様のために御打死なされます、下郎奴は年が六十、いかで、若君のために打死致さずに居りませうぞ」といひ、そこで、義忠に従つて進んでまゐつた。義忠は、景尙に出會つたので、組打ちして之を組

み伏せたから、従者と呼んだが、従者は、まだ續いて近くへは來ず、かへつて、敵の方の長尾爲宗が來て景尙を助けた。この時、夜は眞暗で大雨が降り、極間近さへ分らぬので、義忠は「上の景尙ぢや」といふと、景尙は「上のは義忠ぢや」といひ、孰れがそれと分らぬから、爲宗が進んで、その鎧を手探りすると、義忠は、足をあげて之を蹴り、急に刀を抜いて景尙を刺さうとしたが、どうした事か、刀が鞘からぬけないその内に、爲宗の弟の定景といふのが亦た來たので、義忠はとう／＼殺されて仕舞ひ、僕の家安も之に打死した。

比明。我兵遂大敗。走入杉山。敵兵群追。頼朝殿而親射。敵應弦而倒。景廉控馬諫止。自與佐佐木高綱。天野遠景等留戰。高綱弟義清。娶景親妹。在追騎中。高綱呼曰。汝以一婦人。故背君離親。何無恥之甚。因奮鬪。數卻敵兵。頼朝得間。獨與土肥實平。冒險逃走。狩野茂光。老大艱步。使子親光。舍己從頼朝。乃自殺。親光與時政。景廉。高綱等。六人俱踪。頼朝見其立。置樹上。請生。死以之。實平曰。多人則顯。宜散去。之。頼朝乃遣時政。赴甲斐。發其諸源。其餘皆期。後會。散之。獨與實平。俱匿。景親大索山谷。其族梶原景時。知頼朝所匿處。故導之。他。景親亦聞頼朝自殺也。馳使告之。京師。頼朝既免。出杉山。匿箱根山。

(訓釋) 比明、夜の明ける比●殿、しんがりする、退軍の時に最後に在つて戦ふこと、卷一にも見ゆ●懸弦而倒、弓のつる音につれて仆れる●艱歩、歩行に困難する●踪、あとをつけて捜す●無樹、仆れたる木●生死以之、生くも死ぬも共にする、以は與と同義●顯、見出される●故導之他、わざとわきの方へ案内する。

(通解) 夜の明ける頃、わが源氏の兵は、遂に大に敗れたので、走つて杉山に入ると、敵の兵は、群がり追つかけて来た。頼朝が、退軍のしんがりをして、自分で弓を射たが、敵は弦の響につれて仆れた。景廉は、頼朝の馬を扣え之を諫め止めて、自から佐々木高綱天野遠景等と留まり戦つた。高綱の弟の義清は、景親の妹を娶つて居たが、この時、敵の追手の騎士中に居たので、高綱が呼はつて曰ふには「其方は、一婦人のために、君にも背き、兄弟の親をも離るゝとは、いかに恥を知らぬこと甚しきことぞや」と、よつて、奮闘して、幾度も敵兵をば卻けた。この間に、頼朝は、隙を得て、たゞ土肥實平と、險阻をかまはず逃げ走つた。狩野茂光は、年寄つて、大に歩行に困難したので、子の親光をして、自分を捨て置いて頼朝に従はしめ、自分は自殺して仕舞つた。親光は、時政、景廉、高綱など六人とともに、頼朝のあとをつけて捜し、頼朝が仆れた木の上に立つて居るのを見附け、生きるも死ぬるも、ともぐに致したいと請うたが、實平が「人が多くなれば、見出される様になりますれば、之を解散して、去らしむるが宜う御座ります」と申したので、頼朝は、時政を遣はして、甲斐に赴き、その地の諸の源氏を徴發せしめ、その

外の者は、みな後日の會合を約束して、之を散せしめ、ひとり、實平と共に匿れて居た。景親は、大に山や谷を捜し求めたが、その一族の梶尾景時が、頼朝の匿れて居るところの場處を知つて居ながら、わざと、景親をわきの處へ案内した。景親もまた頼朝が自殺したと聞いたので、使者を走らせて、之を京都に報告した。頼朝は既に難を免れ、杉山を出でて箱根山に匿れた。

初、三浦義明遣子義澄。義連。庶孫義盛等。以三百騎會頼朝于石橋山。至酒匂。聞頼朝敗死。乃還。與畠山重忠戰于小坪。克之。而歸守衣笠城。重忠以三千騎攻之。義明年八十九。力疾上馬。欲親戰。義澄等止之。出戰。不克。城竟陷。義明謂義澄等曰。佐公有勇略。非一敗而死者。女輩宜索而從之。吾老矣。不能行。當止死於此。吾耄耄。死不足惜。獨憾不目佐公。成業耳。義澄等固請扶行。弗聽。遂巡。間。遂爲敵兵所獲。死。義澄等航海走安房。索頼朝。

(訓釋) 力疾、病氣を押して●勇略、勇氣謀略●耄耄、老いぼれる、七十歳(或は八十歳、九十歳との説もあり)を指すといひ、八十歳を盡といふ●扶行、介抱して共々に行く●遂巡、元來卷の一にもありし如く「あとじさりする」といふ意味の熟語なるが、今は「決行する能はずしてぐづぐづする」といふ義に使用されたり。

(通解) 初め、三浦義明が、子の義澄、義連、妾腹の孫の義盛などと、三百騎を率ひ、頼朝に石

橋山に會合する積りで、酒匂まで行つたが、頼朝が負けて死んだと聞いたので、引き返し、鳥山重忠と小坪に戦ひ、之に勝つて歸り、衣笠城を守つて居ると、重忠が、三千騎を引き連れて之を攻めた。義明は、年が八十九であつたが、病氣を押して馬に乗り、自身に戦はんと思つたが、義澄等は之を止め、自分等だけ、出て戦つたが克たず、衣笠城はとう／＼攻め落された。義明は、義澄等に話して申すには「兵衛佐様には、勇氣と謀略とがあらつしやるで、一度負けたからとて、死ぬる御方ではない。其方たちは、搜し出して御附き申すがよい。此方は、年が寄つて、行くことが吐はぬ、踏み止まつて此處で死ぬるぢや。此方の様な老いぼれは、死んだとて惜い程のことはないが、たゞ、兵衛佐様の大業御成就を見ぬのが残念な計りぢや」と、義澄等は、是非に介抱して御同行致したいと請うたが、聞き入れず、かれこれと、ぐづ／＼して居る間に、とう／＼敵兵のために捕へられて死んだ。義澄等は、海を舟で渡つて、安房へ走り、頼朝を求めた。

(文典)

(七)事物又は場處等を指摘表示する爲に用ゐらる、後置詞は、「焉」諸「旃」(又は旃哉)などである。此等の後置詞は、もと代名詞なので、「コレヲ」とか、「コレニ」とか、「コレニ」とか、「コレニ」とかいふ意味を有し、後置詞としても、その本来の意味を存して、別に異なる所があるのではない、従つて之を後置詞

の下で取扱ふ必要が無い様ではあるが、併し、代名詞の如く唯ある名詞を代表するのみでなく、語句の末に附隨して文辭を引き廻す、助語の役をも勉めて居るゆへ、茲に之を區別した譯である。

於是乎。始有武門之稱焉。(卷一論文頁八)

人以爲異數焉。(卷一頁七)

致中和。天地位焉。萬物育焉。(中庸)

聞汝依義經。有諸。(卷一頁一九八)

子路問。聞斯行諸。(論語先進篇)

人皆謂我毀明堂。毀諸己乎。(孟子、梁惠王下)

人之爲言。苟亦無信。舍旃舍旃。(詩經、唐風、采芣)

嗟予子行役。夙夜無已。上慎旃哉。(詩經、魏風、園有桃)

右の中、「焉」旃」の兩字は斷定的の意味を有し、「諸」の字は疑問的の意味を有して居る、元來、「旃」は之焉の急聲で、「諸」は之歟の急聲なれば、「焉」旃」の二字には疑意なく、「諸」の字にはこれ有ることを推知すべきで、上の例を以て云へば、「爲異數焉」は「之ヲ異數トスル」意、「慎旃哉」は「之ヲ慎メヨヤ」の意であるが、「有諸」は「コレ有リヤ」の意味で、疑意を含んで居るのである。

扱、以上で、極簡略ながら、文辭の類別だけは、一應述べ了つたので、これより、文章構成上

の問題に移るべきであるが、本巻にては、これまで止め、次巻に入つてから筆を執ることにする。

頼朝之匿箱根山。投僧家。僧弟嘗善於平兼隆者。欲爲復仇。乃逃出。循山走土肥。自眞鶴崎上舟。赴安房。獨土肥實平岡崎義實從之。當此時。海陸皆敵。二人盡心防護。數日望見一大船。載甲士者。二人急匿頼朝于船腹。而待大船。至則三浦氏也。見義實。爭問佐公何在。義實不輒對。曰。吾亦索公耳。義澄等泣曰。吾棄父而去者。欲見公焉耳。今如此。悔不與俱死。頼朝聞之。旬旬而出。義澄驚喜。拜曰。君在此邪。亡父之言果驗矣。頼朝聞義明死。悲慟。義實亦語石橋之戰。義忠死狀。相共泣涕。義盛進曰。諸君何徒泣爲。今得與佐公遺上。盡議大事。諺曰。欲食者先器。嚮藤原忠清。以相國命。得爲士所別當。八州士人。群聚其門。臣意欽之。君而得志。願授臣以此職。頼朝笑而諾之。

(訓釋) 箱山、山道をつたうて。防護、外に向つては敵を防ぎ、内に對しては頼朝を護る。甲士、甲冑を着けた武士。船腹、船こそ。旬旬、はふ。效、效驗がある、言つた通りの事實ありしをいふ。悲慟、過度に悲みなげくない。諺、世俗の言ひ習はし。先器、先づ食器から吟味してかゝる。士所別當、院、親王家、攝政、關白家、幕府等に、各侍所といふ。

ふがあり、土所といふはその事にて、別當はその長官なり、これ等の侍所の性質は、勿論各異なり、又時代により幾多の沿革はあるが、別當は何れも權勢のある重職なりしなり。欽、羨ましく思ひ望むこと。

(通解) 頼朝の箱根山に匿れたときには、坊主の家に投宿したが、その坊主の弟は、已前、平兼隆と仲が善かつた者であつたので、兼隆の爲に仇を復さんと思つて居たから、朝頼は、そこで、その家を逃げて出て、山づたひに土肥に走り、眞鶴崎から舟に乗つて、安房に赴いた。この時は、土肥實平と岡崎義實とか之に従つて居た。この時分には、海も陸も、みな敵兵ばかりであつたから、二人は、心のありたけを盡して、外には敵を防ぎ、内には頼朝を護る様にして居た。舟路を行くのが数日たつと、一つの大きな船に、甲冑をつけた兵士を載せて居るのを望み見たので、二人は、急に頼朝を船底にかくして、その大船の來るのを待つて居たが、船が來て見れば、三浦氏であつた。義實を見ると、我れ先にと、争つて、兵衛佐様は何くに在すかと尋ねたが、義實は、直ぐにはそれと返答せないので、身共もまた兵衛佐様を搜して居るので御座るわい」といふと、義澄は泣いて「拙者が父を棄て、衣笠城を出て參つたのは、兵衛佐様に御目にかゝり度ひ計りであつたのに、今は此くの仕合せ。筒様なことならば、あの時、父と共に打死致さなんだのが残念で御座る」といつた。すると、船底に居た頼朝が之を聞き、腹ばいして出て來たので、義澄は、びつくりして喜び、頼朝を禮拜して「わが君茲に御座らせられたか、亡き父の申したこと、げに當

りまして御座りまするわいと申した。頼朝は、義明の死んだことを聞き、いたく悲み歎いたが、義實も、また、石橋山の戦に、義忠の打死した有様を物語り、ともく涙を流して泣いた。義盛は膝を進めて、各々方には、なにとて、たい左様泣いて計り居られますぞ。今、兵衛佐様に御遣ひ申すことが出来た上は、なせ、大事を御相談めさらぬか」といひ、更に頼朝に對して、「下世話にも、喰いたひと思ふものは、器から先き取る、と申しまする、さきつ頃、藤原忠清が、清盛相國の命令で、侍所の別當と爲ることが出来、關東八箇國の武士どもが、その門に群がり集りましたが、私は心にそれを羨ましく存じました、されば、わが君が御本望を遂げさせられた曉には、何卒、私にあの職を御授け下され度存じます」といつたので、頼朝は、笑ひながら之を承知した。

於是頼朝乃上安房。移檄遠近來會。其間敵地者。使由海路來。九月。徵小山朝政。下河邊行平。得三百騎。進赴下總。千葉常胤。擒三州。目代千田親政。以兵三百。迎謁于國府。因建策曰。宜多張旗幕。以誘觀望者。頼朝從之。進至隅田川。於是平廣常乃以萬騎來會。欲見頼朝。頼朝不輒見。使實平言曰。吾奉敕舉義。女何不速來。當在後陣。以待召呼。廣常悚然。退謂人曰。此公必成大事。

吾以我衆援其孤弱。不圖其如此也。頼朝既并廣常兵。又會石橋散兵來歸。軍大振。

(訓釋) ●移檄、兵を徴し、又は同志を募らんとする時に用ふる文書を檄といふ、移は遷はすことなり、觸れ文を遷はすといふこと ●間敵地、敵地の間にはさまり隔てられて居るもの ●觀望者、どちらに附かんかと旗色を眺めて居る者 ●不輒見、直ぐには面會せぬ ●舉義、正義の旗上げをする ●召呼、召し出しよび掛ける ●悚然、ぞつとして懼れる貌 ●孤弱、味方が無く孤立で弱いこと

(通解) かくて、頼朝は、安房に上陸し、觸れ文を遠處近處に廻はして、來り會せしめ、その敵地に挟まり隔てられて居る者は、海路からして來らしめた。九月に、小山朝政、下河邊行平を召し出し、その手下の兵三百騎を得、進んで下總に赴くと、千葉常胤が、その國の目代の千田親政を擒にし、兵士三百を引き連れ、頼朝を國府に迎へて面謁し、それに就き、策を建て、申すには、「多く旗や幕を張り、軍容を盛んにして、旗色を眺めて居るものを誘ひ寄せるのが宜しう御座ります」と、頼朝はこの説に従ひ、進んで隅田川に至つた。すると、平廣常が、一萬騎を率ゐて來り會し、頼朝に面會を望んだが、頼朝は、直ぐには對面せず、實平をして言はしめて曰ふには、「此方が、救命を奉じ、正義の旗上げを致したのに、其方には、なせ早速に參らぬのか。後陣に差し控え、追つて呼び掛けるまで待ち居らう」と、廣常は、ぞつとして懼れ、そこを退いて、人に

話して申すには「この公は、きつと、大事を成就なさるに相違御座らぬ、拙者が、かく我が多勢の兵を率ゐて参り、公の孤立で弱いのを御援け致すといふ場合に、その御取扱がかくあるべしとは、まことに思ひ掛りもないことで御座る」と。頼朝は、既に廣常の兵を併せ、また、石橋山で散じた兵が、來り附いたのに出くわしたので、その軍勢が大に振ひ立つた。

先是。石橋、報至京師。清盛大喜。已而聞頼朝未死。勢復振。則恐。十月。遣孫維盛。弟忠度。以五萬騎來攻。以藤原忠清監軍。齋藤實盛爲郷導。頼朝召諸將。議曰。吾欲徇上野。下野。然後進。如何。廣常曰。不若及敵。未踰足柄。而取武藏。相模。二州。既獲。天下唯君。所欲爲。頼朝然之。濟河。而軍。畠山重忠。江戶重長。等來降。頼朝詰重忠。以下攻三浦氏之由。對曰。臣父重能在京師。故以藉口耳。非臣本心。實平常胤請而釋之。乃命在前軍立功。白贖於是。武藏相模豪傑。相告來降。兵凡十餘萬。乃入鎌倉。立爲幕府。部署諸將。士遂親將。而西。逆擊平氏。八州將士。爭追附之。比踰足柄山。凡二十餘萬騎。北條時政。引武田信義等兵。會之。信義者。義光曾孫也。世居甲斐。於是。與子信光。弟安田義定等。舉州兵二萬。南入駿河。

(訓釋) 監軍、軍目附とする。藉口、言ひ辭にする。贖、金銭を出して物を買ふ如く、立てた功を以て罪を贖ふこと。幕府、大將軍の役所なり、軍の至る所に從ひ、幕を以て將軍の居所を構へ、その中にて事を治むるより出でたる諸部署、手配をする。

(通解) 是より先、石橋山合戦の知らせが京都に至り、清盛は大に喜んだが、その内、頼朝はまだ死なず、軍勢が再び振ひ立つたと聞いたので、之を恐れた。十月には、孫の維盛、弟の忠度を遣はし、五萬騎を率ゐて來り攻めしめ、藤原忠清を以て軍目附とし、齋藤實盛をば案内とした。頼朝は、諸將を呼び寄せ、相談して、「此方は、上野下野を觸れ従へ、それから後に進軍致す所存であるが、如何ぢや」といふと、廣常が「敵がまだ足柄山を踰えぬ内に、武藏相模を取る方が宜しう御座ります、この二國さへ、既に御手に入つて仕舞ひますれば、天下は、たゞ我君の爲されたい儘になります」といつたので、頼朝は、之を尤もとし、隅田川を渡つて陣取つた。畠山重忠、江戸重長などが降参して來たが、頼朝は、重忠に責め問ふに、三浦氏を攻めた理由を以てすると、重忠は對へて、「私の父の重能が京都に在ります、それ故、あの様なことを、たゞ言ひ譯までに致しましたので、私の本心からでは御座りませぬ」といひ、實平や常胤も願つたので、之を釋し、そこで、前軍に居て、手柄を立て、自からその罪を贖ふ様にと申し附けた。是に於て、武藏相模の豪傑どもは、互ひに告げ合ひ、來つて降参をしたので、兵數が凡そ十餘萬となつた。そ

こで、鎌倉に入り、この地を取り立て、軍の本營とし、諸將士の手配を定め、いよく、自ら大將となつて西に向ひ、平氏をば逆へ撃つことにしたが、關東八州の將士は、我もくと、その跡を追うて之に付き、足柄山を踰る頃には、軍勢凡そ二十餘萬騎となつた。そこへ、兼ねて甲斐に行つて居た北條時政が、武田信義などの兵を引き連れて来て、之に會合した。信義といふのは、義光の曾孫で、代々甲斐に居つたが、この度、子の信光、弟の安田義定等と、同國の兵二萬を擧げ、南の方駿河へと入つたのである。

是時。大庭景親與弟景尙。以兵千餘。走。欲歸。維盛。聞甲斐。兵塞路。景親窘蹙。乃與首藤經俊。長尾定景等。俱來降。景尙遇。義定。于波太山。戰敗遁走。歸。維盛。信光。又擊破。州。目代。斬。長田入道父子。平賀義信。其子維義。亦發。信濃兵。來屬。賴朝。賴朝。乃合諸軍。進。與維盛。夾。富士河。而陣。

(訓釋) ●窘蹙、困少迫る、せつば詰つて困難を極むるをいふ。

(通解) この時、大庭景親は、弟の景尙と、兵千餘人を率ゐて走り、維盛の軍に駆け込まんと思つたが、甲斐の兵が路を塞いで居ると聞き、景親は大困却をし、せつば詰つたので、首藤經俊、長尾定景など、共に、來つて賴朝に降參した。景尙は、義定に波太山に出あひ、戦ひ敗れて遁げ

走り、維盛の軍に駆け込んだ。信光は、また、甲斐の目代を撃ち敗り、長田忠致入道父子を斬つた。平賀義信、その子の維義も、また、信濃の兵を徵發し、來つて賴朝に附いた。賴朝は、そこで、これ等の諸軍を合せ、進んで維盛と富士河を夾んで陣取つた。

初、維盛遇二行旅、自東來者。問、賴朝、兵數。對曰。八州、草木、無不風靡。無山無川。皆其兵也。已而賴朝至河東。白旗林立。望之、無際。維盛召齋藤實盛。問曰。汝知東事者。度賴朝、兵、挽強、如汝者幾人。曰。弓、五箇力。箭、十五拳。以貫甲七札。若是者、一隊不下二十人。人蓄五六馬。馳山谷。如平地。戰而喪親。踐尸。而進。如臣者。斗量帚掃。不足數耳。如我畿内西國兵。么麼。尪弱。託。喪稱。創。動輒欲退。而所乘皆驚。豈可與彼輩較哉。蓋實盛與藤原忠清。議事不合。既對維盛。遂辭而西。一軍恐怖。維盛以忠清為先鋒。進至河岸。河水方漲。兩軍相持未戰。武田信光為我先鋒。遣使平氏營。與約戰期。平氏不答。信光乃潛兵。由間道。夜出。西軍。後道徑大澤。鵝鴨驚起。西軍大駭。潰走。賴朝欲追走。遂西。常胤廣常。義澄。皆說曰。常陸陸奥諸州。未服。恐窺我後。先定關東。然後西伐。未為晚也。賴朝從之。乃令信義守駿河。義定守遠江。而引兵還。次于黃瀬河。

(訓釋) ●行旅、旅人●風塵、風になびき伏す●無際、はてなし●林立、林の如く立つ●東事、東國の事情●度、はかる●挽強、強い弓をひく●五箇力、五人ばり●十五拳、長さが十五握り●七札、七枚●踐屍、屍骸をふみ越える●斗量量掃、樹で量り掃で掃く程多い●玄陰厄窮、身體が極めて、小く甚だ弱い●託喪稱劍、親兄弟などの喪にかこつたり、痛手の劍を受けたと言つたりすること●潛兵、忍びやかに兵を繰出す●徑、通過する●潰走、陣形を亂してくすれ逃げる●次、宿營する。

(通解) 初め、維盛が、旅人の東から來る者に遇ひ、頼朝の兵數を尋ると、之に答へて「關東八箇國の草も木も、なびき従はぬものとして御座りませぬ、山といはず川といはず、みなその兵計りで御座りませぬ」といつたが、とかくする内に、頼朝が、河の東岸まで著くと、その白旗は、林の如く立ち、之を望むに、はてが無かつた。維盛は、齋藤實盛を召し出し、問うて曰ふに「其方は、關東の事情を知つて居る者ぢやが、頼朝の兵を見積つて見て、強い弓を挽くこと其方の者が、何人位あるか」と、實盛は對へて「左様で御座ります。先づ、弓は五人張り、矢は十五握り、それで以て、鎧七枚位を射通す、箇様なものが、一隊の中に、二十人より少くは御座りませぬ、一人ごとに五六匹の馬を飼ひ、山や谷を駆け廻ることは、平地の如くで、戦つて親を亡くしまして、も、その屍骸を踐み越えて進みます。私ごとき者は、樹で量り、箒で掃く程居りまして、固より數へ上げるまでも御座りませぬ。わが畿内や西國の兵などは、身體は極小さい上に甚だ弱く、身内の者の忌中にかこつたり、痛手の劍を受けたと申したり、ともすれば直ぐ退く算段を致し

まする、して、その乗つて居るのは、皆、やくざ馬で御座りますれば、どう致して、かの源氏方の者共と比べものになりませうぞ」といつた。全體、實盛は、藤原忠清と或る事件を評議して、その意見が合はなんだから、既に維盛へも斯く對へ、又、とうん、暇乞ひして西へ歸ることになつたので、一軍の者は、この話を聞き傳へ、頗る恐れおぢけた。維盛は、忠清を以て先鋒とし、進んで河の岸まで至つたが、河の水が漲つて居る最中で、兩軍とも、互に睨み合つて、まだ合戦をせなんだ。武田信光は、わが源氏方の先鋒であつたが、使を平氏の陣營に遣はし、互に戦争すべき時期の約束をさしにやつたところ、平氏では返答をせなんだ。信光は、そこで、兵を忍ばせ、わき道から、夜、西軍の後の方に出ることにし、道すがら大きな澤を通ると、そこに居た鵜鳥や鴨が、驚いて飛び起つた。すると、西軍では、源氏の兵が大舉して攻めて來たものと思ひ誤り、大にびつくりして、陣形を崩して逃げ走つた。頼朝は、逃げるのを追かけて、遂には西の方まで攻め上らんと思つたが、常胤、廣常、義澄が、いづれも頼朝に説いて「常陸や陸奥の諸國が、まだ歸服致して居りませぬ、恐くは、我が後を覘うで御座りませう、されば、先づ關東を平定して、それから後に、西方を征伐することに致しても、遅いと申す譯では御座りませぬ」と申したので、頼朝は、その説に従ひ、そこで、信義をして駿河を守り、義定をして遠江を守らしめ、そして、自ら、兵を引き連れて東へ引き還し、取敢へず黄瀬河に宿營した。

會、有^リ一將^ニ率^テ二十騎^ヲ來^ル。因^テ土肥實平^ニ求^メ見^レ賴朝^ヲ。賴朝問^フ狀^ヲ。對^シ曰^ク。其年齒^{二十}。左右^ノ面目^{俊邁}。曰^ク。是陸奥^ノ九郎^也。丞呼^ビ入^リ。實平導^{キテ}入^リ。幕^ニ果^{シテ}義經^也。曰^ク。聞^ク阿兄^{起^リ義^{喜^ビ不^シ自^{禁^シ。因^テ辭^シ秀^{衡^ニ而^{來^ル。賴朝大喜^{曰^ク。八幡公之東征^也。遇^フ新羅公^{來^リ援^フ。曰^ク。猶^レ見^ル故將軍^也。今我遇^フ汝^{猶^レ見^ル頭公^也。兄弟相對^シ涕泣^ス。是時賴朝諸弟^{希義在^ニ土佐^{爲^ル平氏^{所^レ殺^ス。範賴全成^{。義圓皆來歸^ス。}}}}}}}}}}}}

(訓釋) 年齒、年齢。俊邁、並よりも優れ越えたること。丞、すみやかに。八幡公、八幡太郎義家。新羅公、新羅三郎義光。故將軍、なき將軍。即ち賴朝のこと。頭公、左馬頭公。即ち義朝のこと。

(通解) 折しも、一人の大將があつて、二十騎を引き連れ來り、土肥實平に頼んで、賴朝に面會せんことを求めた。賴朝がその様子を聞くと、實平が對へて、「その年齢は二十歳前後で、顔かたちは、人並すぐれて見えます」といつたので、賴朝は、「それは陸奥の九郎であらう」といひ、早速呼び込ますことにし、實平が案内して、幕中に入るのを見ると、案の如く義經であつて。義經は、「御兄上が義兵を起させられたと承はり、喜ばしくて自から堪へられず、強ひて秀衡に暇乞ひを致し、推參仕つて御座る」といつた。賴朝は大に喜んで、「八幡公の東國御征伐の砌、新羅公が來て御加勢なされたのに御遇ひになり、亡き將軍に見えた様であるとの仰があつたが、今、此方が其許に遇ふのは、丁度左馬頭様に御目にかゝる様ぢや」といひ、兄弟むき合つて、嬉しなき

に泣いた、この時、賴朝の諸弟の中で、希義は、土佐に居つて平氏のために殺され、範賴、全成、義圓は、みな賴朝の許へ來り附いて居た。

賴朝還^リ鎌倉^ニ。大行^ニ刑賞^ヲ。梟^ニ長田入道父子^ヲ首^ヲ斬^リ。大庭景親^乃召^シ首藤經俊^{言^フ曰^ク。鼠圖^ノ猫^{如何^ト。將^ヲ斬^レ之^{。其母嘗^テ乳^ヲ養^フ賴朝^{。因^テ爲^シ請^フ哀^{。宥^レ之^{。賜^シ長尾定景^{于^ニ岡崎^{。義實^{曰^ク。乃子之仇也^{。義實又請^フ而宥^ス死^{。伊東祐親欲^シ航海^{。西奔^{。爲^シ天野遠景^{所^レ捕^ル。囚^ニ三浦氏^{。召^シ祐清^{。欲^シ報^シ其德^{。祐清固辭^{。以^テ嘗^テ受^ル平氏厚恩^{。請^フ去^{。而從^レ之^{。賴朝義^而許^ス之^{。佐佐木義清降^{。亦以^テ父兄^{故^{。宥^レ之^{。十一月賴朝將^{兵^{。攻^ミ佐竹義政^{于^ニ常陸^{。以^テ廣常爲^ニ其姻戚^{。使^シ說^ク降^{。誘^フ殺^ス之^{。其姪秀義據^ニ金砂城^{。廣常又誘^フ秀義^{。叔父義弘^{以^テ利^{。令^レ爲^ニ内應^{。潛^シ兵^{入^リ城^{。擊^テ走^シ秀義^{。分^シ其邑^{。賜^フ將士^{。十二月新館成^{。徙^リ居^{。馬^{令^レ將士三百餘人各占^ニ邸第^{。別置^ニ士所^{。以^テ和田義盛充^ニ別當^{。焉^{。踐^ニ其前諾^{。選^ニ壯士十一人^{。每夜直^ニ寢室^{。以^テ自衛[。]}}}

(訓釋) 刑賞、刑罰賞與。乳養、乳を飲ましめ養ふ。即ち乳母たりしこと。乃子之仇、汝の子義忠の仇。報其德、祐親が賴朝を殺さんとせし時、祐清の救ひたる恩返しをすること。父兄故、父の秀義、兄の定綱、盛綱、高綱等の源氏の爲めに盡したる事をいふ。占邸第、家屋敷を持たす。士所、待所をいふ。侍所、上にもいへる如く、既に以前より有りし

ものなれども、幕府に之を置きしは、頼朝を以て始めとするは申す迄もなく、其組織の備はりしも、亦その時よりのことなり。●踐其前語、前日承知した約束を履行する●直、泊り番をする。

(通解) 頼朝は、鎌倉に還り、大に刑罰賞與を行ひ、長田入道父子の首を獄門に掛け、大庭景親を斬り。そこで、首藤経俊を呼び出し、之に對して「鼠が猫を捕る巧をする様ぢやと申したが、今はどうぢや」といひ、まさに之を斬らうとしたが、その母が、前に乳母をして、頼朝に乳を與へ育てたことがあつたので、その縁故を以て、経俊の爲めに憐みを請うたから、之を赦した。長尾定景をば、岡崎義實に與へ「其方の子の仇ぢや」といひ、思ふ存分にさせんとしたが、義實は却つて、また、命乞ひをしたから、死罪を赦してやつた。伊東祐親が、海を渡つて西へ走らんと思つたのを、天野遠景に捕へられ、三浦氏の許に拘留されて居たが、頼朝は、祐清を召し、その望を聞いて之を處分し、以て自分を救うて呉れた恩返しをしようと思つたが、祐清は、固く之を辭退し、その代り、以前、平氏の厚き恩澤を蒙つたから、こゝを去つて平氏に従ひ度ひと願つたので、頼朝は、節義のあることとして、之を許した。佐々木義清が降参して來たが、これもまた、父や兄が源氏に盡した縁故を以て之を宥した。十一月に、頼朝は、兵に將として、佐竹義政を常陸に攻めたが、廣常がその縁類であるので、説き諭して降参せしむることにし、誘ひ寄せて之を殺した。その甥の秀義が、金砂城に立て籠つたが、廣常は、また、秀義の叔父の義弘を誘ふに利

を以てして、裏切りを爲さしめ、兵を忍ばせて城に入り、撃つて秀義を走らせ、その領地を分つて將士どもに與へた。十二月に、新築の屋敷が出來上り、頼朝は、それに移つて居住し、將士三百餘人をして、それ／＼屋敷を持たせた。また、別に侍所といふものを設け、和田義盛を以て、その別當職に充て、前に承諾をした約束を履行し、壯士十一人を選抜して、毎夜寢室に宿直せしめ、以て自身を警衛した。

當り是時諸道豪傑起兵。以應頼朝者甚多。河野氏起南海菊池氏。緒方氏起鎮西。山木氏。柏木氏起近江。而木曾義仲起於信濃。義仲於頼朝爲從弟。其父義賢爲義平所殺者也。義仲幼孤。畠山重能受義平命。欲殺之而不忍。託之齋藤實盛。實盛更託之中原兼遠。于木曾稱木曾氏。義仲常憤宗族殘滅。陰圖報仇。與群兒嬉戲。每爲騎射狀。稍長壯偉。多力善射。潛入京師。觀平氏者數。乃以仁王令旨至。喜而集兵。立得千餘人。平氏聞之。召詰兼遠。兼遠救義仲。出依根井行親。招甲斐下野諸源。聞石橋事起。欲赴援。會州人笠原頼直爲平氏來攻。義仲擊走之。因據木曾峽。

(訓釋) 殘滅、むこき目にあはされ亡はさる●嬉戲、あそびたはむる●壯偉、勇氣盛んにして身幹の大なること●觀、みら

ふ●峽、峭立せる山の間の地、はさま、

(通解) この時分に、諸道の豪傑で、兵を擧げて頼朝に應ずる者が甚だ多く、河野氏は南海道に起り。菊池氏緒方氏は鎮西に起り、山木氏柏木氏は近江に起り、そして、木曾義仲が信濃に起つた。義仲は、頼朝に對しては從弟に當り、その父は義賢で、姪の義平のために殺されたものである。かく、義仲は、幼少で孤となり、畠山重能が、義平の命を受け、之を殺さうと思つたが、いかにも忍びぬので、之を齋藤實盛に預け、實盛は、更に之を中原兼遠に木曾の地に預けた。それで、木曾氏と稱することになつたが、義仲は、平生、一族の者が、むごい目にあはされ亡ぼされたのを憤り、内々、その仇を取らうと巧んで居たので、多くの子供等と遊び戯るゝにも、いつも、馬に騎り弓を射る状をなし、やゝ生長すると、勇氣が盛んで身體は大きく、力がつよくて弓を射ることが上手であつた。忍びやかに京都に入り、平氏を覘うたことも幾度もあつたが、以仁王の令旨が到達するに及び、喜んで兵を集めると、直ぐ千餘人を得た。平氏では之を聞き、兼遠を呼び寄せ、詰問したので、兼遠は、内々義仲に意を含めて、我が家を出て、根井行親にたより、甲斐下野に居る諸の源氏を招くことにさした。頼朝の石橋山旗上げの事件が起つたのを聞き、行つて之を援けやうと思つたが、國人の笠原賴直が、平氏の爲めに攻めて來たのに出くわし、義仲は、取あへず、撃つて之を走らせ、それからして、木曾の山間に立て籠ることにした。

養和元年春。清盛薨。宗盛嗣。以遺命。遣諸弟。將兵東下。頼朝聞之。遣和田義盛。援安田義定。守遠江。頼朝叔父義廣。在常陸。欲襲取鎌倉。聚兵三萬。入下野。誘足利忠綱。小山朝政。忠綱應之。朝政詐應。設伏擊破之。義廣奔歸於義仲。

(通解) 養和元年の春、清盛が死んで、宗盛が跡目を相續し、清盛の遺言により、多くの弟どもを遣はし、兵に將として東の方に下らしめた。頼朝は之を聞き、和田義盛を遣はし、安田義定を援けて遠江を守らしめた。頼朝の叔父の義廣は、常陸に居つたが、不意打ちをして鎌倉を乗つ取らんと企て、兵三萬を集めて下野に入り、足利忠綱、小山朝政を誘うた。忠綱は之に應じたが、朝政は、詐つて應じたふりを爲し、伏兵を設け、撃つて之を破つたから、義廣は、逃げて義仲の軍に駆けこんだ。

頼朝、季父行家。在美濃。與平氏戰。敗退。頼朝遣弟義圓。將兵赴援。三月。行家義圓。以兵二千。與平重衡。七千騎。夾墨股河。軍。義圓夜挺身渡河。爲平氏。避騎。獲戰死。行家繼進。不利。戰且走。保矢矧川。使人爲役夫。狀西行。遇西兵。問鎌倉。援兵來否。對曰。前軍及菊河。後軍及見附。重衡大恐而退。行家使人馳

徇美濃尾張。曰。平氏走矣。不射之者我敵也。二國人爭起要擊。西軍狼狽而去。行家欲入京師。請援於山徒。山徒不應。奔歸於賴朝。

(訓釋) 季父、末の叔父。挺身、身をぬきんで進む。避騎、見廻りの騎士。役夫、人夫。狼狽、あはてうろたへる貌。狼は、狼の屬。狼は前足長く後足短く、狼は之に反す、されば、この二獸は、相依らざれば行く能はず、若し離るれば進退し得ず、狼は、この二獸が相離れたる如きないふ、但し異説あり。

(通解) 賴朝の末の叔父の行家は、美濃に居て、平氏と戦ひ、敗けて退いたので、賴朝は、弟の義圓をやり、兵に將として、行つて援けしめた。三月、行家と義圓は、兵二千を率ゐ、平重衡の兵七千騎と、美濃の墨股河を夾んで陣取つた。義圓は、夜、身をぬきんで河を渡つて行つたが、平氏の見廻りの騎士に捕へられ、戦死した。行家も、引き續いて進んだが、勝利を得ず、戦ひつゝ逃げて、三河の矢矧川を支へ保ち、人をして、人夫の身なりをさせて、西へ行かめしめ、西兵に遇うて、鎌倉からの援兵が来たかどうかと尋ねらるゝと、「前軍は遠州の菊河まで参り、後軍は見附まで来て居ります」と對へ曰はしめることにしたので、重衡は、大に恐れて退いた。行家は、また、人をして、驅け歩いて、美濃尾張を觸れ廻らしめ、平氏が逃げたぞ、これを射ぬものは、わが源氏の敵であるぞ」と曰はしめた。ところが、この二國の人民が、我もくと起ち、平氏を待ち伏せして撃つたので、西軍は、あはてうろたへて去つた。行家は、遂には京都に入らうと思

ひ、加勢を叡山の僧徒に頼んだが、山徒が應せなかったので、走つて賴朝の許に歸した。

先是、平宗盛令陸奥、藤原氏攻賴朝。藤原氏不聽。又令越後、城氏攻義仲。城氏聽之。六月、城資長發兵萬餘。入信濃。義仲設三伏。擊殺其九千人。九月、平通盛等亦來攻。亦逆擊之。越前大敗之。壽永元年、城長茂以四萬騎來攻。義仲有見兵三千。以源光基策分爲七隊。張赤旗迎之。敵以爲平氏黨也。及漸近、仆赤旗、樹白旗。急迫之。敵軍驚潰。長茂被創走。北陸豪傑悉附義仲。

(訓釋) 陸奥藤原氏、秀衡などないふ。三伏、三箇處の伏兵。

(通解) これより先きに、平宗盛が、陸奥の藤原氏をして、賴朝を攻めしめ様としたが、藤原氏は承知せなんだ。また、越後の城氏をして、義仲を攻めしめた。すると、城氏は之を承諾し、六月に、城資長が、兵士萬餘人を徵發し、信濃の國に入り込んで来たが、義仲は、三箇處に伏勢を設けて、その九千人を撃ち殺した。九月、平通盛等も、また、來り攻めたが、それもまた、之を越前に迎へ撃ちて、大に之を敗つた。壽永元年に、城長茂が、四萬騎を引き連れ攻めて来た。義仲は、現在あり合せの兵三千人あつたが、源光基の策を用ゐ、分つて七隊とし、赤旗を張り上げて之を迎へたので、敵は、平家の一味であると思つて居た、段々近く進んでまゐつた頃、赤旗

を仆して、源氏の白旗を樹て、急に之に迫つたので、敵軍は驚き、隊伍を崩して逃げ出し、長茂は、手創を受けて走つた。そこで、北陸の豪傑は、悉く義仲に附いた。

武田信光。欲下以ニ其女ニ妻ニ義仲ノ子義高ニ義仲曰。娶爲妾耳。信光怒。構ニ義仲於二朝。朝一曰。義仲數捷張於北國。平宗盛嘗養其兄女。欲下以妻義仲。與連和共東上朝。朝大怒。會行家來鎌倉。請邑自給。賴朝曰。吾取二十州。義仲取五州。公亦盡自取。行家慍。以二千餘騎去。歸義仲。賴朝益怒。

(訓釋) 構、有ること無いことを種々附會して譏言すること。張、修る、威張つて居ること。運和、連合和睦すること。邑、領地。自給、自分の賄にする。慍、心に不満を抱く。

(通解) 武田信光が、その娘を以て、義仲の子の義高に娶はさうと思つたと、義仲が「娶つたところが、妾にするまでぢや」といつたので、信光は怒り、義仲をば賴朝に讒言して、「義仲は、度々勝つて、北國に威張つて居りますが、平宗盛が、前からその兄重盛の娘を養つて居りましたのを、義仲に妻はせ、互に連合和睦し、ともかくに東して、討つて參らんと致して居ります」と申ししたので、賴朝は大に怒つた。折しも、行家が美濃から鎌倉へ来て居て、領地を貰ひ、自分の賄ひにせんとしたのを、賴朝が「拙者は十箇國を取り、義仲は五箇國を取つた、貴公にもまた、なせ

自分で取らしやれぬか」といつたから、行家は心に不満を抱き、千餘騎を連れ、鎌倉を去つて義仲にたよつたものだから、賴朝は益々怒つた。

二年二月。親將三十萬騎。入信濃。義仲集將士議。樋口兼光。今井兼平。欲壁于富部。拒之。義仲曰。世皆言源氏相肉。今又舍深仇之平氏。而與同宗交兵。若人笑何。乃引兵避之。越後。賴朝亦引兵還。使言義仲曰。平氏罪惡貫盈。朝廷命我宗討之。當日夜赴命。而十郎私構兵圖我。子乃庇之。舍西向東。何也。子苟無他心。則請速逐十郎。否則得養貴息爲子。二者不聽。則將以八州之卒。與子相見。義仲將小室忠兼。勸聽其請。兼平曰。君聞大藏之事乎。佐公豈終釋然於君哉。不若蚤絶之。義仲從忠兼言。遣義高爲質。

(訓釋) 壁、敵を防ぐ爲めの壘寨などを築くこと。相肉、一族の間に共喰をする。貫盈、天地に貫き滿る。日夜赴命、日といはず夜といはず、命に従つて馳せ參る。十郎、行家。庇、保護する。舍西向東、西の平氏を捨て置いて、東の賴朝に向向ひする。貴息、御子息。大藏之事、大藏谷に於て、賴朝の兄義平が、義仲の父義賢を殺せしこと。釋然、心から打ち解ける。質、人質。

(通解) 壽永二年三月に、賴朝は、自から十萬騎に將として、信濃に攻め入つた。義仲が、將士を集めて評議をすると、樋口兼光、今井兼平は、富部に障壘を設けて之を拒がんことを望んだが、

義仲は、世間では、「源氏は一族の間で其喰をする」と申すに、今また、深い仇の平氏を置いて、同族のものと刃物を交えたら、人の笑を如何致さうぞ」といひ、そこで、兵を引き連れて、頼朝を越後に避けた。頼朝もまた、兵を引いて還つたが、使をして義仲に言はしめ、「平氏の罪惡が、天地に貫き滿ちて居るので、朝廷にては、我が一族に命じ、之を討たしめらるゝ次第で御座れば、夜を日に繼いで、その御命に従ひ、馳せ参すべき筈であるに、十郎には、勝手に兵を構へて此方を亡ぼさんと企て、貴公も之を庇護し召されて、西を捨て置き、東に向つて來らるゝのは、如何致した譯で御座るか、貴公に、まこと他心が御座らねば、どうか、早速十郎を放逐致さるゝか、左なくば、御子息を貰ひ受けて養子に致したう御座る。この二つとも御不承知とあらば、關東八州の兵卒を率ゐて、貴公と對面致す御座らう」といつてやつた。義仲の手下の大將小室忠兼は、その申出を承知せんことを勧め、兼平は「わが君には、かの大藏谷の一件を御聞きで御座りませうか、兵衛佐殿には、いかで、いつくまでも、我君に心から打ち釋けて居られませうぞ、早く御絶交遊ばさるゝ方が宜しう御座ります」といつたが、義仲は、忠兼の言に従ひ、義高を頼朝の許に遣はして人質とした。

四月。平氏以三十餘萬騎、東伐。先擊義仲。義仲乃遣其將仁科幸弘等、拒之于

燧城。引日野河、爲壕。西兵不能進。我新附將齋明者、通款平氏、決水、導兵、城輒陷。西兵乘勝連陷諸城。五月。西將平盛俊進至般若野。義仲在越後、國府遣今井兼平、馳先奪寒原之險。擊破盛俊。西軍退陣于志雄礪竝、二山礪竝山南有栗殼壑、深數千仞。義仲發國府行收兵、得五萬騎。閱兵于六動寺。自向礪竝山。謂樋口兼光等曰。彼衆我寡。彼舍山東下。就平地戰。非我利也。我先陣山東麓。敵必下嶺而陣。我一軍則遠出山西。驅敵于南壑中。可一舉而慶也。諸將皆曰。善。乃分萬人屬兼光等。而自將三萬人進至東麓。益旗幟。敵林而軍。平氏望見之。果下嶺陣于山腹。兩軍射戰終日。而兼光等已在敵背。日暮。萬人鼓譟突出。義仲麾兵而上。夾擊西軍。西軍大駭潰走。陷南壑。死者幾二萬人。壑爲填塞。平氏將帥僅以身免。收散兵。保佐良岳。初。義仲使行家別將兵向志雄山。戰不利。義仲赴援。西軍不戰而走。

(訓釋) 諸、水なためる。壕、ほり。通款、よしみを通する。内々、敵に親み心を運ぶこと。決水、水を切り落す。○敵千仞、八尺を一仞とす。但し異説あり。○國兵、兵士を檢閲する。一舉、一べんで。○蔽林、林にかくれる様にして、兵の實敵を敵に知らしめざる爲めなり。○鼓譟、鳴り物をならし聞の聲を揚げる。○填塞、ふさがる。

(通解) 四月に、平氏では、十餘萬騎を以て、東方征伐に出かけ、先づ義仲を撃つた。義仲は、

そこで、その大將の仁科幸弘などを遣はし、之を越前の懸城に拒ぎ、日野河の水を貯へて壕としたので、西軍の兵は進むことが出来なだ、わが方へ新に附いた大將の、齋明といふ者が、内々好を平氏に通じ、水を切り落して敵兵を導き入れたので、城は直ぐ攻め落されてしまった。西兵は、勝に乗じてつけさまに、諸城を攻め落し、五月には、西軍の將平盛俊が、進んで越中の般若野まで出て来た。義仲は、越後の國府に居たが、今井兼平を遣はし、馳せ行きて、先づ寒原の險阻を奪はしめ、盛俊を撃ち破つた。西軍は、退いて志雄礪竝の二山に陣取つたが、礪竝山の南に、栗殼壑といふがあつて、谷の深さが數千仞である、義仲は、國府を出發し、行く／＼兵を聚めて、五萬騎を得たので、その兵を六動寺に於て檢閲し、自から礪竝山に向つたが、樋口兼光等に語つて、「敵勢は多く、味方は少い、されば、彼が山を捨て、東に下り、平地へ參つて戦ふときは、此方の利益でない、それゆへ、我の方で、先づ山の東の麓に陣取れば、敵は必定山の巔から下りて陣取るに相違ない、その時、我一手の軍勢が、廻はつて山の西に出で、敵を南方の谷の中へ追ひ込む様に致さは、一べんにて皆殺しに致すことが出来る」といふと、居合はす諸將が皆「善き御分別で御座ります」といつた。そこで、一萬人を分つて兼光等に附け、そして、自から三萬人を引き連れ、進んで東の麓に至り、旗や幟の數を益し、林の蔭になる様にして陣取つた。すると、平氏では之を望み見、案の如く、巔から下つて山の半腹に陣取つた。それから、兩

軍互に射あひをして戦ふこと終日であつた、而して、その間に、一方の兼光等は、はや敵の背後に廻つて居たので、日が暮れると、その一萬人が、鳴物を鳴らし関の聲を揚げて突いて出で、義仲も、兵を指揮して、山腹目がけて走せ上り、かくして、西軍を夾み撃ちにしたので、西軍は大に駭き崩れ走り、南の谷に落ち込んで死んだものが幾んど二萬人、谷も爲めに立ち塞がつた程であつた。平氏の大將分は、やつと自身の體だけを以て免かれ、散らばつて居る兵士を寄せ聚めて、佐良岳に立て籠つた。初め、義仲は、行家をして、別に兵を率ゐ志雄山に向はしめたが、戦つて勝利を得なだので、義仲が行つて之を援けると、西軍は、戦はずして逃げて仕舞つた。

六月。追走陣于小楯林。相持未戰。西兵獲我芻者。問曰。北軍何謀。曰。謀。夜襲。西兵怖走。爭渡安宅。渡溺者千餘。既渡。截橋而陣。義仲至渡頭。濁流方漲。試放馬十匹。水及馬腹。全軍從之。終大破之。乘勝追走。進至越前。獲齋明及齋藤實盛等。平氏既連爲義仲所破。走歸京師。義仲進至近江。使其史覺明。牒誘山徒。七月。濟湖。軍于叡山。平宗盛大恐。舉族挾乘輿。西奔。獨賴盛。其母嘗德於賴朝。賴朝間通書。招之。且欲報其臣宗清。故不從。奔法皇。避平氏之叡山。義仲與行家。帥北兵六萬。分路入京師。京師人相告曰。不圖今日復見白

旗一也。

(訓釋) 芻者、秣を刈る男。截橋、橋を切り落す。渡頭、わたし場。史、もの書き。役、職。移牒、即ちうつしぶみ。一種の通達文なり。乘輿、安徳帝の御こと。其母、池尼。問、ひそかに欲報其臣宗清、宗清が命乞ひをした恩に報いんと思ふ、その記事は卷一にあり。

(通解) 六月に、義仲は、西軍の走るのを追ひ、小橋林に陣取つた。兩軍が睨み合つて、まだ戦はなんだが、西兵が、わが方の秣を刈る者を捕へ、之に問うて「北軍では何を相談して居るか」といふと「夜打ちを相談して居ります」と答へたので、西兵は怖れて逃げ出し、争つて安宅の渡を渡り、水に溺れて死んだものが、千人餘もあつた。やがて之を渡り、橋を切り落して、そこへ陣取つた。義仲が渡場まで来て見ると、濁つた流れが漲つてあるので、試みに馬十匹を放すと、水は馬の腹まで届く程であつたから、全軍が之に従つて渡り、とうとう大に西軍を破り、勝に乘じ、逃ぐるを追ひ、進んで越前に至り、齋明及齋藤實盛などを打ち取つた。平氏は、はや續げざまに義仲のために破られたので、走つて京都へ歸り、義仲は、進んで近江に至り、自分の物書き役の覺明をして、移牒を發して叡山の僧徒を誘はしめ、七月には、琵琶湖を渡り、叡山に陣取つた。平宗盛は、大に恐れ、一族残らずと、安徳帝を御連れ申して西へ走つた。たゞ、頼盛だけは、その母の池尼が、前に頼朝に助命の恩を施したことがあり、頼朝が内々書信を通じて之を招き、

また、その家來の宗清にも恩返しをせんと思つて居たので、宗盛に附いて走らなんだ。後白河法皇には、平氏を避けて叡山へ御幸遊ばされた、義仲は、行家と共に、北國兵六萬を率ゐ、路を分つて京都に入り込んだので、京都の人は、互に噂し合ひ「思ひがけもなく、今日再び源氏の白旗を見た」といつた。

日本外史講義 卷二終

日本外史講義 卷三

賴襄子成原著
月見柳莊講義

源氏正記

源氏下

是月。法皇會諸公卿論討平氏功。賴朝第一。義仲第二。彼義仲從五位下。任左馬頭。除越後守。除行家備後守。二人不悅。更除義仲伊豫守。行家備前守。竝聽院昇殿。收平氏五百餘邑。賜其百四十于義仲。留衛京師。世呼曰旭日將軍。義仲生長山野。舉止粗鄙。不任衣冠。爲京人所嗤笑。

(訓釋) 是月、壽永二年七月。法皇、御白河法皇。論、評定する。院昇殿、法皇院の殿上に昇ること。收、没収する。旭日將軍、朝日の昇る如き勢ある將軍といふ意。山野、木曾の如き山中の片田舎なるをいふ。舉止、起居ふる舞。粗鄙、無作法で下品。不任衣冠、朝服や冠を着けても似つかぬこと。嗤笑、あざけりわらふ。

(通解) この月、法皇には、諸の公卿たちを御召し集めになり、平氏を征伐した手柄を評定せしめられた。頼朝が第一、義仲が第二で、義仲を従五位下に敘し、左馬頭に任じ、越後守に除せられ、行家を備後守に除せられたが、二人は、それを満足に思はなかつたので、改めて、義仲を伊豫守、行家を備前守に除し、孰れも法皇院の昇殿を許され、なほ平氏の采地五百餘箇所を没收して、その中の百四十箇所を義仲に賜ひ、逗留して京都を守護せしめられた。それで、世間では義仲を呼んで旭日將軍と稱へた。義仲は、木曾の片田舎に生長し、起居振舞が不作法で下品で、朝廷の装束を着けても似つかぬので、京都の人の爲に、あざけり笑はれた。

初、以仁王子爲僧、奔越後。稱北陸宮。年十七。義仲奉以入京師。八月。法皇以乘輿西奔。京師無主。議立天子。時有高倉帝皇子二人。叔五歲。季四歲。法皇欲擇而立之。因宣問之。義仲屬意於北陸宮。奏曰。立君重事。非鄙人所敢問。然辱受咨問。敢不竭情。故三條宮。憤平氏之專橫。欲拔陛下於幽厄。時命未會。殞身鋒鏑。天下悲之。臣之樹功於今日。亦奉遺令也。今議建立而不及其胤。人心云何。法皇以其嘗爲僧。不聽。ト二皇子。叔吉。法皇納寵姬言欲立季。再ト而立之。是爲後鳥羽帝。

(訓釋) 乘輿、安徳帝の御事、直に指すを避け、御乗物といふは敬稱なり。叔、末の兄弟の中、年上即ち兄の方をいふ。高倉帝の第三の皇子守貞親王、後の後堀河帝の御父。季、兄弟中の最も年下即ち末弟をいふ。高倉帝の第四の皇子、御諱は尊成。宣、宣旨を下す。屬意、望をかける。鄙人、いやしき者。讒逆していふ。幽、與る。差出口をいふ。諮詢、はかりとふ。意見を尋ねる。敢不竭情、精神のありたけを盡さずには居ない。故三條宮、以仁王。幽厄、押し込められし災難。時命、時機運命。未會、まだ集つて來ぬ。殞身鋒鏑、身命を刀の鋒尖や矢鏃に落す。戰陣の間、間に死ぬること。胤、ちすぢ。北陸宮をいふ。ト、うらなふ。寵姬、丹後局と稱す。

(通解) 初め、以仁王の御子が、僧侶となつて越後に奔り、北陸宮と稱せられ、御年は十七であつたが、義仲は、この方を奉じて京都へ入り込んだ。八月に、法皇は、安徳天皇が平氏と共に西國へ御逃げになり、京都に主上の在さぬといふので、天子を立てんことを評議なされた。この時に、高倉帝の皇子が二人あつて、兄の方は五歲、弟の方は四歲であつたが、法皇には、其どちらかを選んで之を立てんと思召し、それで、宣旨を下して、之を義仲に御尋ねになつた。義仲は、望を北陸宮にかけて居たので、奏聞して、君を立てると申すことは、重大なる御事柄で、私風情の鄙き者が、憚りもなく差出口を申し上げべきでは御座りませぬ。去り乍ら、辱くも御尋ねを蒙りました上は、心置きなく、所存のありたけを盡して申し上げずには居られませぬ。故の三條の宮様には、平氏の我儘横道を御憤り遊ばされ、陛下をば、御幽閉の御災難より救ひ出し奉らんと思召されし處、時節運命、ともに未だ到來致さず、御命をば、戰陣の間鋒尖矢鏃に落させられたこと

は、天下の者が、みな之を悲んで居りまするし、私が平家討伐の功を今日に立てましたのも、また、王の御遺令を奉じました次第で御座りまする。されば、唯今天皇を立てる御評議があらせられながら、それが、その御血筋に及びませぬ様で御座りますれば、天下の人心は、何と申す御座りませうか」と申し上げたが、法皇は、宮が以前僧侶となつて居られたことのあるので、御聞き入れがなく、二皇子中に就いてトをしたら、兄君の方が善いとのことであつたが、法皇には、御氣に入りの宮女丹後局の言を納れ、弟君を立てんと思召し、再びトをして之を御立てになつた、これが後鳥羽天皇である。

(文典)

文辭說餘談

前回までに於て、文辭の類別即ち品詞に關することは、一應これを述べ了りたれば、次に文章構成上の講述に移るべき筈であるが、翻つて思へば、上來の説明中、稍簡に失して、會得し難かるべきかと思はる、箇處もあり、又本文の講義と對比するに、其程度に於て、其間或は差違ある哉の憾なきに非ざる様にも思はるれば、これより、それ等の缺點を補ひ、又一つには、後の文章構成法に關する準備に資する爲め、種々氣附きたる事を陳べて見たひと思ふ。

説述の主意が右の如くであれば、次の文章構成法に入るまでの間は、別に箇條を別たす、即ち條

項以外として、その説明も、敢て組織的に順序を逐はざるべければ、讀者は、其積りにて閱讀せられんことを希望する。

漢文にては、一の品詞が、他の種々の品詞に轉用せらるゝことの多き趣は、上の總説(卷一頁一八)に於ても之を述べ、爾後、各品詞の下に於ても、時々例を出して轉用語を挙げたれば、讀者は、その大要を知得せられたことと思はるゝが、併し、これは、漢文を讀む場合、特に句も點もなき白文を讀む時などには、細心に注意して、その何れの品詞に屬するかを考察せねば、意外の間違を生ずることがあるのであるから、重複ではあるが、試に、同一文字が、種々に使用せらるゝ例を擧げて、一段の注意を喚起することにす。

(イ) 六衛之將將天子親兵。(卷一論文頁四) (ロ) 中宮將將産而難。(卷一頁九八)

(ハ) 將誰答哉。(卷一頁二〇四)

(一) 就與平氏闔門至死不斃親邪。(卷一頁二〇八)

(二) 天子必親征伐之勞。(卷一論文頁三) (三) 大呼馳出親突敵陣。(卷一頁五七)

右は、取敢へず、見當りたるものを拾ひ上げたものであるが、文字の意義の事は別として、たゞ品詞の區別だけでも、此の如く、種々の相違があるのである。即ち

「將」の字、(イ)に於て、上の「將」は、申すまでもなく大將の意で、一の名詞、次の「將」は、率ゐる

の意で、動詞、(ロ)に於ては、産むといふ動詞を助けて、その將然を表はす助動詞、(ハ)に於ては、「また」の意で接續詞である。次に「親」の字、(一)に於ては、「したしみ」の意で、名詞、又、(イ)に於ける「親」は、下の「兵」といへる名詞の性質を表はして居る形容詞、(二)に於ては、「自からする」といふ動作を示す動詞で、(三)に於ては、突くといふ動作の意味を變化する副詞である如く、種々に使用されるのである。

法皇頗厭義仲。欲召頼朝。來京師。義仲爭爲不可。不聽。義仲憤懣。而北兵乏糧。四出鹵掠。法皇患之。時平氏在南海。屢侵山陽。行家請赴討。詔許之。義仲曰。行家雖勇。數奇。不可使將。乃更命義仲。義仲發京師。以足利義清等爲先鋒。閏月。義清與平氏戰于水島。敗死。義仲欲進攻南海。途聞頼朝遣兵且入京師。則引還。有詔止之。不肯。

(訓釋) 厭、いやに思ふこと。憤懣、心の中にいきどほりもたゆる。鹵掠、かすめとる。而、同じく略奪をいふ。數、不仕合、數は運命、奇は不偶で、常に好運の伴はざるをいふ。

(通解) 法皇には、餘程義仲が御いやになつて、頼朝を召し京都に來させやうと思召したが、義仲が之を争ひ、それは宜しからぬと申したれど、法皇には御聞き入れがなかつたので、義仲は心

の中に憤り悶えて居た。して、義仲の引き連れて來た北國兵は、糧食が不足したので、四方へ出で、財物を略奪したから、法皇は之を難儀なことに思召した。この時分、平氏は、南海道に居て、度々山陽道を侵したので、行家は、赴いて征伐せんことを請ひ、詔して之を許されたが、義仲が行家は、勇氣はあれど、いつも不仕合な男ゆへ、大將たらしむるは宜しからぬといったので、改めて義仲に命せられ、義仲は、京都を出發し、足利義清等を以て先鋒とした。閏月に、義清は、平氏と備前の水島に戦ひ負けて死んだ。義仲は、進んで南海を攻めやうと思つたが、途中で、頼朝が兵を遣はし、まさに京都に入らんとして居ると聞いたから、引き還して來た。詔があつて、歸京を止められたが、承知せなんだ。

先是法皇使者至鎌倉頼朝延見言曰平氏棄京師自逃而義仲行家擣虛入之乃矜功要賞敢擇任國胡爲者也臣當疾往伐之而藤原秀衡等日窺臣背臣未可奉詔且帥大兵入輦下徒爲騷擾使者歸報公卿皆想望頼朝風采爭問狀使者言頼朝軀矮而面大然舉止詳雅言語明晰非義仲比也頼朝又使奏曰平氏所侵諸邑宜盡復其故主臣等不宜利之平氏降者宜從赦宥臣嚮被宥故有今日源平竝立同衛王家古制爲然自朝廷視

之。何有彼此哉。法皇益屬意於賴朝。屢使召之。於是賴朝使弟範賴義經。監關東貢賦。西上以詞義。仲義仲欲拒之。與行家謀奉法皇於軍。行家素有寵於法皇。密奏之。法皇乃使僧靜憲詰義仲。義仲對曰。孰造此言者。臣徒慨官家之貳於賴朝也。故欲與決雌雄耳。願得賜討。賴朝宣遂詣法皇。宮獻誓書。且請問執。人詔慰解之。

(訓釋) 掃虛、敵の居らぬ空虚の處へ撃ち入る。矜功、功を賞する。手柄、功を要求する。擇任、赴任地のより取りをする。義仲の越後守を嫌ふて伊豫守となり、行家の備後守を嫌うて備前守となりしをいふ。親背、後方から腹を覗く。輩下、風聲の下、即ち京都のこと。想望、おもひやる。風采、様子人柄。狀、様子。矮、丈低きこと。評雅、しとやかにしてみやびやかなり、詳は粗野ならざること。雅は鄙俗ならざること。明晰、はつきりしたること。調、うかがふ。様子を探る。貳、二心あること。雌雄、勝負。間執、へだて塞ぐ。近附、かしめぬこと。聞は隔つ執は塞ぐなり。詔、人、今は軍に行家を指していふ慰解、心をなぐさめ不平をなく。

(通解) これより先、法皇の使者が鎌倉に行つたが、賴朝は、引き寄せて面會し、語つて申すには、「平氏が京都を棄て、自から逃げましたので、義仲行家は、その空虚を衝いて入り込んだままでのことで御座りまするに、手柄にはほり、御褒美をねだり、憚りもなく任國のより取りを致すなど、何といふ不届者で御座りまするぞ、私には、疾く參つて之を征伐致すべき筈で御座りまするぞ、藤原秀衡などが、日々、私の後の方から、隙を覘つて居りますれば、私にはまだ御召の詔

を奉じ兼ねまする、その上、大兵を引き連れ御膝元に入り込みますれば、たゞ譯もなく、世間を騒がし亂す計りで御座りませう」と。使者が歸つてその旨を報告すると、公卿は、みな賴朝の人の柄を思ひやり、争つてその様子を問ふので、使者は「賴朝は、身の丈は低く、面は大きく御座らぬ、しかし、起居振舞がしとやかに上品で、言葉つきもはつきり致し、義仲などの類では御座らぬ」といつた。賴朝はまた、使をして、奏上せしめ、「平氏の侵し取りました諸領地は、ことごとく、其もとの持主に返すべきで、私どもに於て之を貪り取つては相成りませぬ。また平氏の降參致した者は、御赦免あつて然るべく、私儀も、前に御宥しを蒙り、それゆへ今日ある様な次第で御座りまする。源平二氏並び立つて、共々朝廷を守護致すことは、古の制度が左様で御座りまして、朝廷から御覽遊ばされた時には、いかで彼れの此れのと申すことの御座りませうや」と申したので、法皇は、ますく御意を賴朝に寄せ給ひ、幾度か使をして之を召さしめられた。是に於て、賴朝は、弟の範賴義經をして、關東の年貢租税を監督し、西京都に上らしむることにし、以て義仲の様子を探らせた。義仲は、之を拒がんと思ひ、行家と共に、法皇をば軍中に御連れ申さんと企てた。行家は、平生から法皇の御氣に入つて居たので、内々その事を奏聞した。法皇は、そこで、僧の靜憲をして、之を義仲に詰問せしめらるゝと、義仲は對へて「誰れが左様の事を申しまして御座るか。私は、たゞ、朝廷の賴朝に御二心のあるのを歎かしく思ひまするので、それ

ゆへ、頼朝と勝負を決したく存じまする計りで御座ります。何卒、頼朝を征伐する宣言を賜はり度存じまする」といひ、とうく法皇の御所へ参り、異心なき旨の誓書を差出し、且、讒言する者を隔て、その道を塞がんことを願つたので、詔を下して、之をなぐさめ、その不満を解く様にせられた。

(文典)

上に挙げた文字の如きは、常に種々の品詞に使用されて居るから、文に臨んで注意するときは、之を識別することも容易であるが、平生は多く名詞のみに用ゐらるゝ文字で、他の品詞に轉用されし場合の如きは、動もすれば間違ひ易く、爲に文意を適當に解釋することが出来ぬ様になれば、最も深く考察せねばならぬのである。

- (イ) 體群臣也。子庶民也。(中庸) 人其人。火其書。廬其居。(韓愈、原道)
- (ロ) 尸居而龍見。淵默而雷聲。(莊子、在宥篇) 食而弗愛。豕交之。愛而不敬。獸畜之也。(孟子、盡心章)

(イ)に於ける「體」「子」「人」「火」「廬」は、大概、名詞として多く用ひらるゝ文字であるが、今は、何れも動詞に轉用され、體とする「子」とする「人」とする「や」く「廬にする」と各動作を表はす意

義を有し、而かも、各他動詞として用ゐられたれば、下にその支配する所の名詞をもつて居るのである。又、(ロ)に於ける「尸」「龍」「淵」「雷」も「豕」「獸」も、常には、殆んど名詞としてのみ用ゐらるゝが、今は「尸」の如くに「龍」の如くに、「乃至」「獸」の如くに、「といへる意義を有し、各下に在る動詞「居」「見」「默」「聲」「交」「畜」を變化する副詞として用ゐられて居るのである。これ等を「龍が見える」とか「豕が交る」となどと讀んでは、とんだ大間違を生ずるから注意せねばならぬのである。

十一月。屢詔趣義仲、西征。曰。或謂汝之不西。欲謀不良也。義仲對以備東兵。而鹵掠益甚。法皇遣其幸臣平知康、詰之。知康善擊鼓。稱鼓判官。義仲曰。鼓判官反欲爲人所擊乎。知康怒。還報曰。義仲反形已成。請討之。法皇聽之。驟徵叡山園城寺僧兵。以知康將之。義仲會將士。言曰。我有功無罪。何遽至此。我以五萬士馬留衛京師。而官無所給。不剝豪戶。何以生存。然未嘗敢抄掠皇人也。彼鼓乃讒我。以至此。我將擊而破之。樋口兼光。今并兼平切諫之。勸其詣闕降義仲。怒曰。吾自起兵數十戰。未嘗知有所謂降者。即降。吾反爲鼓所擊。殺耳。遂令將士曰。吾今日決死。汝輩勉之。勿爲頼朝所笑。乃分軍爲七隊。圍法住寺。知康上牆。踴躍罵義仲。義仲咄嗟赴之。知康走匿。北兵縱火索

之不獲。遂奉法皇于攝政，第一帝于閑院，停公卿以下。至知康官爵，自爲院廐。別當。先是義仲娶藤原基房女。於是基房徐開論之。乃徙法皇于西洞院。自辭其官爵。

(訓訓) 不其、よからぬ事、謀叛●幸臣、御氣に入りの臣下●反形、謀叛の形跡●成、成就する、證據の十分なること
●驟、にはかに●不剝豪戸、財産家の物を分取りせれば●抄掠、かすめとる●皇人、皇族の方●踴躍、おどり上る●唯、舌打ちして怒ること●徐、そろ／＼と●開論、道理を陳べて導きさす。

(通解) 十一月に、度々詔して、義仲の西征を催促し「或る者は、其方の西へ赴かぬのは、謀叛を企つる所存である」とまで申すぞ」と仰せられたが、義仲は、關東より來る頼朝の兵に備へんためであると對へ、そして、財物を分取りすることは、ます／＼甚しかつたので、法皇は、御氣に入り、平知康を遣して、之を詰責せしめられた。この知康は、上手に鼓を打つので、鼓判官と呼ばれて居たが、義仲は「鼓判官には、却つて人の爲に打たれ様と思はつしやるのか」といつた爲め、知康は怒り、還つて報告して申す様は「義仲が謀叛の形跡は、最早十分成就致して居りますれば、御征伐の程願はしう存じまする」と、法皇は、之を御聞き入れになり、急速に叡山と園城寺との僧兵を徴し出し、知康を以て之に將たらしむることになつた。義仲は將士を呼び集め、之に語つて「此方は手柄こそあれ、罪は無いのに、何とて遽かに簡様なことになつたのか、

此方には、五萬の兵士と軍馬とを以て、この京都に留り、警固致し居るに、朝廷よりは、その費用の御手當ではない、物持からでも剃ぎ取らずば、何として生きながらへて行く事が出來やうぞ、去れど、今日まで、皇族の方でもかまはずに分捕致した様なことは、更にないのぢや。それに、あの鼓奴が、此方を讒言致しをつて斯くの始末、それゆへ、此方には撃つて之を破つてやる積りぢや」といつたので、樋口兼光、今井兼平二人は、たつて之を諫め、御所へ參内して降參せんことを勧めたが、義仲は怒つて、「此方は、軍を起してから數十度戦つたが、まだ、是れまで、その降參といふものゝあることを存じ申さぬ。もし降參致したならば、此方が却つて、鼓奴の爲に打ち殺さるゝ計りぢや」といひ、とう／＼將士に號令して、「此方は、今日打死する覺悟を致した、其方とも、骨を折り、頼朝のために笑はれな」といつて、そこで、軍勢を分けて七隊とし、法皇の御所法住寺を圍んだ。知康は牆に上り、跳りあがつて義仲の悪口をいつたので、義仲が舌打ちし怒つて、それへ向つて行くと、知康は逃げ匿れて仕舞ひ、北國兵は火を御所に放つて之を捜したが、見付からなだから、遂に、法皇をば攝政の屋敷に、後鳥羽天皇をば閑院の宮に御連れ申し、公卿以下知康に至るまでの官爵を停止し、義仲自から、法皇院の廐別當となつた。是より先、義仲は、藤原基房の娘を娶つて居たが、是に於て、基房は、そろ／＼と、道理を陳べて義仲を導き諭したので、義仲は、法皇を西洞院に徙し奉り、自分からして、その官爵を辭すること

にした。

元暦元年正月。義仲殺從四位下。任征夷大將軍。先是。行家與平氏戰。室山一敗。遂據河内。畔義仲。義仲遣樋口兼光。將兵擊之。而範賴義經已至伊勢。橋公友者。往告變焉。遂赴鎌倉。賴朝見公友。曰。義仲有罪。宜詔臣誅之。知康何人也。焉得與義仲敵。乃檄八州將士。西討義仲。而知康來鎌倉。欲自解說。賴朝戒内外。勿為通。知康至。無肯願者。

(訓釋) 畔、そむく。往告變、伊勢に行き、京都の變亂を知らすこと。解説、言ひわけする。通、取次する。無肯願者、誰も振り返つて見る者もない、相手にする者もないこと。

(通解) 元暦元年正月、義仲が、從四位下に叙せられ、征夷大將軍に任せられた。是より先、行家が、平氏と室山に戦つて負け、遂に河内に立て籠つて義仲に背いたので、義仲は、樋口兼光をやり、兵に將として之を撃たしめた。然るに、範賴義經は、最早や伊勢まで参つて居る。橋公友といふ者が、そこへ行つて京都の變事を知らせ、それから、とうとう鎌倉まで赴いた。賴朝は、公友に面會し、義仲に罪があらば、この私に詔があつて、之を誅伐せしめらるべきで御座る、知康は何もので御座るぞ、いかで義仲と敵對致すことが出来申さうや」といひ、そこで、關東八

箇國の將士に觸文を廻はし、西の方義仲を伐つことにした。それから、知康が、鎌倉に参り、自分と言ひ譯をする積りであつたが。頼朝は、幕府の内外に注意して、知康のために取次ぎをさせぬ様にしたので、知康は來たが、誰も相手にして呉れる者がなかつた。

(文典)

更に、漢文にては、固有名詞が、形容詞たることは勿論、時には動詞として用ゐらるゝこともある。此等は、餘程前後の文義に注意せざれば、たゞ其文字の意義だけに拘はつて居ると、とても全體の文意を解することが出來ぬ様になる。左に動詞として使用されてある例を出さう。

公若曰。爾欲三吳主我乎。(左傳定) 黃老于漢。佛于晋宋。魏隋齊梁之間。(韓愈原道)

是欲三吳主我。是欲三吳主我。是欲三吳主我。是欲三吳主我。(胡證、上)

右「吳王」「劉豫」は、本來一定の個人を指したる固有名詞で、「黃老」「佛」は、今は「黃帝老子の徒」「佛教徒」の意味ではあるが、何れも、もとは一個人特有の稱呼より出で、又一個特別の宗徒の名であれば、矢張り固有名詞として取扱ふべきものである、然るに、皆、動詞として用ゐられ、「吳王の如くにする」「劉豫の如くにする」「黃老がある」「佛がある」といふ意義を有して於る。此の如く、漢文にては、性質上、その形に於ては、全く變化する能はざる同一文字が、種々に使

用せられて、その位置、前後の關係等によつて、之を識別する外なければ、讀書の際、最も深く注意せねばならぬのである。

無幾何、徵兵聚者六萬。乃盡委之於範頼義經。因令曰。木曾阻我兵。必於宇治河。皆具善馬。可以騎渡。頼朝有駿馬二。曰池月。曰磨墨。梶原景時有寵。其子景季年少銳勇。於是請得池月。以先登。頼朝曰。乞焉者多。吾不與也。願頼等戰不能克。吾且親往。此吾乘也。乃賜磨墨。諸將士皆發。明日。佐佐木高綱自近江來謁。頼朝問曰。汝在近江。盡直從軍入京乎。高綱對曰。臣如從軍。不敢期生。欲一見君訣別。且奉指揮也。馳三日乃達。臣唯一馬。罷不可用。故後期在此。頼朝喜。因謂之曰。汝能爲我先登於宇治乎。曰能。臣居河上。識其淺深也。於是遂出池月。賜之高綱。感喜。謝曰。君聞高綱未戰而死。則不能先登也。聞未死而戰。則先登者高綱也。拜舞而出。頼朝呼返。戒之曰。景季等乞焉。而不與。汝記之。對曰諾。

(訓釋) 委、まかす。阻、くむ。止める。銳勇、勇氣鋭きこと。先登、さきがけする。一番のり。吾乘、自分の乗り料。訣別、暇乞いする。罷、疲れる。河上、河のほとり。拜舞、喜び勇み、小躍りして禮をすること。記之、忘れず覚えて居れ。

(通解) いくばくもたぬ中に、徵兵の集まつたものが、六萬人あつたので、残らず之を範頼義經にまかすことにし、そこで、其等の者に令して、「木曾が我兵を喰い止めるのは、必ず宇治河で致すであらう、されば、一同に善い馬を用意して、騎り越す様に致せ」といつた。頼朝には、駿馬二頭を持つて居たが、一を池月といひ、一を磨墨といつた。梶原景時が、頼朝の氣に入りで、その子の景季は、年が若く、勇氣の鋭い男であつたが、是に於て、池月を戴いて先陣致したいと願ひ出たので、頼朝は「池月を望む者は多いが、此方は遣はさぬのぢや。念へば、範頼等が戦ふて勝てなんだ時には、此方が自身に出かける積りで、池月は、その時の此方の乗り料ぢや」といひ、そこで、磨墨の方を與へた。さて、諸將士が皆出發すると、その翌日、佐々木高綱が近江から來て目通りしたので、頼朝が問ふて「其方は近江に居ると聞いたが、然らば、なせ直ぐに軍に従つて京都に入らぬのか」といふと、高綱は對へて「私は、軍の御供を致しまする場合には、必ず生きて還るといふことをあてに致しては居りませぬ。されば、一たび我君に御目通り致し、御暇乞ひを申し上げ、且つ、御指圖をも蒙りたひと存じまして、三日の間馳せ通し、やつと到達は致しましたが、私は唯一頭の馬を持ちます計りで、疲れて役に立ちませず、それ故、諸將士出發の時期にも後れ、唯今まだ茲に居ります様な譯で御座ります」といたつので、頼朝は喜び、そこで高綱に語つていふには、「其方には、我がために、見事宇治河の先陣が出来るか」と、すると

高綱は「出来まする、私はあの河邊に居りまして、その浅い深いを心得て居ります」と答へた。是に於て、遂に池月を牽き出して之に與へた。高綱は、その恩に感じ喜び、御禮を申して「我君には、高綱が、まだ戦はぬ中に死んだと御聞になりましたならば、先陣致すことが出来ないので御座りまするが、まだ死なずに戦つて居ると御聞き遊ばしましたならば、その先陣致した者は、この高綱で御座ります」といひ、小躍りし勇んで、御辭儀をして出かけた。すると、頼朝は之を呼び返し、注意して曰ふには「景季などが、その馬を所望したが、與へなんだのちやぞ、其方忘れずにそのことを覚えて居れ」と。高綱對へ曰ふ「かしこまつて御座りまする。」

(文典)

名詞に就いて

名詞には、二字以上を連結して成れるものあること、又、他の種々の品詞より轉化するものあることなどは、上(卷一)の名詞の下に述べて置いたが、その中、一寸分り難いと思はるゝ事どもを、左に説明しやう。

例へば、「進」の字は、もと動詞で、「すゝむ」といふ一種の動作を表はす詞であるのは、申すまでもないが、しかし、これが、「すゝむこと」といふ一種の事件を示す場合には、名詞となるので、人勸下其待三兵集而進(卷二頁二二五)

といふ句に於て、試みに、「其」の代名詞を「頼信」の二字とし、上の「人勸」の兩字を取り去つて見ると、「頼信待三兵集而進」となつて、「進」は、正しく進んで行く動作を表はす詞となるが、上文の如く「人勸」の二字を冠らせてあると「或人は、頼信が、兵の集るのを待つて進まんことを勸告した」といふ意味で、「進」は一の事件を表はす詞となり、「勸」といふ動詞に支配せらるゝ名詞となるのである。

右はその一例であるが、他にもこれによつて類推すべきで、或る動詞が、他の動詞に支配せられたる場合には、その支配せられたる動詞は、名詞となるのである。

以上は、文の客語となつた場合を示したのであるが、文の主語となる時でも、動詞が名詞に轉化することは、少くはない。

抑源氏所コ以殺相家之權也(卷一頁二〇六)

の如き「抑」は、もと動詞であるが、今は「抑へること」といふ一の事件を示す詞となり、下にその説明句があつて、「抑」の字が、「源氏」の二字を伴ふて文の主語となり、一の名詞となつて居るのである。

時大軍陣于浮島原景季視羣馬無過磨墨者牽而上高丘誇示於衆已而

有^リ大^ニ嘶^ク聲^ニ。畠^山重^忠曰^ク。池^月聲^也。何^ヲ以^テ至^ル此^ニ。已^ニ而^{シテ}高^綱僕^ヲ牽^テ池^月至^リ。過^テ丘^下。景^季問^ク曰^ク。誰^ガ乘^リ。僕^ガ對^シ曰^ク。佐^佐木^氏之^乗。景^季大^ニ愠^リ曰^ク。不^レ圖^ラ公^之視^レ。彼^ハ誰^ト。我^ハ寧^モ與^レ彼^ト死^シ。使^シ公^喪。喪^ニ二^良。即^チ控^レ刀^ヲ。要^シ路^ニ而^待。高^綱望^ミ見^ル之^ヲ。謂^ク其^騎曰^ク。彼^ハ非^ズ梶^原邪^ノ公^之囑^レ我^ニ。殆^シ爲^レ是^也。漸^ク近^ク。景^季呼^ビ曰^ク。四^郎久^闊。彼^ハ乘^リ公^所賜^乎。高^綱晒^シ曰^ク。否^{。吾}患^レ無^シ善^馬。欲^シ就^シ公^厩。借^シ之^ヲ。聞^ク磨^墨已^ニ賜^レ於^レ子^矣。池^月不^レ得^レ命^矣。子^且然^{。況}於^ニ高^綱乎^{。然}君^事方^急。不^レ遑^ニ顧^ル。慮^ス遂^ニ誘^ハ厩^人竊^レ之^矣。後^有責^問。子^幸救^シ解^之。景^季色^解。笑^テ曰^ク。悔^ム我^不竊^也。乃^與俱^西。

(訓釋) 高岳、小高き岡。誇示、自慢して見せびらかす。愠、心中に不満を抱き、むつとする。二良、二人の勇士。景季と高綱、控刀、刀の柄を握ること。囑、いひ含める。四郎、高綱の通稱。久闊、久しく會はざりしこと。久方振り、厩人、馬屋の別當。竊、ひそかに盗む。救解、言ひ譯して助ける。色解、顔色の直ること。

(通解) 時に、大軍が、駿州の浮島原に隊列を整へて居た場合に、景季が、多くの馬を視るに、磨墨に勝るものがなかつたので、磨墨を引つ張つて、小高い岡に上り、大勢の者に自慢らしく見せびらかして居た。すると、その内に、大に嘶く聲がして、畠山重忠が「あれは池月の聲ぢやが、どうして茲へ來たのであらうか」といつて居ると、兎角する間に、高綱の僕が、そこへ池月を牽いて來て、丘の下を通つた、景季が問ふて、「誰の乗り料か」といふと、僕は對へて「佐佐木様の

乗馬に御座ります」といつたから、景季は大不満で「思ひもよらぬ、かく、我君の高綱を御覧になるのが、此方よりも踰へ勝れて居らうとは。かくある上は、よし、此方、いつそ、こゝで彼と果し合ひ、我君をして二人の好き侍を亡はせて呉れう」といひ、すぐ、刀の柄に手をかけ、路を立ち塞いで待つて居た。高綱は遠くから之を見て、その從騎に向ひ「あれは梶原ではないか、我君の此方に言ひ含められたのは、大方こんな事の爲めであらう」といひ、次第に近寄つて來ると、景季は聲をかけ「四郎殿、久し振りで御座る。ときに、あの乗馬は、我君から賜はつたので御座るか」といふと、高綱は、晒つて「いや、左様では御座らぬ。身共が良馬を持たぬのが心配で、我君の御馬屋へ參り、借り受けたいと存せし處、承れば、磨墨は、はや貴公に下され、池月は、御許を得なんだとの事。貴公でさへ左様で御座るもの、まして、この高綱などは、とても望まれも致さぬ譯。さりとて、我君の御大事は、正しく差迫つて居ること、左右の思案を致し居る違も御座らねば、遂に、御馬屋の別當をすかして、そつと盗み出して來たので御座る。後日御尤めのあつた節は、貴公、よしなに言ひ譯して、救ふて貰いたう御座る」といつたので、景季は、顔色も和ぎ、笑ひながら「身共も盗まなんだのが残念ぢや」といひ。そこで、ともく西の方へと進んだ。

範頼、向ニ勢多。義經、向ニ宇治。義仲聞之、議ニ戰守。見兵千騎。乃遣今井兼平。山木義弘。拒ニ勢多。根井行親。楯親忠。拒ニ宇治。撤ニ橋板。樹ニ棚。張ニ繩於水中。守之。二十日。義經以二騎二萬五千。至ニ東岸。戒ニ居民。避ニ軍。而火ニ其虛舍。以布陣焉。起ニ櫓。自登。具ニ筆硯。書ニ將士功最。曰。將以報ニ鎌倉也。將士皆奮欲戰。義經又發令。而軍鬪。不聞令。乃取ニ平等院。鼓ニ搥於櫓下。一軍屬耳。義經乃令二萬人中。必有善洒者。直前嘗之。我勇士緣ニ橋架。防ニ敵。勿使敵射我洒者。洒者爭釋甲而沒。刀截ニ其繩。平山季重。澁谷重助。熊谷直實等。上ニ架而射。

(訓釋) 戰守、戦ふことと守ること。處否、居民の家屋敷。櫓、高やぐら。功最、手柄の手に優れたるもの。鬪、やま。しきこと。搥、うつ。屬耳、耳をつけてきくこと。嘗、試む。橋架、はしのけた。

(通解) 範頼は勢多に向ひ、義經は宇治に向つた。義仲が之を聞き、戦ふと守るとの評議をしたが、現在兵が千騎あつたので、そこで、今井兼平、山木義弘を遣はして、勢多に拒ぎ、根井行親、楯親忠に、宇治に拒がしめ、橋板を取り去り、棚を立て、繩を水中に張つて、之を守つた。二十日に、義經は、騎士二萬五千人を率ゐ、宇治河の東岸に至り、居民を戒めて、軍を避けしめ、そして、その家を焼き拂つて、そこに陣を布いた。又、櫓を建て、自から其上に登り、筆や硯を用ひ、將士の手柄の最も優れたものを書き記すことにし、筒様に致して鎌倉に知らせてやるのち

や」といつたので、將士どもは、何れも勵んで戦はんとして居た。義經は、又、命令を發したが、軍中ががや／＼とやかましく、それを聞かぬので、平等院の大鼓を取つて來て、櫓の下で打ち鳴らすと、一軍が耳を澄まして聞いたから、義經はそこで「二萬人の中には、必ず洒ぎの上手な者があらうが、直ぐ進んで洒いで見る様に致せ。我が勇士は、橋桁を傳ふて敵を防ぎ、敵に我が洒ぐ者を射させぬ様にせよ」と命令した。すると、洒げる者は、我も／＼と具足を脱いで水に飛び込み、刀でその繩を切り。平山季重、澁谷重助、熊谷直實などの面々は、橋桁に上つて弓を射かけ、敵を防いだ。

射戰良久。有二騎。鞭馬亂流而進。先者景季。後者高綱。高綱自後給景季。曰。子之馬條慢矣。景季駐馬。約條高綱。則超乘而過。上岸自名。景季踵上。義經上。功薄。高綱爲先登第一。景季爲第二。畠山重忠以手兵繼渡。行親射之。中其馬。重忠洒而達岸。揮刀而進。北兵辟易。義經乃以全軍渡。擊大破之。行親搏戰而退。

(訓釋) 良久、大分長い間。給、あざむく。馬條慢、馬の腹帯がゆるむ。約、しめる。超乘、のり越す。上功薄、手柄ある者の人名帳に書き上ぼす。辟易、開き退く。貌、前にも出でたり。搏戰、組討してたゝかふ。

(通解) 射のひをして戦つて居ることが随分長い間であつた。すると、二人の騎馬武者があつて、馬に鞭あて流を横切つて進んだ。先なるは景季で、後なるは高綱である。高綱は、後から景季を欺いて「貴公の馬の腹帯がゆるんで御座るぞ」といつたので、景季が、馬を留め、腹帯を締め直して居ると、高綱は、その間に乗り越して行き過ぎ、岸に上つて、自から名乗つた。景季も引き續いて上つて行つたが、義経は、軍功の名簿に書き上げずに、高綱を先登第一とし、景季を第二とした。畠山重忠は、手勢を以て、繼いで渡つた。行親が之を射て、その馬にあてたが、重忠は、酒いで岸に達し、刀を揮つて進むと、北國兵は、それに畏れて、あとすざりし退いた。義経は、そこで、全軍を率ゐて渡り、撃つて大に之を破り、行親は組討ちして戦ひ、そして退いた。

(文典)

形容詞の名詞に轉ずることに就いては、卷一名詞の下に於て、既に一二の例を出して述べ置きたれば、他も大抵これに準じて知るべきで、これも、上の動詞の場合と同じく、事物の状態性質を形容する詞が、一の事物を表はす詞となる時、名詞に轉ずるので、「美しき」「醜き」「高き」「低き」「善き」「悪き」といへる場合は、無論形容詞であるが、「美しきこと」「醜きこと」「高きこと」「低きこと」「善きこと」「悪きこと」となると、何れも名詞で、二字以上を連結したる形容詞が、名詞となるの

も、みな同様である。別に例を出して説明する必要もなからう。

副詞より名詞に轉せるのも、又は、種々の異りたる品詞が結合して、元來は、動詞、形容詞、副詞などの作用を爲すもの、名詞に轉じたるものなども、以上述べ來りたる例により、類推するこゝとが出来るのである。左に多くの品詞の結合より成れるものだけを、その一例として出して置かう。

終致失其千歲不拔之權。而授之嚮所。奴僕視者。(卷一論文頁一三)

右の句を細かに分解すれば、固より種々の品詞より組み立てられて居るが、しかし、その全體を支配して居るのは、「終」といへる副詞を伴へる動詞「致」で、「とう／＼仕出來した」といへることを説述するのが主眼である。然らは何を仕出來したかといへば、下に擧ぐる所の事柄がそれで、「千歲不拔の權を失ふたこと」と、「その權をば前に奴僕扱にして居た者に渡した」との二件であるので、すなはち、一は「失」の字、一は「授」の字を冠したる、或る動作を示す句が、この場合には、一の名詞と異らざる作用を爲して居るのである。

義仲馳使請法皇幸醍醐寺。弗聽。則率兵馳赴其宮。拔刀瞋目。立于階下。具輿趣幸宮中。股栗。會有來告東軍已至。木幡一矣。義仲馳出。過五條。第一。訣妻藤

原氏。久而不出。有二士諫之。自殺帳前。義仲乃出。遇行親。忠合其兵。兵僅三百騎。望見東軍。旗幟彌天。曰。吾死矣。諭將士散去。衆請生。死相從。義仲乃進。冒東軍。重忠景時等累進。皆潰。義仲驅進。與義經遇。義經以數百騎攢蹄衝擊。因亂射之。義仲大敗。被創。以殘兵西走。

(訓釋) 股栗、大に恐れて、兩脚のふるへること。二士、越後能景津波田三郎といふ。帳前、とばりの前、帳は布帛などにて製し、人目を隔つる爲めなどに用ゐしもの。彌天、空一面に互ること。攢蹄、馬の脚を揃へて驅けること。

(通解) 義仲は、使を馳せて、法皇に醍醐寺へ御幸あらんことを願つたが、御聞き入れがなかつたので、自から兵を引き連れ、馳せて法皇の御所に赴き、刀を抜き目を瞞らして階の下に立ち、御輿を用意して御幸を御催促申したから、宮中の者は、わななくと顛ふて恐れした。折から、關東勢が早や木幡まで参つたと、來て知らせる者があつたので、義仲は、そのまゝ驅けて御所を出で、途すがら五條の屋敷へ立ち寄つて、妻の藤原氏に別を告げたが、別を惜んで久しくたつても出て來ず、二人の侍があつて之を諫め、とばりの前で自殺したので、義仲は、やつと出て來て、行親親忠に出あひ、その兵を合せたが、兵數は僅かに三百騎しかなかつた。然るに、關東の軍勢を望んで見ると、旗や幟が、空一面に亘つて居るので、義仲は、「此方はいよいよ死ぬる」といひ、將士を諭し、解散して去らしめやうとしたが、一同が、生きることも死ぬることも、ともなく御供致し

たひと請ふた。義仲は、そこで、進んで東軍を冒し、重忠や景時等が、累りに進んで之に當つたが、何れも陣立てが崩れて負け、義仲は之を驅り立て、進み、やかつて、義經と出遇つた。すると、義經は、數百騎を率ゐ、馬の脚を揃へ、衝き進んで攻撃し、それに附けては、滅多射に射かけたので、義仲は、大に敗れて創を受け、殘兵を率ゐて西へ逃げた。

義經使其兵追之。而與重忠等詣法皇宮。大江業忠上宮垣望見之。曰。義仲復至矣。一宮驚怖。業忠又報曰。旗號自別。蓋東兵也。義經躍門下馬。嚴言曰。臣源賴朝使者義經也。破賊而至矣。願爲奏之。業忠驚喜。跳下。匍匐入奏之。法皇大喜。延六人。列立中門外。見之。使人指問其名。穿赤錦袍者。曰。源義經。被緋甲帶大刀者。曰。畠山重忠。亞重忠者二人。曰。澁谷重助。河越重賴。玄甲者。梶原景季。黃甲者。佐佐木高綱。法皇曰。皆壯士也。因勅護宮焉。義仲既敗。欲挾法皇西奔。還至于宮。義經等擊卻之。

(訓釋) 一宮、御所中。嚴言、聲を張り上げて言ふ。穿、着ける。赤錦袍、あかぎにしき。ひたれ。緋甲、ひおどし。玄甲、黒絲威の鎧。黃甲、黄絲威の鎧。

(通解) 義經は、手下の兵をして之を追はしめ、そして、重忠等と、法皇の御所へ参つた、大江

業忠が、御所の垣に上り、之を望み見て「義仲がまた参りました」といつたので、御所中が驚き怖れたが、業忠が又知らせして「旗の印が、おのづと違いますれば、多分、關東勢で御座りませう」といつた。義経は、門まで来て馬を下り、聲を張り上げて、「私儀は、源頼朝の使者義経で御座ります。賊を破つて推参仕りましたれば、願はくば、その趣御執奏下されたう存じます」といふと、業忠が、驚き喜んで垣から飛び降り、餘りの意外に腰をぬかして、腹ばひしながら入つて之を奏した。法皇は、大に御喜びになり、六人を召し入れ、中門の外に並び立たしめて、之に御會ひになり、人をして一人々、其名を指し問はしめられた。赤地錦の直垂を着けて居るのは誰か、曰く「源義経」、緋威の鎧を着け、大きな刀を帯して居るのは、曰く「高山重忠」、重忠の次に居る二人は、曰く「澁谷重助、河越重頼」、黒色威の鎧のは、「梶原景季」、黄色威の鎧のは、「佐々木高綱」といふと、法皇は、「何れも天晴な勇士ぢや」と仰せられ、因つて、詔して宮城を守護せしめられた。義仲は、既に敗れてから、法皇を御連れ申して西へ走らんと思ひ、還つて御所へ来たが、義経等が撃つて之を卻けた。

義仲走至三條磧。東兵争要撃之。義仲且戰且走。殘兵十三騎。重忠復追之。義仲妾曰巴。兼平妹也。有膂力。每從軍。是時單騎止鬪。重忠欲生得之。注目

薄之。攫巴。甲袖。巴策馬。馬躍袖絶。重忠舍之而返。義仲以七騎走。會範頼既破勢多而入。遠江人内田家吉。在其先鋒。巴與之搏。斬其首。以視義仲。義仲歎曰。家吉美而勇。乃授首於女子。不知吾亦終死。何人手也。因諭巴遁去。曰。臨死携妾。人謂我何。巴請共死。義仲強之。巴乃泣涕辭去。

(訓釋) 巴、ナカハラカネトホウサメの女なり。●膂力、きんじく、ちから、殊に力の強きにいふ。●注目、めなつける。●攫、つかむ。●策、鞭つて視、みせる。●強之、是非にとしめること。

(通解) 義仲が走つて三條の河原まで行くと、關東兵が、我もくと、之を待ち設けて撃つたので、義仲は、戦ひつゝ逃げたが、殘兵は十三騎で、重忠が、また之を追つかけた。義仲の妾を巴といひ、兼平の妹であるが、強い力があつて、いつも軍に従ひ、この時も、たゞ一騎で止まり闘つた。重忠は、之を生け捕りにせんと思ひ、目をつけて居て之に迫り、巴の鎧の袖をつかむだが巴は馬に鞭あて、馬がはねると、鎧の袖がちぎれて仕舞つたから、重忠は、復戦はず、之を棄て返つた。義仲は、七騎を率ゐて走つたが、折から、範頼は、既に勢多を破つて、京都の方へ入り込んで参り、遠江の人の内田家吉が、その先鋒に居たが、巴は、之と組討ちして其首を斬り、それを義仲に見せると、義仲は嘆息して「家吉は立派な男で勇氣があつたのに、首を女の手に渡した。此方も、また、誰の手に死ぬことか、分りはせぬわい」といひ、よつて、巴を諭して逃げ

去らしめ「死ぬる間際に妾を連れて居ては、人が此方を何と申さう」といつた。巴は、ともく
に死なんことを請ふたが、義仲が是非にと強いたので、巴は、泣いて涙を流し、暇乞いして去つ
た。

義仲走至粟津。遇兼平。兼平曰。義弘戰死矣。臣未審主公爲何狀。是以脫歸
耳。義仲曰。吾宜死於京中。欲一見汝。故忍而至。此身創力竭。可以自殺矣。兼
平曰。主公努力。方今平氏在西。佐公在東。主公盍走保北國。以圖三分。臣請
留防敵。主公可以逃也。乃樹旗集潰兵。潰兵稍聚。得數百騎。進衝敵陣。貫而
過者三。乃有二十餘騎。範賴以數千騎圍之。義仲奮戰。盡亡其騎。獨有兼平。
兼平乃指一邱樹。謂義仲曰。君赴於彼。徐自爲計。臣請拒於此。義仲徑往赴
邱。馬陷于淖。顧視兼平。箭中額。死。年三十一。兼平方奮鬪。餘八矢。射斃八
騎。聞敵中呼木曾公死。曰。吾事終矣。啣刀墮馬。自貫而死。

(訓釋) 脱歸、切り抜けて歸る。身創力竭、身に創を受け、力は盡きる。骨折る、三分、天下を三分にする。貫、
陣中をつきぬける。邱樹、岡の上に生へたる木、邱は丘なるべし。徑田、田の中を通り行くこと。淖、ぬかるみ、泥深き所。
● 服、えびら、箭を挿して置く具。啣刀、刀を口にくはへる。

(通解) 義仲が走つて粟津まで行くと、兼平に遇つた。兼平は「義弘は戦死致しました。私は、我君が如何なる御様子であるかを存じませず、それゆへ、切りぬけて歸りましたので御座ります」といつたが、義仲が、此方は、京都の中で死ぬべきであつたが、一度其方に遇ひ度いと思ひ、わざと忍んで茲まで來たのぢや。身には創を受け、力は盡きて仕舞ふたから、もう自害致すぢや」といふと、兼平は「我君には御骨折れ遊ばされませ。唯今、平民は西に居り、兵衛佐殿は東に居らせらるゝ、我君は、なせ、走せて北國を守り、以て天下を三分けにする御分別をなされませぬか、私が、どうか、留つて敵を防ぐことに致したう御座りますれば、我君には、その間に御逃げなされます様に」といひ、そこで、旗を立て、散らばつた兵を招き集めると、潰兵が少しづつ聚つて來て、數百騎を得たから、進んで敵陣を衝き、その陣中をつきぬけて通ること三回したが、この間に多くの兵を失ひ、そこで、残つて居たのが、二十餘騎あつた。そこへ範頼が數千騎を以て之を圍んだので、義仲は、奮つて戦ひ、殘らずその騎士を無くして仕舞ひ、たゞ兼平が居た計りであつた。兼平は、そこで、一の丘の樹を指し、義仲に向つて「我君、あれへ行つて、靜かに御自身の覺悟をなされませ。私が、茲で拒ぐことに致しませう」といつたので、義仲が、田の中を通つてその丘に行くと、馬が泥深いぬかるみに落ち込んだから、振り向いて兼平は如何と見ると、その途端に、箭が額に中つて死んで仕舞つた。年は三十一であつた。兼平は眞最中奮ひ

闘つて居り、籠の中に八本の矢を餘して居たのを以て、射て八騎を仆したが、敵の中に、木曾殿が討死されたと、口々に傳へ呼ばはつて居るのを聞き、「此方の仕事も、もうこれまでぢや」といひ、刀をくわへ馬から落ち、自分で喉をつきぬいて死んだ。

(文典)

名詞に格のあることは、上の名詞の下で述べて置いたが。元來、吾人の思想には、或る題目となる事物があつて、その事物に就いて、何等かの判断或は感興等を有するものなれば、之を文章に綴る場合に於ても、二の主要なる部分がある。即ち一は其文章の題目、一は其題目に就いての何等かの表明である。而して、その題目を示す詞を主語といひ、その表明を顯はす詞を説明語といふ。

(イ) 馬倒而胃墮

(ロ) 路險、夜黑

右(イ)に於ては、「馬」「胃」の二字は、説述の題目即ち主語にして、「倒」「墮」の二字は、各その題目となれる事物が、如何にせしかを表明する、即ちその題目の或る動作を示す説明語である。又、(ロ)に於ては、「路」「夜」の二字は、題目即ち主語にして、「險」「黑」の二字は、その題目が、如何なる有様であるかを形容する説明語である。

斯の如く、僅に一字の名詞を主語とし、一字の動詞或は形容詞を説明語として、完全に、或る題目に就き、或る表明を爲すことも出来るが、しかし、動詞の中には、他の語を伴はざれば、十分なる表明を爲すことが出来ぬものがある。

義經執火視之。

僕奪其資棄靜。

の二例に就いて之をいへば、試みに動詞「執」「視」「奪」「棄」の下に在る名詞、又は「之」

去れば、主語と説明語とを存するも、その意義は不完全である。即ち主語の示せる事

何に對して及んで居るかが明瞭ならざるため、十分の表明を爲すことが出来ぬのである。此の如き場合には、その動作の客體を擧ぐることを要するので、上の各動詞の下に在る名詞又は代名詞は、その客體を擧げたのである。この客體を示す文字を、動作の主體を示す主語に對して、動詞の客語と稱する。

文章は、右の如く、一の主語と、一の説明語、而して、或る動詞には客語を添ゆれば、之を構成することを得るのであるが。去り乍ら、實際に於ては、斯く簡單なるものは甚だ罕で、主語にも説明語にも、幾多の詞を添へて、これを品節するのが常である。即ち、或は主語客語を形容し、或は動作形状を修飾し、以て十分に意義を表明するのである。

名詞が、その位置によつて格を異にするのは、以上述べ來りたる文章構成上の都合から起るの

で、即ち、名詞は、文の主語たる位置に在るときは、之を主格と稱し、客語たる位置にあるときは、之を賓格と稱し、主語客語を形容する場合の如きを、領有格と名け、動作形状を修飾して、恰も副詞の如き作用を爲す場合を、指定格と名くるのである。他は名詞の下を參觀せられたい。

東軍振旅。而兼光方破行家。追之。紀伊。聞難。還京師。其兵道亡。比及鳥羽。有三十騎。東兵赴擊。兒玉黨與之有姻。諭降。以歸。請宥死。朝議不聽。義經傳義仲以下。首京師。帛書其髻。曰。賊義仲。縛兼光。從其後。終斬之。義仲叔父義廣。初防。一口兵敗。逃伊勢。後爲賴朝所攻。殺義仲子義高。嚮質於鎌倉。賴朝妻以女。後欲殺之。義高覺而遁。追捕被斬。妻悲慟不食。賴朝歸罪於鎌倉。賴朝妻欲改嫁。女於藤原高保。不肯而死。義仲妾巴。既別義仲。釋甲。間行。歸信濃。遇義仲親故。具語以故。相泣也。時年二十八。削髮爲尼。居越後。友松祈義仲冥福。以終身云。

(訓釋) 振旅、戦に勝ち軍勢を整へて還ること、振は整へる、旅は軍勢、兒玉黨、武藏の七黨と稱するもの一にして、もと藤原氏より出で、武藏の兒玉郡に住せしが、後、その族蕃延して、十數氏となりしものなり。帛書、帛製に書き附けるの書、もとどり、髪結び目のこと。悲慟、甚しく悲みなげること。間行、しのび歩く。親故、親族や故い知り

合ひ。

(通解) 關東軍は勢揃をして還つた。そして、前に、義仲の命で行家を討ちに行つた樋口兼光は、丁度、行家を破り、之を紀伊に追ひ拂つたが、騷動の起つたの聞き、京都に還ると、その兵士が途中から逃げ出し、鳥羽に著く頃には、僅か三十騎しかなかった。そこへ、關東兵が出かけて之を撃つたが、兒玉黨が兼光と縁類であるので、説き諭し、降参せしめて、連れ歸り、死罪を赦さんことを願つた。しかし、朝廷の評定では、之を聽されなかつた。義經は、義仲以下の首を京都へ送り、義仲の髻に、帛に書いた札を付け「賊義仲」と記し、兼光を縛つて、其後に從はしめ、後、終に之を斬つた。義仲の叔父義廣は、初め山城の一口を防ぎ、兵が敗れて伊勢に逃げたが、後、賴朝の爲に攻め殺された。義仲の子の義高は、さきに鎌倉に人質となつて居り、賴朝が、妻はずに自分の娘を以てした。後、之を殺さうと思ふと、義高は感附いて逃げたが、追つかけて捕へられ、斬られて仕舞つた。すると、その妻が、大へん悲み歎いて、食物を食はぬので、賴朝は、義高の殺された罪をば、追つかけた者にさせ、之を斬り殺し、娘をば、改めて藤原高保へ嫁にやらうと思つたが、娘は承知せずして死んだ。義仲の妾の巴は、義仲に別れてから、具足を脱ぎすて、人目を忍んで行きつゝ、信濃に歸り、義仲の親族や舊い知り合ひの者に遇ひ、詳しく譯次第を物語り、ともく泣いた。この時、年が二十八であつたが、髪を剃つて尼となり、越後の友

松に住ひ、義仲の冥土の幸福を祈りつゝ、一生を終つたと申すことである。

義仲既死。平宗盛自南海徒山陽。山陽將士自室山水島二役。服從平氏。平氏終復福原。築城據焉。負山臨海。生田爲東門。一谷爲西門。勝兵十萬餘。擊大艦數千。平教經轉戰于備前。安藝。淡路。和泉。皆捷。源賴賢子義嗣。賴仲子義久。居淡路。皆爲所殺。平氏威振關西。期犯京師。賴朝聞之。趣二弟赴伐。以二月三日。攻一谷。範賴以五萬騎向東門。梶原景時監軍焉。義經以萬騎向西門。土肥實平監軍焉。以明日爲清盛忌辰。延至七日。先期三日早發。

(訓釋) 役、合戦。勝兵、勝ちほこつて居る兵。期、心あてにする。監軍、軍目付をする。忌辰、命日。

(通解) 義仲は既に死んだ、平宗盛は、南海から山陽に移り、山陽の將士が、室山と水島との二ヶ所の合戦から、平氏に付き従つたので、平氏は、とうとう、攝津の福原を恢復し、城を築いて之に立て籠つた。後には山を負ひ前は海に臨み、生田を東の門とし、一谷を西の門とし、陸には、勝ちほこつた兵が十萬餘人あり。海には、大きな船數千艘を繋いで居た。平教經は、備前、安藝、淡路、和泉などを經廻つて戦ひ、みな勝利を得、源賴賢の子の義嗣、賴仲の子の義久が、淡路に居たが、みな殺され、かくて、平氏の威勢は關西に振ひ、京都に攻め込まんと心あてにして居た。賴朝は之を聞き、範賴義經の二弟を催促して、赴き伐たしめた。二月三日を以て一谷を攻め

やうといふので、範賴が、五萬騎を率ゐて東門に向ひ、梶原景時がその軍目付をなし、義經が、一萬騎を連れて西門に向ひ、土肥實平がその軍目付をすることになつたが、その翌日が清盛の命日であるといふので、遠慮して、七日まで延ばすことにした。しかし、又都合で、その期に先だつ三日前に、朝早く出かけた。

義經取丹波路兼行。比暮至三草山。聞平資盛等七千騎陣山西北也。召實平。議曰。夜襲之乎。抑待旦也。實平未對。田代信綱進曰。敵謂我恃衆。稽留也。則急襲之。必勝。義經曰。是得我心。即發。命僕辨慶。火沿道。民家取明。而過。夜半至山西北。急襲資盛。資盛果不備。大敗走。天明。令信綱實平以七千騎赴西門。而自將精騎三千向鶴越。鶴越者。城後間道也。

(訓釋) 兼行、二日で行く。道程を一日で行く如きこと。且、夜あけ。稽留、留まつて居ること。稽留、留なり。沿道、みちすぢ。

(通解) 義經は、丹波路を取り、急いで行つて、日暮ごろ、三草山に至つた。平資盛など七千騎が、山の西に陣取つて居ると聞いたので、實平を呼び、相談して「夜の内に不意打致さうか、たゞしは、明け方まで待たうか」といふと、實平がまだ返答せぬ内、田代信綱が進み出て、「敵では、我

軍が多勢を恃んで、逗留致し居ると心得居りますべければ、急に不意打致さば、必定勝てますで御座りませう」といつたので、義経は「それが此方の思わくに叶ふた」といひ、すぐ出發し、下部の辨慶に命じ、道筋にあたる民家を焼き、その明りを取つて行き過ぎ、夜なかに、山の西に行き著いて、急に資盛を襲つたら、資盛は、案の如く、備をせず居て、大まげをして逃げた。夜が明けると、義経は、信綱實平をして、七千騎を率ゐて、西門に赴かしめ、そして、自分は、よりぬきの騎兵三千を率ゐて、鶴越に向つた。鶴越といふのは、城の後の裏道である。

(文典)

主格の名詞は、通常これを説明する語句の上に位するものなるが、しかし、直接に説明語句の動詞、助動詞、形容詞、副詞などの上に在るものと、然らざるものがある。

- (イ) 天皇宮人王氏生貞純親王。(卷三頁三三二)
 - (ロ) 頼義令富忠伏兵要擊。(卷三頁三三二)
 - (ハ) 當是時八幡公威名徧於朝野。(卷三頁三六二)
 - (ニ) 九國守介交訴之。(卷三頁二六五)
- 右は何れも直接その上に位するの例で、(イ)は動詞「生」、(ロ)は助動詞「令」、(ハ)は形容詞「徧」、(ニ)は

副詞「交」の上に、各主格の名詞があるが。

仁人之安宅也。義人之正路也。(孟子離婁上)

天地者萬物之逆旅也。光陰者百代之過客也。(李白春夜宴桃李園序)

の如きは、動詞形容詞等の説明語なく、従つて、主格の名詞は、それに接して居らぬのである。(此の如き説明法に關することは文章構成法の下に至つて述べることにする)。
右等の外、中間に接續詞を挟んで、動詞助動詞などの上に位することもある。これ等は、代名詞の場合も同一であるが、上の接續詞の下を對照せらるれば、自から推知することが出来ると思はる、故、別に例を出さぬことにする。

日暮駐軍。熊谷直實。平山季重。在麾下。直實謂其子直家曰。冒險混進。孰後孰先。欲立功者。不若向西門。直家曰。然。此公常先士卒。不可隨也。未知平山子何如。使僕闖之。季重甲冑按刀。獨語曰。誰能先我。僕歸報直實曰。彼所見亦同我。也。乃馳至一谷。天未曙。薄門自名。季重踵至。敵關門。二人突入奮鬪。城兵辟易。季重出。亡其旗卒。乃復入。斬其敵。而出。實平信綱皆至。令士卒繼攻。門堅不破。範頼亦令諸軍薄東門。武藏人河原高直。與其弟。踰柵先登。中

箭死。梶原景時使輕卒拔柵。以五百騎入闕。既退。願失景季所在。復入索之。景季在敵中。破髮而鬪。箭插梅花。以自標。景時識見。挈之而出。

(訓釋) 駐、留む。麾下、義經の旗もと。混進、入り交つて進む。此公、義經を指す。按刀、刀の柄を撫でる。旗卒、旗持の兵卒。輕卒、身輕に扮したる兵。破髮、髪を振りみだす。自標、自分に目印にして置く。挈、連れよ。

(通解) 日暮になつて軍を留めた、熊谷直實、平山季正が、義經の旗下に居たが、直實は、その子の直家に話して「險阻な處を冒し、入り交つて進むときは、誰れが後やら、誰れが先やら分らぬ。されば、手柄を立てやうと思へば、西門に向ふ方が善い」といふと、直家は「左様で御座ります。この殿は、常々、士卒に先き立つて御進みになりますれば、この方に御供しては居れませぬ。それに就いても、平山氏は如何で御座りませうか」といひ、下部をして、そつと規はしめると、季重は、甲冑を著け、刀の柄を撫で、獨りごととして「誰れが、此方に先き立つことが出来やうぞ」といつて居たので、下部が歸つてこれを知らすと、直實は「あれの見様も、此方と同じことぢや」といひ、そこで、馳せて一谷に行つた。夜がまだ明けず、門に迫つて自から名乗ると、季重が引き續いて來り、敵が門を開いたので、二人は、突つかけて門内に入り、奮ひ鬪ふと、城兵は、あつさりして引いた。季重が門を出ると、その旗持ちを亡くして居たので、また入つて、その殺した敵を斬つて出て來た。その内、實平信綱もみな來て、士卒をして繼いで攻めさせたが、門の

守りが堅くて、容易に破れなんだ。範頼も、また、諸軍をして、東門に迫らしめた。武藏の人の河原高直が、その弟と、柵を乗り越えて先登したが、箭にあたつて死んだ。梶原景時は、身輕に扮つた士卒をして柵を抜かしめ、五百騎を引き連れ、入つて鬪つたが、一旦退いてから、振り向いて見ると、景季の在りか分らなんだので、また入つて之を搜した。すると、景季は、敵中に居て、髪を振り亂して鬪ひ、箭に梅花を挿して、自分から目印としてゐたので、景時がそれを見知り、之を連れて出て來た。

當是時。平氏專防東西。二門而不圖。義經之向鶴越也。路險夜黑。令辨慶索鄉導。辨慶認火光。得一人家。見翁嫗對坐。告以故。翁曰。小人以獵爲業。諸知山路。而今老矣。有一兒。膽氣可用。呼起。從辨慶。謂義經。義經執火視之。長身高類。持獵弓矢。問其齒。曰十七。義經爲冠之。命姓名。曰鷲尾經春。給鎧仗。以爲鄉導。問鶴越如何。經春曰。太險。人馬不可行。唯鹿能踰之。義經曰。鹿四足。馬四足等耳。先衆馳之。至鶴越。則天明。類視城中。二門戰方酣。義經欲急應之。而懸崖數百仞。如經春所言。衆相目。莫敢進者。乃試驅鞍馬。二下之。

一傷一達。義經曰。可下矣。乃屈其所騎馬。後足一鞭而下。三千騎皆倣之。胃鞍相觸。直達城後。大呼而入。平氏軍駭擾。自相擊刺。教經等敗走。義經縱火乘之。烟焰漲城。範賴實平破東西門而入。三面合擊。斬平通盛等十人。擒平重衡。宗盛奉乘輿航海而逃。衆攀舟爭乘。斷臂滿舟。遂奔讚岐。倚田口成能之衆保于屋島。

(訓釋) 認、見とむ、見つけること。翁、ちやばや。請知、そらで知つて居る。膽氣、膽だま。高、高。類骨の低いこと。冠、元服さす。巻、二頁。を見よ。鎧仗、仗は兵器。類視、うつむきて見る。懸崖、切りたる如くに覺えたがけ。相目、目と目を見合ふ。胃鞍相觸、前の者の兜と後の者の鞍とがすれ合ふ。自相擊刺、互に同志討をする。攀舟、舟に取り付く。斷臂滿舟、後れて乗らんとする者を拒ぐために、刀で切つた、其腕が舟に一ばいになる。

(通解) この時に當り、平氏では、一途に東西の二門を防いで居て、義經の來る方に心附かなんだ。義經は、鶴越に向つたが、路は險阻で、夜は眞暗であるから、辨慶をして道案内の者を捜させる。辨慶は、燈の光を見附け、一軒の人家を捜し當て、ちよとばよとが、差し向ひで坐つて居るのを見て、告ぐるに譯を以てした。すると、ちよが「私は、獵を業としてるので、山路は、そらで知つて居るが、しかし、今は、もう年を取つた。一人の伴が居るが、膽玉が太いから、御役に立ちませうわい」といひ、呼び起して、辨慶に従ひ、義經に目見えさせた、義經が、燈を手

に執つて、之をよく見ると、身の丈高く、頰骨が秀でて、獵用の弓矢を持つて居り、その年を問ふと、十七だといつた。義經は、この者の爲に、元服をしてやり、姓名を附けて、鷲尾經春といひ、鎧や兵器を興へ、以て案内者とし、「鶴越は、どんな所ぢや」と問ふと、經春は、「大へん險阻で、人や馬は行くこと出來ず、たゞ、鹿だけが之を越えます」といつたので、義經は、「鹿も四つ足、馬も四つ足、なに、同じことぢや」といひ、多勢の者に先き立つて、それへ馳せて行つた。鶴越に行きつくと、丁度夜が明け、城の中をうつむいて眺めると、東西二門の合戦は、丁度眞最中であるので、義經は、急いで之に應せんと思つたが、何分、切り立つた崖は數百ひろの高さで、經春の言つた通りであるから、多勢の者が、たゞ、互に目と目を見合はして居る計りで、かまはず進む者もなかつた。そこで、ために、鞍を置いた馬二匹を追い立て、之を下すと、一匹は怪我したが、一匹は無難に行き着いた。義經曰ふには、「降りられる」と、そこで、その乗つて居る馬の後足をかゝめ、一鞭あて、下つた。三千騎が、皆これにならひ、前の者の兜と、後の者の鞍とが摺れ合ひながら、直に城の後に達し、大に呼はつて入りこんだ。平氏の軍は、之にびつくりして混雜し、互に同志討を始め、教經なども逃げ出したから、義經は、火を放つて之に附け込むと、烟や焔が城一ばいになつた。この時、範賴と實平は、東西の兩門を破つて入り込んで來たから、三方から夾み撃ちにして、平通盛など十人を斬り、平重衡を生捕にした。宗盛は、天皇

を奉じ、海を渡つて逃げやうとすると、多勢が舟に取り付き、われもくと乗らんことを争ひ、之を防ぐ爲め、その腕を切り落したので、切られた腕が舟に満ちたが、遂に讃岐に奔り、田口成能の軍勢にたより、屋島に立て籠つた。

(文典)

賓格の名詞は、説明語たる動詞の直下に位置するを通例とする。上の名詞の下にも例示したれば、彼處を見れば分ることではあるが、念の爲め、左に二三の例を引いて置かう。

被_レ堅_レ執_レ銳_レ身_レ受_レ矢_レ石_レ (卷二頁二四六)

義家承_レ父祖業_レ善撫_レ將士_レ (卷一頁二六二)

以_レ小擊_レ衆_レ每_レ利_レ夜_レ攻_レ (卷二頁二六九)

右「堅」銳「矢石」業「將士」小「衆」攻は、この場合何れも名詞で、その上に在る動詞に支配せられ賓格に在るのであるが、皆その動詞の直下に位置して居る。尤も、これ等の名詞を修飾する語(上の父祖又は夜の如き)が、その名詞に密接して居るのは勿論である。

去り乍ら、場合によつては、賓格の名詞が、動詞の上に位置することがある。これは、語勢を強め、その賓格の名詞が表はせる事物に對し、特に注意を惹くためにするので、特別の用法である。

禹_レ吾_レ無_レ間_レ然_レ矣_レ (論語泰伯篇)

克_レ己_レ復_レ禮_レ爲_レ仁_レ (論語顏淵篇)

不_レ求_レ其_レ端_レ不_レ訊_レ其_レ末_レ惟_レ怪_レ之_レ欲_レ聞_レ (韓愈原道)

此等の句は、何れも賓格の名詞を動詞の上に置いて居る。即ち、第一の例では、「間然」の二字は、「禹」に對する動作を表はす詞で、「禹」は其賓格に在るのであるが、上に位置して居る。第二の例では「克己復禮」は、今は一の事件を表はす名詞となつて居て、「爲」の動詞に對し、賓格に在るのであるが、「仁」は補足語として伴ひたるもの、補足語のことは文章法の下で述べる、これも動詞の上に位置して居る。第三に於ては、「怪」は怪事で、名詞であるが、之を支配する動詞「聞」の字の上に位置して、而かも賓格に在るのである。

かく賓格に在る名詞が、特別の位置を占むるに就いては、動詞並に其他の品詞とも關係のある場合もあるが、之を詳述すれば、却つて分り難ければ、之を略することにする。

九日。義經範頼以_レ首虜_レ還_レ京師_レ請_レ徇_レ而_レ梟_レ之_レ不_レ許_レ義經抗疏曰_レ臣父義朝盡_レ忠於_レ保元_レ而_レ爲_レ三人所_レ誅誤_レ卒_レ宣_レ詔於_レ獄門_レ平氏昨_レ爲_レ威勳_レ今_レ爲_レ國賊_レ臣等竭_レ力_レ攻討_レ進_レ不_レ顧_レ死者_レ不_レ獨_レ重_レ王命_レ乃_レ欲_レ雪_レ父恥_レ也_レ臣兄頼朝深_レ存_レ此志_レ今_レ而

不見許焉。臣等復何所望。朝議終許之。

(訓釋) 徇而鼻之、市内を引き廻して獄門に晒す。●抗疏、押して上書する、抗は争ふて下らぬこと、疏は條を分けて陳述したる書。●註誤、欺きあやまらず、信賴にたまされたといふ意。●宣詔、恥をさらす。●威動、皇家の外戚で勲功ある者。●雪、すいぐ、洗ひ清める。

(通解) 九日、義經、範頼は、首級と捕虜とを以て京都に歸り、市内を引き廻はして、之を獄門に晒さんことを願つたが、許されなんだ。こそで、義經は、押して上書し「臣の父義朝は、忠義を保元の亂に盡くしましたが、人の爲に欺き誤られ、終に、恥を獄門にさらしました。平氏も、昨日までは、朝廷の外戚で、勲功ありし者では御座りましたが、今日では、國賊で御座ります、臣等が、力を盡して攻め討ち、進んで死することを願ひませなんだのも、たゞ天皇の御勅命を重んずる計りでなく、かく致して、父の恥をばす、ぎたひと心得ましたからで御座ります、臣の兄頼朝も、深くこの志を持つて居りますに、只今となつて、御許を蒙ることが出来ぬとすれば、臣等には、もはや、何の望も御座りませぬ」と申したので、朝廷の評定は、とう／＼之を許すことになつた。

三月。頼朝以下平義仲功。敏正四位下。遣梶原景時。檻致重衡。於鎌倉。面見。使

景時將命曰。吾非忘相國之德。若王命何。然不圖公之卒臨此也。則至若內大臣氏亦當不日相見。重衡請速死。賴朝屬之於狩野氏。侍以一姬。餽酒食焉。以平族未夷。不輒殺也。

(訓釋) 盤致、卷一(頁一七五)、を見よ。●將命、言ひ附けを取次する。●相國の德、太政大臣清盛が助命して呉れし恩。●内大臣氏、宗盛をいふ。●不日、程なく。

(通解) 三月に、賴朝は、義仲を平げた手柄で、正四位下に叙せられた。梶原景時をやり、重衡を、鎌倉へ檻乗物で送らしめ、面り之に會ひ、景時に命を取次がしめて、賴朝が、拙者には、清盛相國の御恩を忘れたので御座らぬが、天子の御勅命を如何とも致し兼ねた次第で御座る、さり乍ら、貴殿が、終に、茲へ御越しあるとは、存じ寄らぬことで御座る。されば、内大臣殿の如きも、また。遠からず御目にかゝること御座らう」といふと、重衡は、早く殺されんことを請ふたが、賴朝は、之を狩野氏に預け、側に付き添はしむるに、二人の白拍子を以てし、酒や食物を贈り、平家の一族が、まだ滅亡せぬから、すぐには殺さなかつた。

是月。令三土肥實平鎮撫山陽道。六月。奏請任範賴參河守。敍從五位下。範賴

來謝鎌倉置酒勞之。八月復遣西征。是月法皇以義經任左衛門尉補檢非違使。時伊賀人作亂應平氏。州守護平賀惟義討平之。餘黨竄匿京師。義經捕斬之。九月賴朝以範賴統西海軍事。義經統南海軍事。令範賴先發。以三萬騎下山陽道。聞平行盛軍兒島。赴攻陣于藤戶。阻海水望敵。敵招之挑戰。我兵不能渡。佐佐木盛綱潛問土人以津。夜與俱濟。植竹條爲標而還。旦日敵復挑戰。盛綱躍馬破濤而進。衆從之。擊走行盛。進入周防。是月義經敍從五位下。聽院昇殿。

(訓釋) 鐵橋、しすめ安んずる●買酒、酒宴を設くる●竄匿、かくる●統、總轄する●津、渡り場●竹條、竹の枝。

(通解) この月、賴朝は、土肥實平をして、山陽道を鎮め安んせしめ、六月には、奏し請ふて、範賴を參河守に任じ、從五位下に敍した。範賴が、鎌倉へ来て、御禮をいつたので、酒宴を設けて之を勞り、八月に、再び遣はして西方征伐せしめた。この月、法皇は、義經を以て、左衛門尉に任じ、檢非違使に補せられた。時に、伊賀の人が、兵亂を起して、平氏に應じ、同國の守護職の平賀惟義が、討つて之を平げたが、その殘黨が京都に忍びかくれたので、義經は、捕へて之を斬つた。九月、賴朝は、範賴を以て、西海道の軍事を總轄し、義經に、南海道の軍事を總轄せしめ、範賴をして、先づ出發せしめた。範賴は、三萬騎を率ゐ、山陽道に下り、平行盛が兒島に屯

して居ると聞き、赴いて之を攻めんとし、藤戶に陣取つた。海水をへだて、敵を望むと、敵は之を招いて戰を挑んだが、我兵は渡ることが出来ぬ。佐々木盛綱が、内々、土地の者に問ふに、渡り場を以てし、夜間、ともく、に渡つて、竹の枝を立て、目印として還つて来た、すると、ある日、敵がまた戰を挑んだから、盛綱は、馬を躍らせ波を蹴破つて進んだ。多勢の者もこれに従つて進み、撃つて行盛を走らせ、進んで周防の國まで入り込んだ。この月、義經は、從五位下に敍せられ、院の昇殿を許された。

十月、賴朝置公文所。以大江廣元爲別當焉。以出政令。置問注所。以三善康信爲執事焉。以決訟獄。令將士曰。凡武門之事。悉奉法皇旨。有不便者。徐分疏之。遂奏曰。方今天下半年定。貢賦闕乏。請簡擇國守。撫輯流民。京畿控弦之士。悉從義經。西討平氏。其有功者。宜附臣論賞焉。僧徒帶兵者。宜附臣禁止。收取焉。又檄關西諸族。援攻平氏。

(訓釋) 公文所、政務を掌る所、別當、寄人、雜仕の諸職を置く、後、改めて政所と稱し、大事はこゝにて決し、その部内に公文所を置いて、専ら文書に關する事のみを沙汰すること、問注所、訴訟の裁判を本務とする所、執事の外、問注奉行あり、問注とは、訴事を推問して、文案に注記するの義なり、分疏、筋目を分けて條陳する、簡擇、えり分け選び出す、撫輯、なでやわらぐ、慰め和睦せしむること、流民、流浪の民、一定の居處なく、彼處此處とさまよい歩く

民をいふ●控弦之士、弓取る侍●收取、とり上げる。

(通解) 十月、頼朝は、公文所を置き、大江廣元を以て、そこに別當たらしめ、以て政事法令を出し、問注所を置き、三善康信を以て、そこに執事たらしめ、以て公事訴訟を決することにし、將士に令して「すべて、武門の事は、悉く法皇の勅旨を奉じ、もし不便なことがあらば、ゆるゆる、その由、筋めを分けて申し立つる事に致さう」といひ、遂に奏文して「唯今は、天下が半ば平定致しました位で、年貢租税も不足致し居りますれば、何卒、國守の人物を擇び立て、流浪せる人民を安んじ和げしむる様に致し、京都五畿内邊の弓を取る侍どもは、悉く義經に従ひ、西の方平氏を討たしめ、その手柄ある者は、よろしく、臣に委ねて、之を論議賞與せしめらるべく、僧徒にして武器を携へ居るものは、また、よろしく、臣に委ねて、之を禁止沒收せしめらるべき様、致したう御座ります」と申し上げ、又、關西の諸大名に觸れ文を送り、範頼義經を援けて平氏を攻めしめた。

(文典)

代名詞に就いて

自稱代名詞中、最も多く用ゐらるゝものは「我」「吾」の二字で、その内、「我」は他に對したる自己をいひ、「吾」は單に自己をいふのを通例とするは、上の代名詞の下に於て述べ置いたが、

「我」は彼我と相對する文字で、彼に非ざる我といふ意義を有し、「吾」はたゞ「われ」の意義なれば、かく使用上に相違があるのである。

(イ) 清盛曰。彼衆我寡。(卷一頁四八頁) 失今不伐。彼將先我。(頁同上)

(ロ) 義朝曰。吾建殊功。而不能贖父命。(卷二頁二八九) 爲義退而言曰。吾不知死所矣。(卷二頁二七二)

右等の例を見れば、その區別が判然するので、(イ)に於ては、何れも「かれ」と對したる「われ」をいふのであれば、「吾」を用ゐずして「我」を用ゐ、(ロ)に於ては、たゞ自己のみのことをいふのであれば「我」を用ゐずして「吾」を用ゐるのである。(イ)の場合に於ては、決して「吾」を用ゐることは出來ず。(ロ)の場合に於て「我」を用ゐれば、意味が大に異つて來る。尤も「我」の字は、右の例の如く、いつも彼の字と對したる場合のみに用ゐ、その外には用ゐぬといふ譯ではない。されど、「我」を用ゐたるときは、たとひ之に對する「彼」等の字はなくとも、その意味に於ては、「彼に非ざる我」といふ義が含まれてあるのを通常とするのである。例へば、

(イ) 我非不知之。(卷二頁二八九) (ロ) 清盛聞我軍至。大怖失措。(卷二頁二九八)

の如き、(イ)は、前に例示したる義朝の談の續きで、義朝自身のことをいひたるものなれど、自分を招擠せんとする清盛に對して、「此方でもそれを知らぬではない」との意を以て話したるものな

れば、「吾」を用ゐずして「我」を用ゐる、(口)は、敵に對していひたるものなれば、また「我」を用ゐたのである。されば、單に自己をふい場合でも、他人は知らず、自分は、「といへる如き時、或は「われこそは」など、特に自己を表はす時などには「我」を用ゐるのである。勿論、これは、通例をいつたので、「我」の字は、用法頗る廣く、「吾」といふべき場合にも、之を用ゐたる例は、多くあるのである。しかし、「彼れ」或は「他の人」などに對したる場合に「吾」を用ゐることは決してない。

文治元年正月。範頼至赤間關。無舟可濟。軍疲糧乏。將士皆思東歸。範頼以書請濟。軍食賴朝答書。因戒範頼曰。在軍務。緩撫衆心。慎勿左右耳語。致其危疑。乃至進戰。慎勿犯先帝太后。願使二位尼奉帝而至也。宗盛恒怯。必生可得之。範頼論曰。杵氏給戰艦。木上氏餽糧食。遂進濟海。謗千葉常胤曰。吾聞之家兄。周防通京畿。控宰府。爲西國咽喉。吾今欲令智勇而有衆者居守焉。誰可者。對曰。三浦義澄其人也。乃命義澄固辭。不許。範頼以諸軍濟海。踰月。賴朝所給糧船至。軍益振。與原田種直戰于葦屋浦。大破之。得其子賀摩。
(訓讀) 濟軍食、兵糧を仕送る。緩撫、安んじ慰むる。耳語、耳に口あて密談する。危疑、將士の自から危ふ疑ふこと。恒怯、臆病。語、問ひはかる。控、ひかへる、引き付けて。後楯にして居る。咽喉、のど、要地に譬ふるなり。有

衆、部下に多勢を持つこと。

(通解) 文治元年正月。範頼は、赤間關に行きつたが、渡るべき舟もなく、軍隊は疲れ、兵糧は不足して、將士は、みな東へ歸りたいと思つた。範頼は、手紙を以て、兵糧の仕送りを請ふと、賴朝は、返書を出し、その序に、範頼を戒めて「軍中に在つては、出来るだけ、多勢の心を安んじ慰める様に致し、よく／＼氣を附けて、左右の者どもと耳うちなど致して、多勢の者自身から危ふ疑ふ心を起させては相成らぬ。それから、進み戦ふ場合には、慎んで、先帝や太后を凌ぎ、無禮の振舞致さぬ様、出来るならば、二位尼をさして先帝を奉じて此に來らしむる様に致し度、宗盛は臆病なれば、必定、之を生捕にすることであらう」といつてやつた。範頼は、臼杵氏を諭して、軍用船を供給せしめ、木上氏に兵糧を仕送らしめ、遂に進んで海を渡ることにし、千葉常胤に相談して「此方は、箇様なことを兄上に聞いた。周防は、京都五畿内に通じ、太宰府を控とし、西國の喉くびに當る要所ぢやと。されば、此方は、今、智もあり勇もあつて、多勢の部下を持つて居る者に、こゝに留つて守ることに致させ度いと思ふが、誰がよからうか」といふと、常胤は對へて「三浦義澄が仰の如き人物で御座ります」といつたから、そこで、義澄に命ずると、義澄は強いて斷はつたが、許さなんだ。範頼は、諸軍を引き連れ海を渡つたが、月が満ちると、賴朝から仕送つて來た兵糧船が到着したので、軍は益々振ひ、原田種直と、葦屋浦に戦つ

て、大に之を破り、その子の賀摩を生捕にした。

先是義經數請征南海。法皇以京師多賊黨不許。許先遣其將校。義經奏曠日彌久。範賴糧盡東歸。而鎮西兵士疲屬平氏。則勢難拔也。乃許之。義經乃戎服抵法皇宮。白曰。自平氏奔竄關西。奪官稅亂官民。三十年于此。臣既奉追討之命。鬼界高麗究其所至。慶之而後已。否者不復入王城矣。

(訓釋) 將校、義經部下の將、校は、もと、軍中にしきりを設け、將軍に居て號令する場處のことなるが、轉じて將帥をいふことになれるなり。曠日彌久、日を無駄に送つて長びく、卷一(頁一〇九)を見よ。拔、除き去る。戎服、軍服をつける。奔竄、にげかくる。鬼界、今の硫黄島。高麗、今の朝鮮。王城、京都をいふ。

(通解) これより先、義經は、幾度か南海を征伐せんことを請ふたが、法皇には、京都に賊黨が多いといふので、御許しがなく、先づ、その部下の大將を遣はすことを許された。しかし、義經が奏して、無駄に日を送つて長引き、範賴は兵糧が盡きて東に歸るやうなことになつて、鎮西の兵士が、段々と平氏に従ふ様にもなりますれば、その勢は容易に除き去り難う御座ります。といつたので、之を許された。義經は、そこで、甲冑を著け、法皇の宮殿に至り、申上げていふには、平氏が關西に逃げかくれましたより、朝廷への租税を奪ひ朝廷の人民を騒がしましたこと

は、唯今まで三年の間で御座ります。私は、すでに追討の勅命を奉じましたから、鬼界島でも、高麗でも、平氏に行く所まで追ひ詰めまして、之を皆殺に致してから止めます、左もない限りは、またと、この都には返りませぬと。

二月。發京師。于渡部。東兵不習水戰。人人自危。梶原景時曰。請爲逆櫓。義經曰。何謂逆櫓。曰。舳艫皆設櫓。進以舳。退以艫。義經曰。求進而退。兵之通患。乃欲求退乎。曰。宜進而進。宜退而退。良將也。有進而無退。野豬而介者耳。義經變色曰。猪乎。鹿乎。吾不自知。否。唯知進而勦敵爲快而已。公若爲大將。逆櫓千。聽公所爲。若義經則不欲也。衆目笑。景時慚。義經遂令將士。曰。進而死者。從我。退而生者。自此去。畠山重忠。熊谷直實。金子家忠。佐佐木高綱等。願從者數百人。將發。逆風俄起。舟艦壞破。乃留修艦。艦成。義經託言。落宴。以具糧食。即夜令解纜。時風反而益暴。舟人不肯。義經曰。風順。盍發。伊勢義盛張弓。注矢。曰。不用命者。射殺。舟人相謂曰。行死。止死。死一耳。乃發。從者五艦。百五十騎。獨置炬於義經舟。乘暗而南。舟駛如射。黎明。達尼子浦。望岸上。有赤幟。可三百騎。義經令曰。我馬足瑟縮。不可直用。驅而游之。結束騎

焉。勿^レ虚^ク發^{シテ}以^テ費^ス箭^ヲ衆^ヲ從^レ之^ニ。上^レ岸^ニ大^ニ戰^シ。擒^ニ敵^將田^口良^連。

(訓釋) 艦、よそほひする、出船の支度をすること。船、船の後の方、とも。船、船の前の方、へさき。通思、普通。心懸りな事。野猪而介、猪にして鑑きたるもの。勦、殺し盡す。目笑、目を見合はせ笑ふ。慚志、はちて無念に思ふ。逆風、むかひ風。修、修覆する。託言、かこつける。落宴、舟の落成した祝宴。注矢、矢をつがふ、矢を弦にあてがふこと。炬、たいまつ。映、はやく走る。黎明、あけ方。懸縮、ちかむ。遊、おまぐ。

(通解) 二月に京都を出て、攝津の渡部に出船の支度をした。東國の兵は、舟いくさに慣れぬので、人々が自から危んで居た。梶原景時が、「何卒、逆櫓を作ること致したう御座ります」といつたので、義経が、「どんなのを逆櫓と申すのか」といへば、「船にも櫓にも、共に櫓を設け、進むには船のを用ゐ、退くには櫓のを用ゐるので御座ります」といつたから、義経は、「進む様に望んでも、とかく退くのが、軍事に於ける押なべての心配事ぢや。それに、退く算段をしやうと思ふのか」といふと、「進むべくして進み、退くべくして退くのが良將で御座る、進むことばかり致して、退くことの無いのは、猪の鏡を著たまでのもので御座る」といつた。すると、義経は、赫と顔色を變へ、猪か、鹿か、此方左様なことは存じ申さぬ。此方は、たい、進んで敵を斬り盡すことが、愉快であるのを存じて居る計りぢや。其計が若し大將であれば、逆櫓の千でも百でも、其計の爲され次第に承りも致さうが、この義経であつて見れば、左様なことは嫌ひで御座る」といつたので、多勢の者が、目を見合はせて景時を笑ひ、景時は之を斬ちて無念に思つた。義経は、

遂に將士に命令して曰ふには、「進んで命を捨てやうと思はん者は此方に從へ、生きて居たひ者はこれから歸れ」と、畠山重忠、熊谷直實、金子家忠、佐々木高綱等、従はんことを願つた者が數百人あつた。愈々出かけやうとすると、むかひ風が俄かに出て、船が壊れたので、逗留して之を修復し、船が出来上ると、義経は、その落成の祝宴にかこつけて、兵糧を用意し、その晩、纜を解くことにした。時に、風向は反對になつたが、益々暴く、船頭は出帆を承知しない。義経が、「風は追手ぢや。なせ出さぬか」といひ、伊勢義盛が、弓を張り、矢をつがへ、「言ひ附けを用ゐぬ者は、射殺して仕舞ふぞ」といふと、船頭共は、互に語り合つて、「行つても死ねば止まつても死ぬる、死ぬのは一つ事ぢや。行こうかい」といひ、そこで出かけた。従つたのは、船が五艘で、人が百五十騎であつた。たい、松火を、義経の舟ばかりに置き、夜暗にまぎれて南した。舟のはしることは、矢を射る如くで、夜あけ方、尼子浦に達し、岸の上を望むと、平氏の赤旗があつて、三百騎ばかり居る。義経は令して、我が馬の足は、ちかんで居て、直ぐ用ゐることが出来ねば、追ひ込んで之を泳がせ、その内、身支度をして之に乗れ、無駄に射かけて、矢を費してはならぬぞ」といひ、一同之に従ひ、岸に上り大に戦ひ、敵の將田口良連を生捕にした。

(文典)

卷一代名詞の下(頁五〇、及、頁八〇)に於て、「吾」の字は、拒否的助動詞の伴はざる時には、賓格、指定格に用ゐらるゝことなき旨を述べ、その例をも出し置きたるが、これまた、漢文を綴る場合には勿論、之を讀むときにも、注意し置くべきことである。

吾遺妻孥而來。皆啼哭牽我。吾是以後。(卷一頁一四八)

右の文に於ける「われ」の意義は、三字ともに同一であるが、中間に於ける「われ」は、賓格に在るゆへ、「吾」を用ゐずして「我」を用ゐたのである。指定格に在る場合も同様である。要するに、單に自己のみを指す時でも、賓格、指定格に在る場合には、「吾」といはずして「我」といふを常則とするのである。

又、拒否的助動詞を伴ふたる「吾」の字が、賓格、指定格に在る場合には、動詞が、この代名詞の下に置かれ、謂はゆる倒句法が用ゐらるゝことも、卷一(頁八〇)に於て、例を出して述べて置いたが、かの例の

不吾知也。 不吾信也。

の如き、もし、通例の如く、「知る」「信する」といへる動詞を、代名詞の上に置く場合には、

不知我也。 不信我也。

と、「我」の字に代へねばならぬのである。「我を欺かす」といへる語を漢文に直せば「不欺我」「不

我欺」又は「不吾欺」とは書くが、「不欺吾」とは書かぬのである。

右二字の外、「予」「余」の二字は、その意義は、略「吾」の字と同一で、たい自身のみを指す詞であるが、しかし、二字とも、諸格に通じて用ゐられて居るので、その用法は違ふのである。

其捕虜言。櫻間良遠以五十兵守勝浦城。義經馳抵城。疾攻拔之。進至中山。見一卒齋書。京人也。義經問曰。子何之。曰。之屋島。義經曰。吾阿波人。應内府徵者。如聞源氏。賊淀河。子必途觀之。其兵幾何。卒曰。可六萬。曰。子所齋誰書。曰。六條夫人書。夫人内府妹也。曰。書中何言。曰。吾焉得知之。獨口授我。曰。九郎既發京矣。彼真可畏者。以木曾如鬼神。彼一舉取之。君急修城。集兵以爲之備。書辭亦如是耳。若公等亦宜亟赴之。曰。諾。且子屢赴屋島乎。曰。然。曰。聞其城甚固。然否。曰。否。潮來則須舟。潮去可騎渡。義經乃叱曰。吾九郎也。奪其書。縛卒于樹。以五十騎疾馳。

(訓釋) 齋、持參する。六條夫人、藤原基實の室、基實は世に六條殿と稱したる故にかくいふなり。潮來、潮がきす。潮去、潮がひく。

(通解) その捕虜が、櫻間良遠が、五十の兵を以て、勝浦城を守つて居るといつたので、義經は、

馳せて城に至り、すばやく攻めて、之を抜き取り、進んで中山に至ると、一人の雑兵が、手紙を持って居るのを見たが、京都人である。義経が問ふて、「貴公どこへ行かしやるか」といふと「屋島へ行きます」といひ、義経が、「身共は阿波の住人で、内大臣殿の御召し出しに應じて参る者ぢやが、承る所によると、源氏は淀河に舟よそおひを致し居るとか、貴公は、定めて、途すがら、それを見られたであらうが、その軍勢は、どれ程ござつたかな」といふと「六萬ばかり」と答へ、「貴公の持つて御座るのは誰様の御手紙か」といふと「六條殿奥方の御手紙で、奥方は、内大臣様の御妹で御座る」といふから、「御手紙の中には、どんなことが書いて御座るのか」といへば、「身共が、如何致して、それを知ることが出来申さうぞ、たい、口上で身共へ申し聞けられたのは、九郎には、最早や京都を出發致しました。彼は眞に畏ろしき者で、木曾が鬼神の様であつてさへ、彼は一撃ちで之を攻め取りましたれば、其許様にも、急に城を修復し、軍勢を集めて、その御用意をなされます様、といふので御座つたが、御手紙の文句も、また、その様なことの外は御座るまい。御邊なども、早く参つて、御役に立たしやるが宜しからう」といつたので、義経は、「承知致して御座る、して、貴公には、度々屋島へ行かしやるか」といふと、「左様」といふ故「その城は、大層堅固ぢやと承つて御座るが、左様な」と問ふと「いや、潮がさすときは舟が、潮が引くと騎馬で渡ることが出来るので御座る」といつたから、義経は、最早用なしと思ひ、そこで、叱り附けて「此方が九郎ぢやぞ」といひ、その手紙を奪ひ、雑兵を木に縛り附け、五十騎を率ゐて急ぎ駆け出した。

明日、至屋島、縦火於高松里、平氏大驚、以爲大兵至也。擧族乗舟而義経已至城下矣。騎能屬者七人而已。城兵有平有國。呼曰。大將誰。伊勢義盛對曰。九郎判官。曰。是義朝婢子。從鐵買。如陸奥者乎。義盛怒。城兵嘲罵不已。金子家忠令弟近範注箭射殺罵者。義経恐敵知其寡單也。乃縱火燒城。平氏兵皆航。更來迫岸。七騎拒射。我兵後者。稍稍來屬。又有三州人藤原範忠者。以生兵數騎來。曰。臣曾祖範明。嘗從八幡公戰陸奥者。義経喜。以爲先鋒。戰而交退。

(訓釋) 屬者、ついて来た者。寡單、兵の少く手うすいこと。生兵、新手の兵。交退、あひびきする、兩軍ともに退くこと。

(通解) あくる日、屋島に至り、火を高松の里に放つた。平氏では、大に驚き、大兵が来たのだと思つたので、一族残らずが舟に乗ると、義経は早や城下まで行きつしたが、騎士の附いて行くことの出来た者は、七人のみであつた。城中の兵に、平有國といふがあつて、大聲に呼はり、「大

將は誰れぞ」といつたので、伊勢義盛が對へて、「九郎判官殿である」といふし、「さては、義朝の召使の子、鐵商人に附いて陸奥へ行つた者ぢやな」といつたから、義盛は怒つたが、城兵は、あしざまに誘りの、じつて止まなんだので、金子家忠が、弟の近範をして、矢をつがへ、悪口する者を射殺させた。義經は、敵が我が兵の少なく手薄いのを知らんことを恐れ、そこで、火を放つて城を焼いた。平氏の兵は、みな舟に乗り、代る／＼來ては岸に迫つたから、七人の騎士は射て之を拒いで居ると、我が兵の後れた者も、ぼつ／＼來り附き、又、國人の藤原範忠といふ者があつて、新子の兵數騎を率ゐて來り、「私の曾祖範明は、むかし、八幡公に従ひ、陸奥に戦ひました者で御座ります」といつたので、義經は喜び、以て先鋒と爲し、平氏と戦つて、兩軍ともに相引した。

(文典)

對稱代名詞中、最も多く用ゐらるゝのは「汝」「爾」で「女」「若」「而」「乃」なども、對稱代名詞であるが、その中、「汝」「爾」「女」「若」の四字は、諸格に通じて用ゐられてあれども、「而」「乃」は、重に主格と領有格とに用ゐられ、他の格に用ゐられたる例は、甚だ鮮い様である。上の代名詞の講述の下では、例を擧げなんだから、今、本書を始め、他の諸書より拾ひ上げて、

右に關する四五の例を出して置かう。

汝安得侮我言乎。(卷一頁五九)

今賜之汝。(卷一頁九九)

汝父亡君恩欲亂國家。(卷一頁九四)

吾見汝猶見先君也。(卷二頁二五五)

爾非吾家人乎。(卷二頁二七六)

如或知爾則何以哉。(論語、先進篇)

且爾言過矣。(論語、季氏篇)

恐女謬聞。(卷二頁二八五)

吾以女爲死。(論語、先進篇)

居吾語女。(論語、陽貨篇)

若以怨報德何也。(卷二頁二五九)

始吾從若飲我不盜而璧若答我若善守汝國我願且盜而城。(史記、張儀傳)

吾翁即若翁。(史記、項羽本記)

而父屬吾父樹功。(卷二頁二五九)

而康而色。(書經、洪範)

嘉乃不績。(書經、大禹謨)

日既哺敵以一舟載美姬插扇于竿植之軸去陸五十步麾而請射義經曰。誰命中之者衆薦下野人那須宗高義經召而命之。宗高騎而獨出兩軍注視。宗高一發斷扇轂扇翻而墮兩軍大呼。平氏兵怒而來戰。義經親擊却之。追而入海遺其所執弓于波上俯欲取之敵兵爭以鐵搭鈎其冑。義經以刀。

扞之。鞭拔其弓。從兵呼曰。舍之。義經不聽。終取之還。從兵曰。君何輕身而重弓。曰。不也。使吾弓如叔父鎮西八郎之弓。則可。否者。是胎敵笑也。宗盛憾。失義經。令下教。經率精兵。迫岸射。義經佐藤嗣信。以身蔽義經。輒仆。教經。豎菊王。下舟。欲斬其首。嗣信弟忠信。射殺菊王。扶兄還營。義經親視嗣信。枕之膝。問所欲言。嗣信曰。臣自出陸奥。已委身於君。代君而死。死且不朽。獨不視君。願敵爲憾耳。義經泣曰。我慶敵在。旬日而不及。醜汝勞。嗣信肯謝而絕。是日。鎌田光政亦被箭死。義經請僧葬。光政嗣信于高松。賜以名馬。蓋藤原秀衡所。驢。宇治一谷。二役所騎也。一軍感泣。皆思爲義經死。

(訓釋) 嘯、申の刻、今の午後四時頃、夕方なり。●慶、手招する。●命中、目あてとする所に正しくあてる、命は的なり。●注視、目をつけて見る。●斷、たち切る。●扇般、扇のかなめ。●遺、落とすこと。●扱、引き上げる。●賤、のこす。●慥、小性。●視、看護する。●醜、醜ゆる。●肯謝、うなづいて禮をする。●賜、死者の家へ、喪を助くるため、贈り物するをいふ、今日の香典の類なり。●驢、錢別する。

(通解) 日が早や申の刻夕方前になつた頃、敵は、一艘の舟を以て、美しい女どもを載せ、扇子を竿に挿んで、之を舟の舳に立て、陸地を距ること五十歩程の處で、手招して之を射んことを所望した。義經が、誰か、あれに射あてる者はないか」といふと、一同が、下野の住人那須宗高を推薦したので、義經は、召して之を命じた。宗高が、馬に跨つて獨りて乗り出すと、兩軍とも目

をつけて見て居たが、宗高は、一矢で扇の要をたち切り、扇はひらくとして落ちたので、兩軍とも大に呼んで喝采した。平氏の兵は、見事にやられたのを怒つて、來り戦ふと、義經は、自から撃つて之を追ひ返し、なほ追つかけて海に入つたが、その持つて居る弓を波の上に取り落し、うつ向いて之を取らうとすると、敵兵は、争つて、熊手を以てその兜を引つけるので、義經は、刀を以て之を拒ぎ、鞭でその弓を引き上げんとし、從兵が呼はつて、「御捨て置きなされませ」といつたが、義經はそれを聴き入れず、とうとう弓を取つて還つて來た。從兵が「我君には、なせ、あの様に、御身を輕んじ。弓を大切になされませぬ」といふと、義經は「いや、そうではない、此方の弓が、叔父の鎮西八郎の弓の様であれば善いが、左様でなければ、これ、敵に笑をのこすと申すものぢや」といつた。宗盛は、義經を取りにがしたのを残念がり、教經をして、よりのぬきの兵を率ゐ、岸に迫つて義經を射させた。佐藤嗣信が、身を以て義經をかばひ、矢に中つて直ぐ仆れると、教經の小姓の菊王が、舟から下りて、その首を斬らうとするので、嗣信の弟の忠信が、菊王を射殺し、兄を介抱して陣屋に還つた。義經は、自から嗣信を看護し、之を我が膝に枕させ、言ひたひことがあらばと尋ねると、嗣信は「私は、陸奥を出ましてから、最早や、身を我君に御任せ申して居りまする、我君に代つて死にますれば、死んでも名は朽ちませぬ。たい、我君が、敵を皆殺になさるのを見ませぬのが、残念な計りで御座りまする」といつたので、義經は

(文典)

他稱代名詞が、格に随つて、その用字を異にすることは、卷一(頁五六)に述べて置いたが、あれは、最も普通なる場合を示したので、必ず彼の如くに限られて居るといふ譯ではない。例へば、「其」の字が、賓格に用ゐられ、又「夫」の字が、主格に用ゐられたることもあるのであるが、しかし、此の如き用法は、甚だ罕で、その多くは、彼處に擧げて置いた通りなのである。今「彼」夫二字及び指示代名詞より轉用されたる他稱代名詞の用例を左に出して置かう。

- (イ) 彼不坐困之而來戰。(卷二頁二三八) 是魯孔兵與。曰是也。(論語、微子篇)
- 此壯士也。(史記、淮陰侯傳) 其擅政始於文德。(卷二頁二二〇)
- (ロ) 我流彼於東國。(卷二頁二二三) 捕繁延千晴、流之。(卷二頁二二三)
- (ハ) 彼之曾祖祖父嘗聽昇殿。(卷二頁二七四) 因執千任、拔其舌。(卷二頁二五九)
- 非夫人之爲慟而誰爲。(論語、先進篇)
- (ニ) 徒取諸彼以與此。(孟子、告子) 飢者食之。寒者衣之。(左傳昭公十三年)
- 右イは主格、ロは賓格、ハは領有格、ニは指定格であるが、「彼」の字の諸格に通じて用ゐらるゝことも、これで分る。而して、賓格、及び指定格の場合には、「之」の指示代名詞が轉用さるゝこと

が最も多いのである。

明日。義經以兵艦七百艘。大戰海上。西兵殊死戰。我兵少卻。義經勵衆進。和田義盛挺進而射。箭軼二百步。及平知盛。舟知盛使新居親清答射。箭汰義盛。胃傷其後騎。我軍羞之。義經命淺利義遠還射。義遠按其箭曰。幹短且弱。請以我箭。乃注二十四拳。箭洞親清胸。而過海三十步。義遠義定弟也。義盛慚憤。迫敵亂射。殺傷甚多。義經以成能言。知宗盛等所在。應軍萃之。令成能爲內應。西軍大敗。教經怒。入我船。薄義經。義經躍入別舟。教經不能及。乃赴海死。知盛以下六人。前後皆死。二位尼懷養和帝。投海。平太后繼投。我兵搭得之。義經使徇曰。赴海者。貴人也。我兵勿得辱。於是奉太后以下。于其船。遂生擒宗盛。慶平氏軍。海水爲之赤。四月。東軍振旅。以俘獲旋。徇之京師。還納鏡璽。範賴留鎮西海。六閱月乃還。

(訓釋) 少卻、少し後へ引く。挺進、抜き出で、進む。軼、こす。汰、過ぐる。後騎、石左近といふ。按、しらべる。幹、矢柄。拳、にぎり。洞、射透す。萃、あつまる。養和帝、安徳天皇の御こと。搭、熊手で引つかける。六閱月、六たび月をす。

(通解) あくる日、義経は、兵艦七百艘を以て、大に海上に戦つた。西軍の兵が、死物狂になつて戦つたので、我が兵は、少し引きさがる位であつたが、義経は、衆を勵まして進んだ。和田義盛が、身を抜き出し進んで射ると、箭が二百歩をこえ、平知盛の舟に及んだ。知盛は、新居親清をして、返し射させたが、矢が義盛の兜を過ぎ、その後の騎士を傷けたので、我軍では之を取つた。義経は、安田義遠に命じ、還し射させた。義遠は、その矢をしらべて見て、「矢柄が短く、且弱い矢で御座りますれば、何卒、私の矢を用ゐたう御座ります」といひ、そこで、十四握りの矢を番へて射ると、親清の胸を突き貫いて、なほ、海の上を過ぐることが三十歩であつた。この義遠といふのは、義定の弟である。義盛は、慙ち憤り、敵に迫つて、滅多射に射出したので、敵を殺し傷けたことが、甚だ多かつた。義経は、成能の言葉によつて、宗盛等の居る所を知り、軍を指麾してそこへ集り、成能をして裏切りをさせたので、西軍は大に敗れた。教経が怒つて、我が船に入り込み、義経目かけて詰め寄つたが、義経が身を躍らして別の舟に入ると、教経は、追いつくことが出来ず。そこで、海へ身を投げて死んだ。知盛以下の六人は、前後してみな死に、二位尼は、安德帝を抱いて海に飛び込んだ、平太后も、ついでに身を投げさせられたが、我兵は、熊手で之を引つけて得た、義経が、觸れ廻らして曰ふには、海に身を投げるのは貴人ぢや。我が兵は、無禮を働いてはならぬぞ」と。是に於て、太后以下を自分の舟に奉じ、遂に宗盛を生捕

にし、平氏の軍を皆殺にした。海の水は、血潮の爲に赤くなつた。四月、東軍は、軍勢を整へて凱陣し、生捕した者を連れて還り、之を京都に引き廻し、八咫鏡と曲玉とを朝廷に還し納めた。範頼は、留まつて西海道を鎮撫し、六箇月たつてから還つて來た。

(文典)

指示代名詞に關し、卷一(頁六〇)に、本書によつて用例を掲げて置いたが、「其」の字の主格に用ゐらるゝ場合の如きは鮮い方なので、彼處の例が、普通に用ゐらるゝものと、早合點してはならぬのである。通例をいへば、「是」「此」「斯」の三字が主格。「之」「此」「斯」「是」「茲」「諸」などが賓格。「其」「此」「斯」「茲」などか領有格。「此」「是」「斯」「焉」「諸」などか指定格に最も多く用ゐらるゝのである。されば、何れの格にも通じて多く使用されるのは「此」「是」「斯」などである。その他、賓格には「之」。領有格には「其」の用ゐらるゝことが頗る多い。「其」の字の場合に、書經などでは「厥」の字が用ゐられ、或は「時」の字が、賓格に於ける指示代名詞として用ゐらるゝこともあるが、極古體の文の外には使用されない。又「旃」は賓格。「者」は四格共。に用ゐらるゝが、これも餘り多くは使はれない。「之」の字を領有格に用ゐる場合が罕にあるが、その時には、その上に來る動詞が、「爲」の字などの僅かな文字に限られて居る。例へば、

源氏正記 源氏下

又從而爲之辭(孟子、公孫丑) 千室之邑。百乘之家。可使爲之宰。(論語、公治長篇)の如きである。以上擧ぐる所の外、人代名詞の「彼」夫の二文を借り來つて、指示代名詞に用ゐるとき用法は、他稱代名詞の場合と同一である。

賴朝遣使二名。西禁兵士侵掠。事無大小。一奉朝旨。行將士不因其奏。而拜衛府官者。不許。東歸。詔殺賴朝從二位。五月。檻致宗盛父子於鎌倉。義經護送。行至內海。使父子徒行。七匝。義朝填。六月。至鎌倉。於是賴朝大會諸將士。自坐簾內。而延宗盛於前舍。使比企能員言。之曰。賴朝非敢復私仇。乃成王命。爾今日之臨。何幸甚也。宗盛懼伏。請宥死。不許。諷使自殺。乃復令護送。西還。更宗盛名末國。貶爲讚岐權守。斬之。于篠原。傳首京師。梟于右獄。斬平重衡于南都。處大納言平時忠於流。八月。詔使使就義朝墓。贈內大臣正二位。是月。賴朝奏請。以同姓五人補東國諸守。特詔任義經伊豫守。兼院。別當。宿衛京師。

(訓釋) 使二名、土肥實平、梶原景時、衛府官、六衛府の役人、六衛の事は卷一(頁五)を見よ、徒行、徒歩すること、七匝、七度めぐり、懼伏、おそれて平伏する、不解、その譯をさとりぬ、貶、おとしめる、右獄、この時分には、左獄右獄の

二あり、四獄司之を總管せしなり。

(通解) 賴朝は、二人の使者を遣はして、西の方京都に赴かしめ、兵士どもが、人民を侵したり掠めたりすることを禁じ、何事も大小となく、専ら朝廷の思召を奉じて行はしめ、將士どもで、その奏上に依らずして、六衛府の官に拜したものは、東に歸るのを許さぬことにした。詔して、賴朝を從二位に叙せられた。五月に、宗盛親子を、鎌倉へ檻乗物にて送つたが、義經が之を護送し、行つて尾張の内海に至ると、親子とも徒歩して、義朝の墓を七度廻らしめ、六月に鎌倉へ著いた。是に於て、賴朝は、大に諸將士を集め、自分は簾の内に坐つて、宗盛を前の屋形に引き入れ、比企能員をして之に言はしめ、「賴朝に於ては、強いて自分勝手の手を報いた譯では御座らぬ。たゞ天子の勅命を仕遂げたまで、御座る。今日の御來臨、何とも仕合せに存する」といふと、宗盛は、ふるひ恐れて平伏し、死罪を赦されんことを請ふたが、許さず、それとなく諭して、自殺せしめ様としたが、その意味をさとりななんだ。そこで、再び護送して、西へ還らしめ、宗盛の名を改めて末國と名け、内大臣を貶して讚岐權守とし、之を篠原に斬り、首を京都へ送つて、右獄の門に晒し。また、平重衡を南都に斬り、大納言平時忠を流刑に處分した。八月、詔を下し、使をして、義朝の墓に行つて内大臣正二位を贈らしめられた。この月、賴朝は、奏し請ふて、同姓の者五人を以て、關東諸國の國守に補任した。特別に詔があつて、義經を伊豫の守に任じ、

院廐の別當職を兼ね、京都に留まつて護衛せしめられた。

初、頼朝擇西征、大將欲試諸弟之材。陰以火烙三盟器而使諸弟更侍執焉。執輒驚釋。獨義經終不釋。神色自若。頼朝是以知其堪事而心陰畏之。梶原景時有寵。監義經軍。義經不與諸事。景時怒屬範頼。畠山重忠初隸範頼。憎景時負寵凌人。去屬義經。景時益怒。寢譖之於頼朝。頼朝性忌克。平廣常源忠頼皆以驕傲見誅殺。聞義經亦負功自尊也。稍惡之。景時又爭逆櫓議。相卿益甚。壇浦之役。請爲先鋒。義經不聽。而自先。景時諂罵不已。義經怒欲誅殺之。景時撫刀曰。我知有鎌倉公而已。諸將居間。事乃解。景時歸鎌倉。百方讒之。平時忠爲平氏疏屬。其從西奔。竊贊謀畫。及其就擒。有簿書一篋。爲義經所收。時忠與其子謀奪還之。以除禍本。乃以女妻義經。義經乃還其篋。頼朝聞而惡之。

(訓釋) 材、材質、性質、伎倆をいふ。烙、やく。盟器、手水盥、侍執、側に居て持つ。終盟、手を洗ひ終る。神色自若、精神顔色もとの如くにて變らぬこと。堪事、何事にも辛抱して仕送ける。畏、懼り、こわがること。凌人、人を侮りふみつけること。語、謔言すること。忌克、人の才能を忌み嫌ひ、これに勝らんとする。驕傲、高ぶつて人を侮ること。相卿、心の内に、互に忌み／＼しく思ふ。諂罵、悪口し罵る。居間、間へはいつて。百方、種々様々に。疏屬、縁の遠ひ一族。贊、たすく。簿書、帳面。

族●贊、たすく●簿書、帳面。

(通解) 初め、頼朝が、西へ征伐にやる大將を選ぶとき、弟どもの性質伎倆を試みると思ひ、内々、火を以て手水盥をあぶり置き、諸弟をして、かはる／＼、自分の側へ来て之を持たさせた。孰れも、持つと直ぐ驚いて手を放したが、獨り、義經は、頼朝が、手を洗つてしまふまで、精神顔色とも、泰然として故の通り變らなだ。頼朝は、これで以て、よく、仕遂げ得ることを知り、そして、心に内々之を畏れ憚へ。日か、頼朝の氣に入りで、義經の軍目付をして居たが、義經は、これと共に事を相談せなだので、景時は怒つて、範頼に附屬した。畠山重忠は、初め範頼に附いて居たが、景時が、頼朝の寵愛を鼻にかけて、人を踏み附ける仕打があるのを惡み、範頼の許を去つて、義經に附屬したので、景時は益々怒、だん／＼と義經を頼朝に讒言する様になつた。頼朝は、元來の性質が、人の才能を忌み嫌ひ、人に勝ち越すたちで、平廣常、源忠頼なども、みな高ぶつて人を侮るので、誅殺された位であるから、義經も手柄を恃んで我儘をするを聞いて、いくらか之を惡みだした。景時は、また、義經と逆櫓の評議を争ひ、心中互に忌み／＼しく思ふことが、益々甚しく、壇浦の戦には、先鋒たらんことを請ふたのを、義經が、許さずして、自分に先陣したので、景時は、悪口罵言して已ます。義經が、之を打ち殺さうとすれば、景時は、刀の柄を撫て、身共は、鎌倉殿の在すのを

存じて居る計りで御座る」といひ、諸將が仲へ這入つて、事がやつと片附いた程であつたから、景時は、鎌倉へ歸ると、種々様々に義經を譏言した。又、平時忠は、平氏の遠い親族で、その平氏の西奔に従つた節には、ひそかに種々の計畫を助けたものであるが、同人が生捕になつた際、帳面が一箱あつて、義經の爲に取り上げられた、時忠は、その子と、之を取り還して、身の禍になる根本を無くしやうと企み、そこで、娘を以て義經に妻はすと、義經は、案の如くその箱を還してやつた。頼朝は、之を聞いて義經を悪んだ。

(文典)

代名詞は、幾度も名詞を繰返すことの煩を厭ひ、その繁縟を避け、文章を簡潔にする爲めに用ゐるもので、甚だ必要にして、用途随つて廣きものなれば、漢文を作る上に於ては勿論、讀書の場合に於ても、十分之に習熟せざれば、適當に文義を解することが出来難いのである。されば、讀者は、時々、代名詞と、これに對する名詞との關係に就いて、之を穿鑿吟味し、誤りなく文義を明解し得る様の手段を取らねばならないものである。試に、左に本書より二三節を抄出し、最も分り易からんと思はるゝ代名詞を名詞に改め置くべければ、讀者は、自から之を適當なりと思惟せらるゝ代名詞に轉換し、後、原文と對照して、その代名詞の當れりや否を吟味されたいのである。

聞源行家舉兵至美濃遣知盛通盛清經忠度等伐行家(行家)敵據板倉壘(壘)我兵遠出(壘)後縱火攻拔(板倉壘)走行家(卷一頁一二五)

實盛管與臣言於東國曰白頭從軍(實盛)將涅我髮否則難以伍壯者矣蓋踐下(所)言於東國之言也乃洗(實盛)頭頭髮皆白義仲泣曰(義仲)幼孤爲此老所鞠育使(此老)來歸將父事(此老)乃重恩就死可不謂義乎收尸葬(實盛)(卷一頁一四〇)

右括弧内の文字を代名詞に改められたい。又、左記括弧内の假名及び名詞を適當なる漢字代名詞に直されたい。

知盛曰義仲使(ワレ)至此極(ワレ)乃與(義仲)和恐(義仲)之笑(ワレ)公宜(答)曰天子在(ココニ)汝免(胃)弛(弓)自來(乞)降(ワレ)則許(降)宗盛從(知盛言)(卷一頁一六三)

頼朝方舉一男而親信其外舅北條時政諸骨肉皆被猜防義經東獻俘鎌倉至腰越驛頼朝弗許入使時政出受俘義經乃寄書於大江廣元自訴曰義經代征討之勞上夷國賊下雪家恥心竊期褒賞不圖忽蒙譏言曠日於

此。莫以自明。徒涕泣爾。將永遠之恩。顏骨肉。誼絶自非先人之再生。誰爲分疏焉。義經幼孤。從母逃匿。流寓諸國。爲氓隸。所役未嘗一日安居焉。然而幸慶忽會。至忝重任。或策馬峻坂。或凌風大海。不敢顧命。欲以慰冤魂。伸宿憤。豈有他哉。既辱五位。尉榮顯。何加而忽遭此厄。憂深悲切。敢上誓書。要之百神。而威猶不霽也。不得仰公之救護。伏願乘間進說。庶幾亮其無他。卒被恩宥。得享終身之安。不報義經快快而西。

(訓釋) 舉一男、賴家の生れしをいふ。外舅、妻の父、骨肉、親しき血筋。猜防、疑ふて警戒し、隔て心のあること。越驛、鎌倉の西の入口にあり。違恩顔、なまけある御顔に違かる、面會の出来ぬをいふ。誼、よしみ。先人、亡父、義朝をいふ。分疏、言ひわけする。流寓、さまよい假住居して定まれる住所なりしをいふ。氓隸、下々の者。野民、奴隸。幸慶、源氏再興の幸福が忽ちめぐり来た。重任、重い役目。平氏征伐の大將たりしこと。峻坂、けはしき坂。輜、越の如きなをいふ。凌風、波部出帆の時の如きをいふ。顧命、身命。冤魂、無實の罪を恨める父の靈魂。宿憤、ふるき怨。五位尉、從五位、左衛門尉。榮顯、光榮顯達。身のさかえ名の顯はるること。厄、災難。要、約束する。誓書、威嚇不霽、怒りがまだ解けぬ。公、廣元を指す。救護、とりなし。亮、信とする。爲てないと推察すること、諒と意同じ。恩宥、なまけを以て赦される。供々、樂まざる貌。

(通解) 賴朝は、丁度、一人の男兒を生み、それからして、その妻の父の北條時政を親んで信用し、多くの親しき血筋の者は、みな疑はれ、心を置かれた。義經が、東して、捕虜を鎌倉に獻せ

んとし、腰越驛まで行くと、賴朝は、鎌倉に入るを許さず、時政をして、出て行つて捕虜を受け取らしめた。義經は、そこで、書面を大江廣元に送り、自から衷情を訴へ、「義經儀、兄上が平氏征伐の勞に代り候て、上は國賊を平げ、下は一門の恥をそぎ、心ひそかに、御褒美を待ち設け居り候處、思がけなくも、忽ち讒言を蒙り、箇様な處に空しく日を送り候はんとは、自から罪なきを明かにするよすがも無く、たゞ涙にくれ候のみに候、最早なかく御目に懸ることも出来申さず、兄弟のよしみも絶えなんと致し居り、父上の御再生なき限りは、何人か、某の爲めに、申し分け致し呉れ候はん、義經儀は、幼少にして孤兒となり、母に從ふて逃げ匿れ、諸國にさまよひ居り候間には、下々の卑しき者の爲に使役せられ、いまだ一日も安らかに暮し候事無之、然るに、源氏再興の目出度き時運忽ち還り來り、大將の重き役目を忝ふすること、相成り候に付ては、或は馬に險しき阪に鞭うち、或は暴風を大海に凌ぎ、敢て身命をも顧み不申候事、かくして、父上が無實を恨み給へる御靈魂を慰め、多年の鬱憤を晴し度存候外、いかで他意の有之候はんや。既に從五位左衛門尉を賜はり、身の榮え、名の顯はれ、何とて、この上の候べき、さるを、俄かにこの災厄に遭ひ、憂の深く、悲の切なる此事に候、押して誓書を差上げ、八百萬の神々に誓ひ候とも、兄上の御怒晴れ不申候上は、自然貴殿の御執成を仰がざるを得ず候、伏て願くは、好き折を見計らひ、兄上に御申上げ被下候て、何卒、その他意なきを御諒察、終に

は御赦しを蒙り、終身の安穩を受け得られ候様、御取計の程奉願候」といつて遣つたが、何とも返事をせなんだので、義経は、心樂しみますして西へ還つた。

頼朝聞其怨望也。怒奪其邑。時行家匿京師。義経潜相往来。頼朝遣梶原景季。命義経討行家。且謂之。義経稱病。間日乃見景季。景季反言其病羸。状景時曰。兩日間廢寢食。以裝病焉。爾頼朝乃召諸將。言曰。誰爲我擊九郎者。九郎亦不負我。知耳。而先我昇殿。不告我爲五位。尉車服華侈。翔翔院中。錢有君寵。何不孫壇浦之役。與太后同舟。又娶平虜女。横恣如此。不待不誅。誰爲我擊九郎者。衆莫敢答。頼朝不懌。乃命景時。景時辭曰。判官素惡於臣。臣往判官必備之。不若遣其意外者。襲之。乃命昌俊。

(訓釋) 怨望、うらむ、望もまた怨の意。間日、日をへだてて。病羸、病みつかれたること。裝病、病氣らしく見せかける。不負我知、私の知遇に背いては立ち行けぬ筈、知は其人の價值を知つてよく之を待遇することなり。華侈、派手におこること。翔翔、鳥の翼を張つてかけ廻る如く、意氣揚々と立ちまはる。饒、たとひ。自孫、遠慮する、孫は孫と同じ。平虜、平家の生捕もの、時忠を指す。横恣、我儘・鋒動、殺し絶やす。

(通解) 頼朝は、義経の怨んで居るといふことを聞き、怒つてその知行所を取り上げた。時に、行家は、京都に匿れて居り、義経は、人知れず互に往來をして居たが、頼朝は、梶原景季をやり、

義経に行家を討つことを命じ、且つ、その様子を覗はさせると、義経は、病氣といつて、日を隔て、から景季に面會した。景季は、鎌倉へ還り、その病んで疲れて居たさまを話したが、景時は、「二日の間、眠らず食はずに居て、病氣の振りをしたまでのことさ」といつた。頼朝は、そこで、諸將を召し、之に語つて「誰か此方の爲に九郎を撃つ者はないか。九郎とても、此方の扱を餘所にするには出来ぬ筈ぢや。然るに、此方に先き立つて昇殿し、此方に告げずして従五位左衛門尉となり、乗物や身の廻りは、派手を盡しておごり、法皇の御所中を、したり顔にかけ廻つて居る。たとひ、君の御寵愛があるにしても、何とて自分から遠慮を致さぬのか、壇浦の合戦には、太后と同じ舟に乗り、又平家の生捕者の娘を娶るなど、我儘がかくある上は、殺し絶やさねば相成らぬ。誰か此方の爲に九郎を撃つ者はないか」といつたが、一同、私こそはと返答する者もなかつたので、頼朝は、甚だ不機嫌であり、そこで、景時に命ずると、景時は斷つて「判官殿には、平生から、私とは仲が悪ふ御座りますれば、私が參らば、判官殿は、必定、防ぐ用意を致されませう。されば、判官殿の想もよらざる者をやり、不意打致す方が宜しう御座ります」といつたから、そこで、昌俊に命じた。

(文典) 動詞に就いて

動詞は、事物の動作を表はす詞なれば、動詞には、その動作の由て起る事物の名稱、即ち名詞又は代名詞が、主詞として伴はざるべからざるは、自明の道理である。又、動詞の表はす動作が、他の事物の上に其働を及ぼす場合には、その働を受くる事物の名稱の、之に伴ふべきは、また當然のことである。これ、動詞には、主詞として主格の名詞又は代名詞を伴ひ、賓詞として賓格の名詞又は代名詞を伴ふ所以である。更に、動詞の表はす動作が、事物自身の上に止まり、他の事物に其働を及ぼさざる時に於ても、その動作が、他の事物と何等かの關係を有し、その關係を明にせざれば、その動作の状態を知ること能はざる場合には、その事物の名稱をも、舉示するの必要がある。これ、動詞に指定格に於ける名詞又は代名詞の伴ふ所以である。而して、その主詞即ち主格の名詞又は代名詞は、必ず動詞の上に位し、賓詞即ち賓格の名詞又は代名詞、及び、指定格の名詞又は代名詞は、常に動詞の下に位するを常則とする。これは、品詞の講述の際、名詞代名詞動詞等の下に於て、その位置に關し既に一再述べ來りたれば、讀者の夙に會得し居らるることゝは思はるゝが、動詞の作用は最も多きものなれば、この大體の法則を牢記し置かざれば、動もすると間違い易いのである。

花ハ開キ鳥ハ啼ク。刀ハ折レ矢ハ盡クル。

の如き簡單なる句、殊に自動詞のみにて足る句であれば、直に「花開鳥啼」、「刀折矢盡」と綴ること

とも出来るが、

義朝ハ。頼朝ノ在ラザルヲ怪ミ。政家ヲシテ返リ索メシメ。之ヲ獲タリ。鏡驛ニ至ツテ。平氏ガ不破ノ關デ拒グト聞キ。乃チ問道ニ由リテ東ニ出ヅ。大風雪ニ會シ。馬前ム能ハズ。ミナ甲ヲ釋キテ步行シ。復、頼朝ト相失フ。(卷二頁三〇四)

となると、はや一寸間違を生じ易いので、孰れが主詞か、孰れが賓詞かを吟味し、前掲の法則に違はざる様注意せざれば、意外の失錯を來すのである。

右の文中、「平氏が不破ノ關デ拒グト聞ク」といふ句に就て、「聞ク」の動詞は、何物の動作を表はすのかを吟味すれば、文勢上、上に擧けたる「義朝」の動作といふことは直ぐ分る。されば、この動詞に對する主詞は、「義朝」である。次に「拒グ」といふ動詞は、何物の動作を表はすか、申すまでもなく平氏の動作である。則ち平氏は「拒グ」の動詞に對する主詞である。さて、その拒ぐ動作は、「不破ノ關」といふ事物と關係を有し、拒ぐ動作の方處を、この事物によつて示して居る、即ち「不破關」は指定格に於ける名詞である。是に於て、「平氏」は「拒」の主詞なれば「拒」の上に位し、「不破關」は「拒」の下に位して、

平氏 拒 不破關

となるべき筈である。然るに、義朝の聞きしは、「平氏が不破ノ關ニ拒グト」を聞いたのであれ

ば、この一句は、義朝の聞きし一事件で、句全體を擧げて、動詞「聞」の爲めに資格に在る名詞を形成して居る。資格の名詞は、上の法則に由り、動詞の下に位すべきであれば、主格の名詞、動詞、資格の名詞、と次第して

義朝、聞平氏拒不破關

となるべき筈であることが分る。而して、主詞たる「義朝」の二字は、上に既に擧げられてあれば、この句に於て、再び繰り返す必要がなき故、之を置かれてないのである。讀者は、之に準して、試に前掲の全文を復譯して御覽なさい。

昌俊者。南都僧也。因事、在鎌倉。以勇傑、見親近。於是授計、而西至京師。去義經堀川第四町而舍。義經尤其不亟來。謂召而詰之。對曰。臣此行、詣七大寺。欲畢事、然後謁耳。義經笑曰。否。否。得非以二位、旨圖我乎。吾今欲因汝。顧恐人謂吾爲怯也。且汝兄氏使者。吾不可先發。昌俊獻誓書歸舍。義經所幸舞姬曰靜。聞昌俊謂義經曰。彼將去。四顧第中。而注目於廊。恐有異志。義經不爲意。及昏。又告曰。大遠塵起。人行踉蹌。不可不虞也。使二童往。謂昌俊舍久之不還。又使婢。婢走還曰。童駢死于門。門內鞍馬可五十匹。士擐甲將騎焉。

夜既三鼓。第外大譟。直于第者僅七人。靜急取甲。被義經。義經令開門。騎而突出。呼曰。在今日誰敢圖義經者。昌俊與兒玉黨六十餘騎。散而亂射。義經從士聞變。四至。行家亦來救。昌俊終敗走。義經徑詣法皇宮。箭蟬集於冑。而在箴者三。奏變而還。昌俊逃鞍馬山。山僧與義經有故。索獲獻之。義經謂其背誓。對曰。誓者昌俊。襲者二位。義經怒。毆其面。曰。我面即二位。面。毆我面。是毆二位。面也。義經壯之。欲使活還。昌俊請速死。乃斬之。

(訓釋) 勇傑、勇氣あつて人にすぐれたること。授、教へる、言ひ含める。舍、宿をとる。七大寺、南都にある東大、西大、興福、元興、大安、藥師、法隆の七寺をいふ。二位、從二位賴朝。幸、寵愛する。四顧、四方を見まはす。異志、並々ならぬ思惑、むほん不爲意、心にとめぬ、心配せぬ。大遠、大通り。踉蹌、行くことせはしき貌。虞、用心する。駢死、並んで死ぬること。童、子の刻、夜の十二時。直、宿、直する。蟬集、はらみ集、蟬の毛の如く矢の立つて居ること。有、故縁故あがる、義經の幼兒鞍馬に依りしをいふ。詰、責む。

(通解) 昌俊といふのは、南都の坊主である。或る事のために鎌倉に来て居り、勇氣の人並勝れてあるので、頼朝に親み近づけられて居た。是に於て、計略を授けて西へ赴かした。昌俊、京都に行きつくと、義經の堀川の屋敷を去る四町程の所で宿をとつた。義經は、その早速来て目通りせぬのを尤め、呼び附けて之を詰問すると、昌俊な對へて「私この度の旅行は、奈良の七大寺へ參詣を致しまするので、その事を済まして、それから御目通り致したひと心得居りましたの

で御座りまする」といつたが、義經は笑つて、「いや、いや、二位殿の仰によつて、此方を仆さんと巧むので無いことはあるまいが。此方、今、貴様を召し執らへ様とも思ふが、またよく考へて見れば、かく致さば、人が此方を卑怯と申す恐もあり、その上、貴様は兄上の使者ぢや、此方からして先づ手出しを致す譯には參らぬ」といふと、昌俊は、決して異心のないといふ誓書を差し出して、宿へ歸つた、義經の寵愛して居た白柏子を、静といつたが、昌俊をのぞき見て、義經に話し「あの人は、立ち去らうとするとき、屋敷中をちこちと見廻して、目を馬屋につけて居りました。恐らく、並々ならぬ思惑があるので御座りませう」といつたが、義經は、氣にもかけなんだ。夕方になると、又知らせして「大通に塵が立ちあがり、人の往來が、せはしい様で御座ります。用心をなされねばなりません」といつたから、二人の童子に、行つて昌俊の宿を窺はしめたが、久しく立つても戻つて来ないので、また下女を使はすと、下女は、走せ還り「あの子供衆は、門の處に、首を並べて死んで居ります。門内には、鞍を置いた馬が五十匹ばかり、侍衆は、鎧をつけて、馬に乗らうとして居るところで御座ります」といつた。かくする内。夜もはや、子の刻、十二時頃になると、屋敷のそとが、大にさはがしくなつた。屋敷に宿直して居るものは、僅か七人である。静は、いそぎ鎧を取り出して義經に著せると、義經は、門を開かして、馬に跨つて突き出で、聲をあげて呼ばはり「今日に於て、何奴なれば、憚りもなくこの義經を圍りたる

ぞ」といつた。昌俊は、兒玉黨六十餘騎と、散らばつて無暗に射かけたが、義經の從士が、この騒動を聞いて、四方から來り、行家も來て助けたので、昌俊は、とう／＼負けて逃げ出した。義經は、すぐ法皇の御所へ參つたが、身に受けた矢が、蝟毛の如く鎧に集つて居り、して、義經の箆の中に残つて居たのは、僅か三本であつた。義經は、取敢へず事變を奏聞して還つた。昌俊は、鞍馬山に逃げたが、山の坊主は、義經と縁故があるから、捜し出し生捕つて之を獻じた。義經が、昌俊の誓約に背いたのを責めると、昌俊は對へて「誓ふた出は昌俊で御座るが、攻めた者は二位殿で御座る」といつたので、義經は怒り、その顔を打つと、「身共の顔は、取りも直はさず二位殿の顔ぢや、身共の顔を打つのは、これ二位殿の顔を打つといふものぢや」といつた。義經は、その氣象を壯なりとし、活かして還しやらんと思つたが、昌俊が、連に死せんことを請ふたので、之を斬り殺した。

義經行家。遂迫請討頼朝。宣旨公卿皆憚。義經欲權許之。獨藤原兼實不肯。曰。頼朝罪未至當討。且命弟討兄。如之何。法皇遂許之。義經僕安達清經。常爲頼朝。問義經於是。走報之。鎌倉頼朝方落。長勝壽院。聞報曰。可也。畢禮而歸。曰。彼殺我使。可。以。伐。也。乃戒諸將束裝。曰。旦日將發。小山朝政以下五十

餘人請即夜發。乃以爲先鋒。命之曰。及我未至。誅彼二兇。後五日。親發鎌倉。檄諸道會軍於途。義經聞之。詣法皇。請下敕。關西兵援己。法皇許之。補義經九國地頭。行家四國地頭。十一月三日。義經與行家及女婿源有綱等。俱奔竄西海。不知所往。伊勢義盛與義經訣。歸伊勢。襲三守護首藤經俊。敗。匿鈴鹿山。經俊攻殺之。

(訓釋) 權、かりに、差當りの處置として。間、問諜をする、その間諜を窺ふこと。禮、儀式。束裝、身支度をする。日、あくる日。兇、二人の惡もの、義經行家をいふ。

(通解) 義經行家は、とうく、強ひて頼朝を討つ旨を賜らんことを願つた。公卿は、孰れも義經を氣遣ひ、差當りの處置として、之を許さんと思つたが、獨り藤原兼實は承知せず。頼朝の罪は、まだ征伐すべき程には至りませぬ。その上、弟に命じ兄を討たしむるといふことは、如何なもので御座りませうか」といつた。しかし、法皇には、遂に之を御許になつた。義經の下部の安達清經は、つねく、頼朝の爲に、義經の様子を問諜して居たが、是に於て、走つて之を鎌倉に知らせた。頼朝は、この時丁度、長勝壽院の落成式を行つて居たが、この報告を聞き「それでよろしい」といひ、儀式を濟まして歸り、彼は、此方の使者を殺しをつた。それで征伐致しても善い譯ぢや」といつて、そこで、諸將に注意して、身支度せしめ、明日出發致す積りぢや」と

といふと、小山朝政以下五十餘人が、その晩すぐ出掛けんことを請ふた。そこで、此等の者を以て先鋒とし、之に命じて曰ふには、「此方のまだ行かぬまでに、かの二人の惡者を誅伐せよ」と、その後五日たつて、自から鎌倉を發し、諸道に觸文を出して、本軍に途中にて會合せしむることにした。義經之を聞き、法皇の御所に參り、關西の兵に勅して、自分を援けしめられんことを願つたが、法皇には、之を御許になり、義經をば、九州の地頭、行家をば四國の地頭に補任せられた。然るに、十一月三日、形勢非なりと見て、義經は、行家及び娘の婿の源有綱等と、ともく西海に逃げかくれ、その往つた所が分らん様になつた。伊勢義盛は、義經と別れ、伊勢に歸り、守護職の首藤經俊を不意打ちし、敗れて鈴鹿山に匿れたが、經俊は、攻めて之を殺して仕舞つた。

(文典)

前回に於ては、動詞と名詞との位置に關する常則を述べたのであるが、或る特別用法があつて、右の常則通りにはなつて居らぬ場合が尠くない。以下之を説示することにしやう。資格の名詞又は代名詞は動詞の下に位するが通規であるが、時に之を轉置することがある。この場合には、「以」の字を以て、その資格の名詞又は代名詞の上に加へる。本書に於ては、これまでには、其例少なけれども左に二三を引いて、之を示すことにしやう。

- (イ) 以清盛叙正二位 (卷一頁六六)
- (ロ) 法皇以書示宗盛 (卷一頁一三〇)
- (イ) 以重衡附賴朝誅焉 (卷一頁一七五)

右イに於ては、「清盛」は、「叙」といへる動詞の資格。(ロ)に於ては、「書」は「示」の資格。(ハ)に於ては、「重衡」は「附」の字に對する資格に在る名詞である。されば、常則に従へば、左の如くあるべき筈である。

叙清盛正二位 (卷一頁六一、進清盛正三位と對照)

法皇示書宗盛 (卷一頁一七二、汝貽書宗盛と對照)

附重衡於賴朝誅焉 (卷三 「屬之於狩野氏」と對照)

此の如く、資格に於ける名詞は、場合によつては、之を支配する動詞の上に位することもある。しかし、その時には、「以」の字を冠して、恰も一の副詞の如き意義を有することになるといふことを忘れてはならぬ。

賴朝至黃瀬河開義經既奔乃還鎌倉以朝廷宣討己訴冤不已法皇乃急宣諸州索義經未獲也平氏餘黨又竄匿所在天下騷然賴朝患之大江廣元建策曰方今大亂初平關東倚安帥府而奸豪伏匿於諸道隨起隨討輒

發東兵則勞費不量民苦誅求爲今計者莫若國司置守護莊園置地頭所。在追捕則天下可坐而定也賴朝大悅遣北條時政護衛京師因奏請之且請課畿內及西南四道每段五升以充兵食朝議從之賴朝薦家人有功勞者分爲守護地頭而身統之世因稱賴朝曰六十六國總追捕使賴朝素聞兼實賢且德其爭院宣也貽之書曰賴朝當平賊之熾孤身舉義得至奏功而不敢自專今亂人乃挾命恃柄敢規非分賴朝特恐禍亂之端復自是起近日所奏請非以營私乃爲天下定亂焉耳因奏請置義奏官十人撰公卿充焉按治公卿以下預東討宣者二年春兼實遂爲攝政。

(訓釋) 宣、院旨を下されしこと。冤、無實の罪。倚安、たよつて安堵する。帥府、將軍の府、即ち幕府。奸豪、わる智惠あつて強い者。隨起隨討、起るにつれてはその度毎に征伐する。勞費、勞力と費用。誅求、軍費や夫役を嚴しく催促すること。國司、諸國に置きたる地方官。守護、總追捕使又は追捕使などいへり。莊園、私有地にして莊と稱せらるるもの、莊とは、もと田舎の義、園とは、籬を繞らし樹木などを植ふたる苑地の名、要するに諸國に散在する大地主の私有の田園のことなり。課、わりあて。西南四道、山陽、山陰、南海、西海。每段五升、別に一反毎に五升づり取り立てること。貽、おくる。亂人、亂を爲す者。義經行家をいふ。挾命、勅命をたてにきる。恃柄、權柄を鼻にかけ規非分、分限にはづれたことを企つる。近日所奏請、近頃奏聞し願上げた事。守護地頭を置く件をいふ。議奏官、集議奏聞する官といふ意にて、神事佛事を初め、朝廷の政務悉く、その善惡を議せしめたるなり。藤原兼實、實定、實房、宗家、忠親、實家、源通親、藤原經房、雅長、源兼光の十人之に任ぜらる。按治、しらべ正す。討、

(通解) 頼朝は、黄瀬河まで行くと、義経が既に逃げたと聞き傳へたので、鎌倉へ還つたが、朝廷が、宣旨を下して、自分を討伐せしめられたといふので、その無實の罪を訴へて已まなんだ。法皇は、そこで、また、急に諸國に院宣を下して、義経を捜さしめられたが、まだ見當らず。平氏の殘黨は、又、あちこちに匿れて居たので、天下がまことに騒がしかつた。頼朝が之を心配すると、大江廣元が策を建て、今日、大亂が初めて平らぎ、關東の國々は、幕府にたよつて安堵致して居りまするが、しかし、惡智惠のある強いもの共が、諸道各國に忍びかくれて居りますれば、その起るに連れては之を征伐し、その度毎に、關東勢を繰出して居りましたは、その骨折りと費用とは計られず、人民は、自然、軍費や夫役の嚴しき催促に困り果てることで御座りませう。されば、今日の工夫と致しましては、國司の在る所に守護職を置き、莊園には地頭職を置いて、その所々で追捕する様に致すのに及ぶ仕方は御座りませぬ。かくすれば、天下は、坐つて居て定めることが出来まする」といつたので、頼朝は、大に悦び、北條時政をやつて、京都を護衛せしめ、それに付いては、この事を奏し請ひ、その上、畿内及び西南の四道に、一反毎に五升づゝを割り當て、以て兵糧に充てんことを願つたが、朝廷の評議は、この申出に從つた。すると、頼朝は、家人の功勞のあつた者を推賞し、分つて守護や地頭と爲し、そして、自身に之を總轄した。

世間では、それ故、頼朝を稱して、六十六國總追捕使といつた。頼朝は、元來、兼質の聰明であることを聞き、且つその自分を討つ院宣を義経に賜はらんとする時、不可を稱へて争つたことのあるのを恩に思つて居たから、之に書面を贈り「頼朝儀、平家の賊黨の勢盛なる時に當り、援けなき單獨の身を以て、義兵を擧げ候ひしが、事の成就するに至ることを得候に付いても、敢て自から勝手なる振舞を致し申さず罷在候。當今、義経行家など叛亂を企て候者ども、勅命を楯に取り、權柄を鼻に掛け、憚りもなく、分限に非ざることをも巧み候に就いては、頼朝儀は、殊更、禍亂の端緒がこれより起り候はんかと懸念致候されば、近日、朝廷に奏聞し、請ひ上げ候事も、かくして、我が私事を計り候儀にては無之、天下のために、騒亂を平定いたし度存候のみに候」といつてやり、そこで、奏し請いて、議奏官といふもの十人を置き、公卿を以て之に充て、公卿以下のもので、東の方、自方を討伐せんとの院宣に關係した者を吟味して、處分することにした、二年の春、兼質は、遂に攝政となつた。

四月、頼朝又貽書議奏官曰、僕生三武門、長鄙野、不諳朝章、偶有所奏、願諸公簡之、專執三公平、以安天下、至如宣旨、或有不便、亦當盡言焉、面從非忠也、時北條時定代時政、護京師、獲行家于和泉、有綱于大和、斬之、十二月、以

天野遠景爲筑紫奉行。開行家義經黨與竄鬼界島。擊平之。先是頼朝奏。以比年軍興。民不任農。蠲其管內九國通租。遂薄其正稅。而諸國準之。是歲。又發倉賑。相模窮民。三年春。遣中原親能。大江廣元等。修閑院殿。時輩下多強盜。遺千葉常胤。下河邊行平。按之。寓書於藤原經房。稱鎮壓亂賊。莫若二人。二人至京師。盜賊悉平。四年六月。造六條殿。五年正月。敍正二位。三月。修大内。

(訓釋) 鄧野、田舎●朝章、朝廷の典章、制度法律●簡、えらぶ、よしあしを擇ぶこと●面従、目の前にては従つて居ること●比年、毎年●蠲、除く、免除する●管內九國、頼朝直轄の相模、武藏、伊豆、駿河、信濃、上総、下總、越後、豊前●通租、未納の租税●正稅、一定の租税●賑、にぎはす、施し給へること●寓、寄す、手紙を送ること●鎮壓、靜め押へる。

(通解) 四月、頼朝は、また、手紙を議奏官に贈り「拙者儀は、武門に生れ、田舎に成長し、朝廷の制度法令等を諸記熟知仕らず候へば、折節奏聞致候事有之候場合には、何卒、諸公に於てその善し悪しを御選擇相成り、専ら公平を守りて、天下を安んじ候様被成度、宣旨の如きに至つても、もし人民に不爲なる様の事御座候は、また、十分に御意見御申上げ可相成筈と存候、たい上の御目の前にて従ひ居り候事が、忠義にては無之候」といつてやつた。この時分、北條

時定が、時政に代り京都を護衛して居たが、行家をば和泉に、有綱をば大和に生捕り、之を斬つた。十二月に、天野遠景を以て、筑紫の奉行としたが、行家義經の一味の者が、鬼界島にかくれて居ると聞き、撃つて之を平げた。これより先、頼朝は、奏聞して、毎年軍が起つて、人民が農業を勉めることが出来ぬといふので、我が管轄内九箇國の未納租を免除し、ついには、その當り前の税をも薄くし、そして、他の國々も之に準じて減税することにした。この歳、また、米倉を開いて、相模の貧乏人に施與した。三年の春、中原親能、大江廣元などを京都に遣はし、閑院殿を修復した。この時分、御藤元の京都に、強盜が多かつたので、千葉常胤、下河邊行平を遣はして之を吟味させ、書面を藤原經房に寄せ、亂賊どもを押し靜めるには、この二人に及ぶものはな、といつてやつたが、二人が京都に行つたら、果して、盜賊は悉く平らいだ。四年六月に、六條殿を建築した。五年の正月、頼朝は、正二位に敍せられ、三月に御所を修復した。

七月、奏請討陸奥、藤原氏。以其舍義顯也。義顯、即義經。削籍改名。義經之出京師也。上舟于大物浦。遇颶。與行家相失。匿吉野。五日、山僧群聚捕之。佐藤忠信曰。臣兄既授命於屋島。臣今亦將代君死。乃伴稱義經。亂射。義經得間。逃。至多武峰。又徙十津川。復還匿京師。忠信亦來匿。而發覺。與吏卒鬪。終自

殺。義經乃與妻、河越氏。及辨慶等。爲道士、裝。由北陸道、奔陸奥。

(訓釋) 陸奥藤原氏、泰衡をいふ。舍、宿す、かくまい置くこと。削籍、屬籍を取り去る、わが一族より籍をばふき、他人とすること。颯、海上に起る大風。相失、はぐれあふ。授命、命をすてる、嗣信か、身を以て義經を蔽ひ、矢に當つて死したるをいふ。發覺、しれる、露顯する。道士裝、山伏姿。

(通解) 七月、奏し請ふて、陸奥の藤原泰衡を討つた。それは、泰衡が義顯をかくまふたからである。義顯といふのは、即ち義經のことで、屬籍を除き去り、かく名を改めたのである。義經の京都を逃げ出たとき、攝津の大物浦で舟に乗つたが、大風に出合ひ、行家とはぐれ、吉野に匿れて五日居ると、山僧どもが多勢集つて、之を捕へ様としたので、佐藤忠信が、私の兄嗣信は、はや命を屋島で捨てまして御座ります。私も、只今、また、我君に代つて討死致しませう」といひ、そこで、伴つて義經と名乗り、無暗に弓を射かけた。この間に義經は、隙を得て逃げ、多武峰に至り、又、十津川に徙り、再び還つて京都に匿れて居た。忠信も、また、吉野を切り抜け、京都に來り匿れたが、露顯して、討つ手の役人兵卒と闘ひ、とうとう自殺して仕舞つた。義經は、そこで、妻の河越氏、及び辨慶など、山伏姿をして、北陸道から陸奥へ走つた。かくして藤原氏にたよることになつたのである。

(文典)

前同に述べたるは、資格の名詞又は代名詞が、動詞の上に位し、その動詞の下に、指定格の名詞又は代名詞が置かるゝ、一の特別用法であるが、今一つ左の如き用法がある。

授_ニ頼朝_ニ以_テ傳家寶刀截鬚。(卷二頁二九三)

右の句に於ては、「授」の字は他動詞で、その動作は、「傳家寶刀截鬚」に及んで居る。即ち「傳家寶刀截鬚ヲ頼朝ニ授ケタ」といふ意味で、「授」の字は、賓詞として名詞「傳家寶刀截鬚」を伴ふて居り、更にその動作の方向を示して、指定格の名詞「頼朝」を伴ふて居るのである。然るに「授」の動詞は、直接その賓詞「傳家寶刀」の上に位せずして、「頼朝」の上に置かれ、資格の名詞は、指定格の下に移されて、「以」の字を冠らされて居る、これまた、一の特別用法で、約して之をいへば左の如くである。

他動詞は、場合によりては、指定格の名詞又は代名詞の上に位し、而して、「以」の字を冠したる資格の名詞又は代名詞を、その下に伴ふことがある。

されば、前掲の句を、常則に従つて變換するときは、

授_ニ傳家寶刀截鬚_ヲ於_テ頼朝_ニ。

となり、また、指定格の名詞を直に動詞の下に置き、その次に資格の名詞を置くことゝすれば(卷一頁〇〇一〇一参照)左の如くなるのである。

授、頼朝、傳家、實刀、截鬚。

更に、前回に示したる特別用法によつて、之を改むれば、

以、傳家、實刀、截鬚、授、頼朝。

とすることも出来るのである。しかし、何れにしても、その意義に於ては、變することはない。

初、義經、姫、靜。從、匿、吉野。義經、論、之、訣、別。使、僕、齋、資、送、歸、京、師。僕、奪、其、資。棄、靜。靜、獨、行、風、雪、中。爲、山、僧、獲。致、於、北、條、時、政。送、之、鎌、倉。詰、義、經、所、在。靜、固、陳、不、知。以、其、有、姓、留、之。夫、人、政、子、聞、其、善、歌、舞。欲、一、見。引、病、不、往。頼、朝、夫、妻、詣、鶴、岡、祠。召、靜、命、舞。垂、簾、觀、焉。靜、固、辭。強、之、再、三。乃、起、上、場。工、藤、祐、經、搥、鼓。畠、山、重、忠、擊、銅、拍、子。靜、整、衣、而、進。唱、離、別、曲。又、作、歌。言、慕、義、經、意。衆、皆、垂、泣。頼、朝、色、變。曰、賤、婢、不、肯、頌、我。而、敢、慕、亂、人。欲、誅、之。政、子、諫、止。賜、纏、頭、罷、之。祐、經、與、梶、原、景、茂、等、俱、就、靜、舍、飲。景、茂、景、時、季、子、也。醉、挑、靜。靜、怒、而、泣。曰、吾、嘗、侍、豫、州。豫、州、非、鎌、倉、公、親、弟、哉。汝、乃、公、家、人。何、遇、吾、亡、狀。使、公、而、全、友、道。汝、欲、識、我、面、得、乎。景、茂、大、慚。已、而、分、身。生、男。安、達、清、經、受、命。奪、而、戕、之。靜、見、放、還。政、子、厚、賜、遣、之。

(訓釋) 姫、妾、資、財物、入用の金品をいふ。引病、病氣を言ひ立てにする。上場、舞臺に上る。銅拍子、銅にて作りたる拍子。拍子とは、笏に似たる形の樂器なり。離別曲、別を惜む歌。又作歌、二首あり、一は「吉野山みねの白雲ふみわけて入りし人のあとぞ戀しき」他の一は「しづやしづのなだまきくりかへし昔を今になすもしがな」。頌、その人の徳を褒めること。纏頭、引出物、即ち花。罷、暇をやる。挑、くどく。鬚言を以て、戯ること。豫州、伊豫守、義經のこと。亡狀、無作法、無禮亡は無と同じ。友道、兄弟間の友愛の道。分身、身二つになる。子を産むこと。戕、殺す。

(通解) 初め、義經の妾の靜は、義經に従つて吉野に匿れたが、義經は、之に申し聞かせ、暇乞いして別れしめ、下部をして入用の財物を持つて、送つて京都に歸らしめた。すると、下部は、その財物を奪ひ、靜を置き去りにしたので、靜は、獨り吹雪の中を行くと、山僧のために生け捕られ、山僧は、北條時政に引き渡して、之を鎌倉へ送つた。鎌倉では、義經の在りかを責め問ふたが、靜は、飽迄も知らぬと申し陳べた。この時分、靜には妊娠して居るといふ所から、鎌倉では之を留め置いた。頼朝の夫人の政子が、その歌や舞が上手であるのを聞いて、一度それを見たと思つたが、病氣と言ひ立て、往かなんだ。すると、ある時、頼朝夫婦が鶴岡の八幡社へ參詣したので、靜を召して舞を申し付け、簾を垂れて之を見物せんとした。靜は固く辭退したが、之を強ゆること兩三度にも及んだので、靜は、そこで、已むを得ず、起つて舞臺に上つた。工藤祐經が鼓を打ち、畠山重忠が銅拍子を撃つと、靜は、身支度をして進み出で、離別の歌曲をうたひ、

源氏正記 源氏下

又、歌を作つて、義經を戀ひ慕ふ意を陳べたので、多勢の者は、みな涙を垂れたが、頼朝は、怒つて顔色が變り、「下司女奴、此方の徳をたゝえんとは思ひをらすして、憚る所もなく謀叛人を慕ひ居る」といひ、之を誅罰せんとしたが、政子が諫め止めて、引出物を與へ、暇をとらした。祐經は、梶原景茂等と、ともく、靜の宿に行つて酒を飲んだ。この景茂は、景時の末子であるが、醉ふて靜を口説くと、靜は、怒つて泣き、「妾は、以前、伊豫守様の御側に仕へて居た者、伊豫守様は、鎌倉殿のまことの弟公ではないか、其方であつて見れば、鎌倉殿の御家人、如何なれば、妾に對して、かくは無禮であることぞ。鎌倉殿にして兄弟仲睦じくしてゆく道を損はずに居させられたら、其方は、妾の顔を見知らうと思ふたとして、叶ふことではないに」といつたので、景茂は大に愧ぢた。とかくする中に、靜が、身二つになつて、男兒を生んだが、守達清經が、頼朝の命を受け、奪ひ取つて之を殺した。靜は、放ち還されたが、政子は、手厚く物を與へて、之を歸し遣つた。

初、頼朝聞藤原秀衡含義經。奏劾其納亂人。院宣讓秀衡。秀衡陳謝尋病卒。遺言子泰衡等。舉二國聽於義經。以抗頼朝。有院宣使泰衡圖義經。泰衡疑惑。是歲二月。頼朝奏曰。泰衡庇反者。罪與反同。臣請奉王命伐之。因大徵兵。

四月晦。泰衡遣兵襲衣川。辨慶經春等奮戰死。義經手刃妻子而自殺。五月。泰衡乃使齋義經。首來獻。頼朝方落鶴岡。浮屠使止之。於途。六月。首至。盛以漆函。醇酒浸之。令和田義盛。梶原景時。檢之。或曰。義經不死。匿在蝦夷。頼朝不復推究。遂奏。泰衡負險阻化。不速奉敕。不可不伐。

(訓釋) 劾、彈劾、罪のある次第を推し窮めて述べ立てること。陳謝、詫をのべてことわる。尋、ついで、間もなく。尋、また塔をもいふこと。なりしなり。漆函、うるしは。浮屠、塔、拂陀と可し音譯にて、もと佛のことなるが、轉じて寺。阻化、王化を隔つ、天子の徳化の及ぶのを妨げる。

(通解) はじめ、頼朝は、藤原秀衡が、義經をかくまうて居ると聞き、朝廷に奏聞し、その叛亂人を引き入れて置く罪の次第を申し立てた。そこで、院宣を以て、秀衡を責め糾さるゝと、秀衡は、詫をのべことわつては來たが、間もなく病氣で死ぬ時、子の泰衡等に遺言して、陸奥出羽二國をば、悉く義經にまかし、以て頼朝に反抗せしむることにした。然るに、又、院宣があつて、泰衡をして、義經を滅すことを計らしめられたので、泰衡は、如何にせんかと疑ひ惑うて居た。この年二月、頼朝は奏して、「泰衡は、謀叛人をかくまうて居りますれば、罪は謀叛人と同様で御座ります。臣は、何卒、王命を奉じて、之を征伐致したう御座ります」といひ、そこで、大に兵士を徵集した。すると、四月のみそかに泰衡は、兵を遣はして、義經の居る衣川を不意撃し、

辨慶や經春等は、奮ひ戦つて死し、義經は、妻や子を手にかけて殺し、そして自分も自殺した。そこで、五月、泰衡は、使をして、義經の首を携へ、來つて鎌倉に獻上せしめた。頼朝は、丁度その時、鶴岡の塔の落成式を行つて居たが、使をやつて、之を途中に止めしめ、六月になつて、首が着いたのを見ると、入れるのに漆塗りの首桶を以てし、生酒で之をつけてあつたので、和田義盛と梶原景時をして、之を實檢せしめた。或は「義經は、實は死なずに、かくれて蝦夷に居る」といふ者もあつたが、頼朝は、再び飽迄もそれを吟味することはせないで、遂に奏聞して、「泰衡には、險阻を待み、王化を妨げ、早速義經召捕の勅命を奉せず居りましたれば、征伐致さずには置けませぬ」と申し立てた。

朝議未許。而徵兵稍聚。頼朝語之曰。大庭景能。景能曰。大將臨事。不顧君命。且泰衡先世爲君家人。君討其罪。何須敕允。聚兵徒費。毋爲也。頼朝從之。使景能及三善康信等留守鎌倉。分爲三軍。常陸下總兵。自東海道進。千葉常胤。八田知家將之。武藏上野兵。自北陸道進。比企能員。宇佐美實政將之。頼朝自將中軍。以畠山重忠爲先鋒。自東山道直入陸奥。次于多古。小山政光迎犒之。入謁見一甲士侍。問其名。頼朝曰。此本朝無雙勇士。熊谷直家者也。政

光曰。此輩單進。與臣等異。故易成名耳。士赴君難。何有彼此。願其子朝政朝光曰。汝等亦單進。

(訓釋) 勅允、勅許●單進、獨りで進む。

(通解) 朝廷の評議は、まだ泰衡征伐を許されず、しかし、徵集した兵士は、だん／＼と聚つて來るので、頼朝は、その處置を大庭景親に相談すると、景親は「大將が軍事に臨む節には、君命をも顧みぬことが御座ります、その上、泰衡の先代は、我君の御家人で御座りますれば、我君が、その罪のあるのを御征伐なされますに、何とて勅許が入りませうぞ。かく、兵を聚め置いて、無益の費を致す様なことは、爲されませぬが宜しう御座ります」といつたから、頼朝は、之に従ひ、景親及び三善康信等をして、留まつて鎌倉を守らしめ、兵を分つて三軍とし、常陸下總の兵は、東海道より進み、千葉常胤、八田知家が、その大將となり、武藏上野の兵は、北陸道より進み、比企能員宇佐美實政が、その大將となり、頼朝は、自から中軍に將になつて、畠山重忠を以て先鋒とし、東山道からして直に陸奥に入り、多古に宿つた。すると、小山政光が、出で迎へて將士を慰勞し、入つて頼朝に謁見したが、一人の具足著けた侍が、頼朝の側に侍つて居るのを見て、その名を問ふと、頼朝が「これは、我國無雙の勇士、熊谷直家と申す者ぢや」といつたので、政光は、「この手あひは、獨りで進むので、私などは異うて居れば、自然、名を成し易

い譯ぢや、しかし、侍たる者が、君の御大事に出懸けるのに、何とて、獨り進むと、部下を連れ
て進むと、御奉公に彼此の差別があらうぞ」といひ、その子の朝政朝光を顧みて、「其方もい、
また、獨りで進む様に致せといひ聞かせた。

(文典)

また動詞の特別用法がある。それは、

資格又は指定格にある詞が、疑問代名詞である場合には、動詞は、その下に位することがある。

諸公欲何之。(卷一頁一五二)

將誰咎哉。(卷一頁二〇四)

右「何」は、動詞「之」に對し、その方處を問ふた、指定格に在る代名詞で、常則によらば、「之」
の下に位すべき筈であり、「誰」は動詞「咎」に對し、資格に在る代名詞で、その下に居るべき筈で
あるが、今は、何れも、動詞の上に位置を占て居る。これ、一の特別用法であるのである。

八月、賴朝進至白河關。泰衡軍于鞭橋。而城厚。檜山北。使庶兄國衡將精兵
二萬守之。國衡將金剛秀綱。以數千人爲先鋒。山下穿大濠。引遇隈河。瀦之。
賴朝令重忠赴攻。發卒填濠。朝光挺軍。與加藤景廉等進擊。重忠繼進。大破

之。秀綱退。合於國衡。日既暮。賴朝令軍中明日攻城。三浦義村、葛西河重先
登。斃數千人。旦日。賴朝親進攻。城甚固。國衡善拒。朝政朝光以下皆殊死戰。
呼聲動地。積鏃成堆。朝光與族朝綱、豫遣死士七人。自城後冒險入。大呼而
射。城兵謂大兵夾擊。則大亂。國衡潰圍北走。和田義盛張弓追之。國衡亦回
馬射。義盛先發中其左膊。國衡傷走。重忠部將大串某追斬之。朝光亦追獲
秀綱。泰衡聞敗而遁。賴朝進至國府。東海道軍斬敵將佐藤元治以下十八
輩。而來會賴朝。未詳泰衡所在。使朝政等攻物見岡。而自圍誰母城。城兵皆
降。乃出令曰。我軍至津雲橋。則敵避之。平泉以死守之。先鋒諸將勿貪功。輕
進。傷我一士。遂以諸軍進。連破栗原。三迫諸寨。遂至平泉。泰衡已火城。通使
使乞降。不許。

(訓釋) 庶兄、妾腹の兄。瀦、水をためる。積鏃成堆、積もつた矢の根がうつ高くなる。豫、前以て。潰圍、圍を突きつ
す。膊、肩。貪功、手柄を立てんと過度に望むこと。寨、とりで。

(通解) 八月に、賴朝は、進んで白河の關に至つた。泰衡は、鞭橋に陣取り、そして、厚檜山の
北に城を築き、妾腹の兄國衡をして、より拔きの兵二萬に將として、之を守らしめた。國衡の將
金剛秀綱は、數千人を以て先鋒となし、山の下に、大なる堀をほり、遇隈川を引き、之に水をた

めて置いた。頼朝は、重忠をして赴き攻めしめ、兵卒を發し堀を填めた。すると朝光は軍を抜き出で、加藤景廉等と進み撃ち、重忠が、これに續いて進み、大に之を破り、秀綱は、退いて國衡の軍に合した。日が最早や暮れたので、頼朝は、軍中に令し、あくる日城を攻めることにしたが、三浦義村葛西清重の兩人は、先陣をして、數千人を斃した。翌日、頼朝は、自から進んで攻めたが、城が甚だ堅固で、國衡が上手に拒いだ。朝政朝光以下、孰れも必死となつて戦ひ、呼び叫ぶ聲は地を動かし、積れる矢の根はうづ高くなつた。朝光は、一族の朝綱と、前以て、決死の士七人を遣はし、城の後より險阻を冒して入り込み、大に呼ばはつて射かけさせると、城兵は、多勢の兵が夾み撃ちをするのだと思つたので、大に亂れ、國衡は、圍を突き崩して北へ逃げ出した。和田義盛が、弓を張つて之を追かけると、國衡も、また、馬をかへして射やうとしたが、義盛が先づ放つて、その左の肩に中て、國衡は傷を受けて逃げ出す所を重忠の部下の將大串某が、追つかけて行つて、之を斬り殺した。朝光も、また、追つかけて秀綱を生け捕つた。泰衡は、この敗軍を聞いて逃げた。頼朝が、進んで國府に至ると、東海道の軍が、敵將の佐藤元治以下十八人を斬つて、來り會した。頼朝は、まだ、泰衡の在りか、よく分らず、朝政等をして、物見岡を攻めしめ、して、自から誰母城を圍むと、城兵は殘らず降参した。そこで、命令を出して、「我が軍が、津雲橋に至つたならば、敵は、之を平泉に避け、命がけで其處を守るであらう。先鋒の諸將には、手柄を貪つて輕々しく進み、我が一人の兵士をも傷けては相成らぬぞ」といひ、遂に、諸軍を引き連れて進み、續げざまに栗原、三迫などの諸寨を破り、とう／＼平泉に至つた。すると、泰衡は已に城を焼いて遁れ、使をして降参を乞はしめたが、頼朝は許さなかつた。

九月。進軍陣岡。北陸軍。度念珠關。斬敵將田河行文等。而來會。兵總三十萬騎。白旗蔽空。泰衡奔蝦夷。至贊柵。其將河田二郎襲殺泰衡。持其首來降。頼朝謂讓之曰。泰衡在吾掌中。何須若力哉。若忘恩規利。大逆無道。乃斬之。命梟泰衡首。而宣旨適至。乃進至厨川。泰衡族俊衡以下悉出降。頼朝出鎌倉。四十餘日。而平陸奥出羽。乃索其版籍。皆羅兵燹。既聞實俊實昌者。諸州事。召見之。使圖其所記。以知其戶口。既復流民。資老人。放俘囚。禁鹵掠。取糧於上野下野。毫不累土人。乃至國府。大書其應。曰。國法一切仍。秀衡之舊。勿得更革。令葛西清重留籠州事。使使奏捷。謝其擅伐。薄上將士功。請分予二州地。十月。還鎌倉。十一月。法皇欲賞其戰功。遣大江廣元辭之。請賑貸陸奥窮民。十二月。法皇封頼朝。以伊豆相模。促朝京師。

(訓釋) 度、わたる、通ること。●謂讓、せむる、叱り詰ること。●在吾掌中、わが手の内にある。●若力、なんぢの力。●版籍、戸

籍帳●兵燹●兵亂より起る火事●實俊實昌、兄弟にして姓は橘●諱、そらで覺えて居る●戸口、戸數人口●厄塞、要害の場所、既に隘路、塞は險隘の處をいふ●資、賜ふ、施すこと●俘囚、生け捕られ囚はれたる者●異、厄介をかける●廳、役所●一切、すべて●仍、ふる、もとの通りに従ふこと●更華、かへる●釐、治む、整理すること●擄伐、勅許を待たずして征伐したこと●簿上、帳面に記して上げる●賤賈、施す、この場合は、貸も賑と同意義なり●封、領地として賜ふ●朝、参内する、朝廷に詣り君王に見ゆること。

(通解) 九月、進んで陣岡に駐屯して居ると、北陸の軍は、念珠關を通り、敵の大將田河行文等を斬つて來り會し、兵數が總べて三十萬騎、白旗が空を蔽ふ有様であつた。泰衡は、蝦夷へ走らんとして、贊柵まで至ると、その部下の將河田二郎といふ者が、泰衡を不意打ちして之を殺し、その首を持ち、來つて降参した。賴朝は、之を叱り責めて、「泰衡は、此方の手の内に在りしもの、何しに其方の力を待たうぞ。其方は、主人の恩を忘れ、我身の利を計る、大逆無道の奴ぢや」といひ、そこで、之を斬り、命じて泰衡の首を獄門にかけた。すると、泰衡征伐許可の宣旨が、丁度到達したから、そこで、進んで厨川に至ると、泰衡の一族の俊衡以下が、悉く出でて降参し、かくて、賴朝は、鎌倉を出てから、四十日餘にて陸奥出羽を平げて仕舞つた。そこで、この二國の戸籍帳を搜すと、いづれも、兵火に罹つて、無くなつて仕舞つてあつたが、その内、實俊實昌といふ者が、二國の事を、そらで覺えて居ると聞いたので、召して之に對面し、その記憶して居る所を圖にかゝしめ、以てその戸數、人口、要害の土地などを知り、軍の爲め流浪して居た人民

をいび返し、老人には物を惠み與へ、生捕や囚人を解放し、兵士等の掠奪を禁じ、兵糧を上野下野から取り寄せて、些も土地の人民に厄介をかけぬ様にした。そこで、國府に至り、その役所に筆太に書き記して「國の法律は、すべて秀衡の時の舊規をその儘用ゐて、改むることを致しては相成らぬ」といひ、葛西清重をして、留まつて國事を整理せしめ、又、使をして、戰捷を朝廷に奏聞し、勅許を得ざる間に、勝手に征伐したことを御詫せしめ、將士の手柄を帳簿に記して之を上り、奏し請うて、陸羽二國の土地を分割し、褒美に與へることにした。十月に鎌倉に還ると、十一月、法皇は、その戰功を賞せんと思召したが、賴朝は、大江廣元を遣はして之を辭退せしめ、その代り、陸奥の困窮せる人民に、惠み施されんことを願つた。十二月に、法皇は、特に賴朝に賜ふに伊豆相模を以てし、京都に入朝せんことを御催促なされた。

(文典)

指定格に在る名詞代名詞を、動詞の上に置く場合がある。その時には、大抵「於」の字をば、その名詞代名詞の上に加へる。

子於是日哭則不歌。(論語、述而篇)
於此有人焉。(孟子、滕文公)

源氏正記 源氏下

僕於貴族有所何怨敢倍畔也。(卷一頁八一)

などが、その例で、「哭」の動詞の表はす動作の時期を指示したる「是日」。「有」の動詞の表はす動作の方處を指示したる「此」。「怨」の動詞の表はす動作の方處を指示したる「貴族」など。指定格にある名詞代名詞が、何れもみな動詞の上に位し、而して「於」の前置詞を冠して居る。されば、これを通常の用法の如く轉置するときは、左の如き順序となる。

子哭於是日則不歌。

有レ人於此焉。

僕有レ所何怨於貴族取倍畔也。

先是出羽留守檢邑將廢間田賴朝禁止之。以安人心。已而泰衡舊臣大河兼任在出羽聚數千人詐稱源義經木曾義高建久元年正月轉入陸奥由利維平逆戰死之清重上變使者謬報曰由利維平走橘公成死賴朝口平非走者公成非死者驗之果然乃令上總介足利義兼與千葉常胤比企能員將兵伐之小山朝光以下邑陸奥者道會之相模以西具兵待命脅從降者勿斬二月義兼等與兼任戰于栗原大敗之兼任卻阻衣川陣義兼等

亂流又大敗之清重率州兵來會兼任逃之外濱墨于兜味山義兼等圍而慶之兼任脫走踰龜山爲樵夫斧殺賴朝責出羽留守失政罰甲二百。

(訓釋) 檢田、田地を檢査する。間田、年貢を納めざる田地。上變、事變を注進する。謬報、間違つて知らせる。驗、實際を吟味する。邑、知行地を有し居る者。脅從、脅迫されて敵に従ふた者。斧殺、斧にて打ち殺さる。罰甲二百、鎧二百を罰として出させる。

(通解) これより先、出羽の留守役人が、邑々を檢査し、無税の田地を廢せんとしたが、賴朝は之を禁止し、以て人心を安堵させた。兎角する内に、泰衡の舊臣の大河兼任が、出羽に居て、數千人を集め、詐つて源義經木曾義高と稱し、建久元年の正月には、轉じて陸奥に入り込み、由利維平が、逆へ戦つたが、之に死んだので、葛西清重が、この事變を鎌倉へ注進すると、その使者が誤り知らせて、「由利維平は逃げ、橘公成は打死致しました」といつたので、賴朝は「維平は逃げる様な者ではなく、公成は打死致す様な者ではない」といひ、實際を吟味して見ると、果して賴朝の言つた通りであつた。そこで、賴朝は、上總介足利義兼をして、千葉常胤、比企能員と共に、兵に將として之を伐たしめ、小山朝光以下、陸奥に食邑を持つて居る者には、途中から之に會合せしむることとし、相模より以西は、軍勢を用意して命令を待たしめ、又、脅迫されて敵に従つた者が、降参して來たならば、殺すことは相成らぬと申し渡した。二月、義兼等は、

兼任と栗原に戦つて、大に之を敗り、兼任が、退却して、衣川を隔て、陣取ると、義兼等は、流を横切つて渡り、また大に之を敗つた。清重が、陸奥の國の兵を率ゐて來り會したので、兼任は、逃げて外濱に行き、兜味山に壘を築いて立て籠つたが、義兼等は、圍んで之を皆殺しにした。兼任は、やつと身を脱して逃げたが、龜山を越える途すがら、樵夫のため、斧にて打ち殺されて仕舞つた。頼朝は、出羽の留守居役が、政事の仕方を過つたのを責め、鎧二百具を、その罰として差し出さしめた。

頼朝以天下全定。乃議入朝。重忠爲前隊。常胤殿之。十月。發鎌倉。由海道入朝。途過内海。謁義朝。慕至青墓。召女延壽。先是。延壽聞頼朝起返。致其所。託刀截鬚。於是相見。道舊故。十一月。入京師。居六波羅。先謁法皇。即日朝帝。帝直授權大納言。尋兼右近衛大將。法皇待之甚厚。每入見。漏數刻。不許出。十二月。辭兩職。賜大功田百町。薦功臣十人。拜右衛府官。使藤原高能留守六波羅。而辭歸鎌倉。凡往還。所不累百姓。遠近悅服。

(訓釋) 海道、東海道、東海道、略、道舊故、舊、昔、話を語る、瀧、水時計、支那古代の時を測る器にて、水の漏りて滴る、都合により、時刻をはかるなり、漏刻とも刻漏ともいふ、大功田、功田に四等ある中の第一にて、子孫に傳へて、世々絶えず給せられ、謀叛以上の罪あるに非れば、没收せられざるものなり、薦、推薦する、所需、任用の物。

(通解) 頼朝は、天下が全く平定したから、そこで、朝廷への参内を評議し、畠山重忠が前隊となり、千葉常胤が、一行に殿して、十月、鎌倉を發し、東海道から入朝することになった。その途中、尾張の内海を通つて、義朝の墓に詣で、美濃の青墓に至つて、驛長の女延壽を呼び寄せた。これより先、延壽は、頼朝の旗擧げを聞いて、その預けられた刀截鬚を返し送つたが、是に於て、互に面會して、ふるい昔の事どもを物語り合つた。十一月に、頼朝は、京都に入つて六波羅に居り、先づ法皇に拜謁し、その日直ぐ、天皇に入朝した。天皇は、直に權大納言を御授けになり、間もなく、右近衛大將を兼ねしめられた。法皇は、頼朝を御待遇なさることが、甚だ手厚く、入つて拜謁する毎に、數時間たつても、退出することを御許しがなかつた程であつた。十二月、頼朝は、權大納言と右近衛大將の兩職を辭し、大功田百町を賜はり、功績ある家來十人を推薦して、六衛府の官を拜せしめ、藤原高能をして、留まつて六波羅を守らしめて、そして、自分、御暇乞をして鎌倉に歸つたが、すべて、往き還りに入用なものは、百姓どもに厄介をかけなんだったので、遠近ともに悦んで歸服した。

二年正月。改公文所。稱三政所。凡事以三政所。下文行。二月。修法住寺殿。冬。法皇

弗豫。賴朝齋戒禱祈焉。三年三月。遂崩。賴朝因大張法會。施浴於民一百日。七月。天皇詔以賴朝爲征夷大將軍。使中原景能就拜之。賴朝曰。吾爲武臣。敢坐受王命乎。使三浦義澄迎天使于鶴岡。祠受詔書。思父其死義。以榮之也。

(訓釋) 下文、管下の土地又は人民に下せる文書、その書き出しに、大樞、院、下、大臣家政、所、將軍家政、所、下などあるより、かくはいふなり、下知狀といふもの出来てより、下文は、庄園又はその任人に下し、下知狀は、御家人以下の地頭等に下す文書の様式となれり。弗豫、病氣あるをいふ、弗は不と同じく、豫は悦なり、心身ともに悦ばざる故に病氣を不豫といふ。齋戒、物忌する。飲食動作等を慎み、心身を清浄にすること。法會、佛事を營み衆僧を供養するをいふ。就、わざく幕府へ来て、格別の優遇なり。榮之、榮譽あらしむる、面目を施さしむる。

(通解) 二年正月、公文所を改めて政所と稱し、すべての事は、政所よりの下文を以て執行することにした。二月に、法住寺殿を修復した、冬、法皇が、御病氣に罹らせられたので、賴朝は、物忌みして御平癒の禱祈をしたが、三年の三月、遂に御崩御になった。賴朝は、よつて、盛大に法會を營み、又、風呂を人民に施すこと一百日に及んだ。七月、天皇は、詔して、賴朝を以て征夷大將軍となし、中原景能を使はし、わざく幕府に来て、之を拜せしめられた。賴朝は、拙者は武臣であれば、いかで座ながら王命を受けてならうかといひ、三浦義澄をして、天子の御使者を、鶴岡の神社に迎へて、詔書を拜受せしめた。これは、義澄の父義明が、節義の爲めに死んだのを思ひ、義澄にこの役目を言ひ付け、以てその面目を施さしめたのである。

四年正月。定將士座次。四月。獵于那須野。五月。大獵于富士野。長子賴家從焉。獵罷將還。伊東祐成者。與弟時致。夜入工藤祐經舍。斫殺之。會雷雨。士卒出鬪。多死者。遂斬祐成。時致犯幕。被補。旦日。賴朝親詰之。蓋祐成父祐泰。嘗爲祐經所殺。奪其會我莊。故復仇也。賴朝問何犯吾幕。曰。吾祖祐親。將軍仇之。吾仇祐經。將軍寵之。吾是以怨焉。賴朝壯之。思有其死。祐經子哀訴。乃處斬。復會我莊。租以弔二孤。

(訓釋) 座次、席順。會、陣屋。犯幕、賴朝の陣屋を犯す。將軍仇之、賴朝伊豆に謫居せし時、祐親の女に通じ、一子を生みしが、祐親、平氏を恐れて之を殺し、更に賴朝を鬪らんとせしかば、賴朝北條に移り、因りて祐親を怨みしを云ふ。祐經子、犬坊丸。哀訴、父の死をかなしみうつたう。復、免除する。二孤、祐成と時致とを指す。

(通解) 四年の正月に、將士の席順を定め、四月に那須野に獵した。五月には、大に富士の裾野に獵し、長男の賴家も、之に従つて行つた。獵がすんで、將に還らうとすると、伊藤祐成といふ者が、弟の時致と、夜、工藤祐經の陣屋に討ち入り、斫つて之を殺した。折しも、雷雨の際で、士卒が出て鬪ひ、死んだ者も多かつたが、遂に祐成を斬り殺し、時致は、朝賴の陣屋に踏み込ん

で、捕へられた。あくる日、頼朝は、自から之を詰問したが、大體は、祐成の父の祐泰が、前に祐經の爲に殺され、その領地曾我の莊を奪ひ取られたことがあるので、それ故、その仇を取つたのであつた。頼朝が、「何故あつて、此方の陣屋を犯せしぞ」と問ふと、時致は、「私の祖父の祐親は、將軍が之を仇となされ、私の仇の祐經は、將軍が之を御寵愛なさる、私は、それゆへ、將軍を御怨み申すので御座る」といつたので、頼朝はその意氣を壯なりとし、その死罪を赦さうと思つたが、祐經の子が、悲み訴へたから、そこで之を斬罪にした。その代りに、曾我の莊の年貢を免除し、以て祐成時致二人の亡き跡を弔ふこととしてやつた。

(文典)

以上擧げたるもの、外、特に標出して人の注意を惹き、文勢を強むる爲に、賓格の名詞又は代名詞を、動詞の上に位せしむることがある。本書に於ては、此の如き倒装法を用うるもの稀で、直にその例を見出すこと困難なれば、他書より抜き出して左に之を示さう。

(イ) 禹吾無間然矣。(論語、泰伯篇) 水火吾見蹈而死者矣。未見蹈仁而死者也。(論語、衛靈公篇)

(ロ) 夏禮吾能言。之杞不足徵也。殷禮吾能言。之宋不足徵也。(論語、八佾篇)

俎豆之事。則嘗聞之矣。軍旅之事。未之學也。(論語、衛靈公篇)

(ハ) 君人者將禍是務去。(左傳、隱公三年) 惟怪之欲聞。(韓愈原道)

飢寒困窮之不勝。(蘇洵上田樞密書)

大要右の如くであるが、(イ)に於ては、「吾ハ禹ヲ間然スルナシ」吾ハ水火ヲ蹈ンデ死スルモノヲ見シ」の意で、「禹」は賓格なるが、動詞「間然」の上に位するのみならず、主格「吾」の上に冠して句頭に立ち、「水火」は「蹈」の動詞に對して賓格に在る名詞なるが、これまた、動詞の上に位するのみならず、句頭に立つて主格「吾」の上に置かれて居る。(ロ)に於ては、「夏禮」殷禮」は賓格で、共に動詞「言」の上に位し、これまた、句頭にその位置を占め、「俎豆之事」「軍旅之事」も共に賓格で、句頭に位し、前者は動詞「聞」、後者は「學」の上に置かれて居る。たゞ、(イ)の場合と異なるは、(イ)に在つては、別に他の詞が加はつて居らぬが、(ロ)に在つては、賓格の名詞が上に移されたと同時に、その場處に「之」といへる代名詞が置れてあることである。さて、(ハ)に於ては、賓格の名詞が、動詞の上に位すると共に、その中間に代名詞「是」又は「之」の字が加へられてある。即ち、「禍」は、常法よりいへば、「去」の下に位し、「怪」は、「聞」の下、「飢寒困窮」は、「勝」の下に、各位置を占むべき筈であるのを、前掲の如く倒置されてあるのである。かく種々の倒装法があるが、畢竟、その賓格に在る名詞を、特に標出して注意を促し、文勢を強

めるのである。

二孤之變。鎌倉訛傳。賴朝遭害。夫人駭悲。範賴曰。安之。範賴在焉。賴朝聞而惡之。初。義經負功專恣。而範賴每事稟賴朝。及義經反。令範賴討之。固辭。不許。將發。入見賴朝曰。汝亦爲九郎之貳舞者。範賴大懼。不敢發。獻誓書千通。至是。又獻焉。就大江廣元。謝失言。賴朝見其誓書。署源範賴曰。稱姓濫也。使者辯之。不釋。賴朝夜聞床下有二人氣息。急呼衛士。結城朝光發床。獲一人。乃範賴。力臣當麻也。曰。臣視參州。憂迫。欲開幕中之議耳。掠治之。無異辭。八月。遂命狩野氏。拘範賴于伊豆。修禪寺。其群臣相聚。據濱館。遣兵夷之。梶原景時勸殺範賴。以其手兵五百襲之。範賴射殪二十餘人。縱火自殺。

(訓釋) 訛傳、誤つて風聞する。安之、安堵せよ、心配するなどの意。稟、うくる、申し出て、命令を受くること。貳舞、舞曲の名にて、安摩といふ舞樂の次に舞ふもの、今は轉じて人の次に出て、その真似をする意味に用ゐられたるなり。署、書きしるす。濫、作法を亂す仕方。氣息、けはひ。參州、參河守、即ち範賴のこと。憂迫、憂の切なること。誓書、幕府の中の評定。掠治、管うつて吟味する。無異辭、かばつた申立てなし。拘、拘留する。禁錮する。濱館、由井ヶ濱に在る屋敷。

(通解) 祐成時致二人の事變があつた時、鎌倉では、誤つた風聞があつて、賴朝が殺害に遭つた

などと言ひ傳へたので、夫人の政子は、大に驚き悲んだが、範賴が、之を慰める積りで、「御安心召され、範賴が居ります」といつた。賴朝は、之を聞いて、自分の死を幸とする。如き口吻であるといふので、之を惡んだ。はじめ、義經は、自分の手柄を恃み勝手我儘であつたが、範賴は、事ごとに、賴朝に申し出でて、その指圖を受けて居た。義經が反するに及び、賴朝は、範賴をして、之を征伐せしめんとし、範賴は、固く辭退したが、許さなだったので、將に出發せんとし、幕府に入つて賴朝に對面すると、賴朝は、「其方も、また、何れ九郎の貳の舞をする者ぢやらう」といつたから、範賴は、大に懼れ、出發も得せず、誓書千通を獻じたことがあるが、この度も、又、之を獻じ、大江廣元の處へ來て、政子に對していつた言の、いひ損ひをあやまり、その執成を請ふた。賴朝は、その誓に、源範賴と書きしるしてあるのを見て、「姓を名乗るは、作法に背いた致し方ぢや」といひ、使者がそれを辯解したれど、合點せなんだ。賴朝は、ある夜、床下に、人のけはひのするのを聞き付け、宿直の侍を呼びかけたので、結城朝光が、床板をあけて見ると、一人を捕へ獲た。それは、範賴の力量ある家來當麻で、「私は、參河守様の御心配の切なるを察し、幕府に於ける御評定を聞き取りたひと存じた計りで御座ります」といひ、之を拷問し、吟味するも、別にそれより違つた申立てはなかつた。然るに、八月には、遂に、狩野氏に命じ、範賴を、伊豆の修禪寺に拘禁することにした。すると、範賴の多勢の家來は、集まり合つ

て、由井ヶ濱の屋敷に立て籠つたので、頼朝は、兵を遣はして、之を悉く滅ぼして仕舞つた。梶原景時は、頼朝に範頼を殺すことを勧め、我が手勢五百を率ゐて之を襲つた。すると、範頼は、射て十餘人を斃し、火をつけて自殺した。

五年八月。安田義定亦被殺。義定子義資嘗挑頼朝侍女爲景時所殺。處斬。義定坐免。憤怒有下告其反者。於是殺之。六年三月。頼朝與政子頼家赴南都。落東大寺。嘗爲平氏所燒夷。法皇修之。頼朝爲給其資。令僧文覺司役。慶以馬千匹。遂朝京師。踰月而歸。時平賀義信爲武藏地頭。百姓便之。頼朝揭其廳曰。凡守國者。當則義信。八月。令東國地頭。有匿奸盜者。皆奪其職。以予捕獲者。七年六月。平知忠者。聚兵京師。謀襲頼朝。妹夫藤原能保能保初請頼朝。延後藤基清自衛。於是基清攻殺知忠。平氏餘黨。於是悉平。

(訓釋) 發、計發、あばく●坐免、まきぞへに遭ふて官職を免ぜらる●度、物を贈つて賀すること●掲、揭示する●則、手本とする。

(通解) 五年八月、安田義定も、また、殺された。義定の子の義資が、ある時、頼朝の侍女を口説いて、景時の爲に讐かれ、斬罪に處せられたが、親の義定も、その掛り合いに遭つて、官職を

免せられ、心に憤り怨んで居ると、義定が謀叛をしようと告げたものがあつたので、この度、之を殺すことになつたのである。六年の三月、頼朝は、政子頼家と共に、南都に赴き、東大寺の落成式を行つた。東大寺は、以前、平氏のために焼き亡ぼされ、法皇が之を御修復になつたので、頼朝は、爲にその費用を支出し、僧の文覺をして、工事を司らしめしが、落成に當り、祝として贈るに、馬千匹を以てした。それから、頼朝は、遂に京都に入朝し、月を踰えてから鎌倉へ歸つた。この時分、平賀義信が、武藏の地頭職となつて居り、百姓どもは、之を好都合として、その政事を喜んだが、頼朝は、その役所に揭示して、「凡そ國を守る者は、この義信を手本とせよ」といつた。八月に、關東諸國の地頭に命令して、悪者盜賊を匿し置く者あらば、みな其職を取り上げ、それをば悪者盜賊を捕獲した者に與ふることにした。七年六月に、平知忠といふ者が、兵を京都に聚め、頼朝の妹婿の藤原能保を襲はんと企てた。能保は、はじめ、頼朝に請ふて、後藤基清を引き入れ、自分の護衛として居たが、是に於て、基清は、知忠を攻め殺した。平氏の殘黨は、これで、餘らず平いで仕舞つた。

八年十二月。頼家殺。從五位上。爲右近衛權少將。九年十二月。稻毛重成修。相模川。橋。頼朝親臨。落之。歸墮馬。疾作。明年正月。遂薨。年五十三。頼朝年三

十三起兵。六歲夷平氏。握天下兵馬。者十五年。乃歿。詔以賴家爲右近衛權中將。總天下守護地頭。是歲。正治元年也。

(訓釋) 薨、支那にては公侯の死に限り薨と稱したるが、我國にては三位以上の死をいへり。歿、亡ぶ、盡く、なくなつたといふ意、没の字と同じ。●正治、土御門帝の時の年號。

(通解) 後鳥羽帝の建久八年十二月、賴家は、從五位上に敍せられ、右近衛權少將となつた。十二月に、稻毛重成が、相模川の橋を修復し、賴朝は、自から臨んで落成式を行つたが、その歸りに、馬から落ちて、病氣がおこり、明年の正月に、とうとう薨去した。年は五十三であつた。賴朝は、年が三十三で兵を起し、六年の間に平氏を滅し、天下の兵馬の權を握ることが十五年間で、なくなつて仕舞つたのである。詔して、賴家を以て、右近衛權中將とし、天下の守護地頭職を總轄せしめられた。この年は、土御門帝の正治元年である。

賴家年十八。北條時政以外祖執政。不使賴家親聽訟。獨與其狎臣五人。游處。寢淫縱。母政子驟戒之。不悛。時政如不聞知也。賴家有弟。曰千幡。爲賴朝所愛。嘗置之懷中。召宗族諸將。囑之。小山朝光與焉。及賴朝薨。朝光欲爲前髮。以有遺託未果。一日衆言其意。梶原景時譏之。於賴家曰。朝光有忠臣不

事二君之語。恐有異志。朝光聞而自危。問計於三浦義村。義村。義澄子也。固善朝光。乃與和田義盛。安達盛長以下六十六人。俱罪狀景時。因大江廣元。上焉。廣元欲其和解。不敢上。義盛促廣元。廣元以實對。義盛責之。乃上。賴家以其疏。示景時。景時奔其邑一宮。無何。潛還鎌倉。賴家命義盛等逐之。毀其第。景時據邑。聚兵。欲擁武田有義爲將軍。約至京師。舉關西兵。有義者。信義子也。二牢正月。景時舉族西奔。賴家遣兵追之。景時至狐崎。爲土豪吉香某所。慶殺衆。快之。景時終賴朝。世信寵不衰。建久中。熊谷直實與久下直光爭疆。而訟。直實口訥。不能辯。怒曰。景時黨直光。臣無所望矣。走出。拔刀斷髮。西奔京師。賴朝使人遮止之。而不問。景時義盛有疾。景時借其士所。別當。而遂不還焉。至是。義盛乃得復職。

(訓釋) 狎臣五人、親み近づけ氣に入つて居る家來、小笠原長經、比企三郎、中野能成、和田朝盛、細野五郎をいふ。淫縱、淫亂で放埒なること。●不悛、改心せぬ。囑、たのみ言ひ付ける。●遺託、言ひ遺された囑託。●別志、變つて思惑、即ち謀叛。●罪狀、罪の次第を申し立つ。●和解、仲直り。●疏、訴狀。●土豪、土地の豪族。●吉香某、名は友策。●快之、小氣味のよいこと。●思ふ、争鬪。●土地の境界を争ふ。●訥、どしどし。●無所望、訴訟に勝てる見込なく絶望の意。●遮止、京都へ行かんとするをさへ止めること。●不問、その儘にして置き責め問はぬこと。

(通解) 賴家は、年が十八であつたが、北條時政が、母方の祖父で以て、政權を握り、賴家をし

て、自から訴訟を裁断せしめなだったので、頼家は、たゞ、その狎れて氣に入つた家來五人と、遊んでばかり居て、次第に淫亂放埒となり、母の政子が、幾度か之を戒めたれど、改心せず、して、時政は、一向それを聞き知らぬ風をして、捨て、置いた。頼家に弟があつて、千幡といひ、頼朝の爲に愛せられ、頼朝は、ある時、之を懷の中に抱いて、一族や諸將を召し、その行末のことを頼んだことがあるが、小山朝光も、また、その頼まれた中の一人であつた。頼朝の死んだに付いて、朝光は、主君の菩提の爲に、髪を剃うと思つたが、右の言ひ遺された頼みがあるの、で、まだそれを決行せずに居た。ある日、多勢の中で、その意を話した。すると、梶原景時は、之を頼家に讒言して、「朝光には、忠臣は二君に事へすと、申した語が御座りましたれば、恐らくは、巧んで居ることがあるので御座りませう」といつた。朝光は、之を聞いて、自からその身を危ぶみ、これを取り捌く工夫を、三浦義村に問ふた、義村は義澄の子で、もとより、朝光とは仲がよかつた。そこで、和田義盛、安達盛長以下、六十六人と、ともく、景時の罪の次第を書き立て、大江廣元に依頼して、之を上ることにした。廣元は、その仲直りせんことを望んだので、頼家の手元に差し出すことを控へて居たが、義盛は、之を催促し、廣元が、その實狀を以て對へると、義盛が、之を責めたから、そこで、致方なく、之を差し出すことにした。頼家は、その訴狀を以て景時に見せた。すると、景時は、一旦、その領地の一宮に走つたが、幾程もなく、

忍んで鎌倉に還つて來た。頼家は、義盛等に命じて、之を逐ひ拂ひ、その屋敷を壊さしめると、景時は、いよく、領地に立て籠つて兵を聚め、武田有義をもち立て、將軍と爲さんと企て、京都に赴いて、關西の兵を旗擧せしめんことを約束した。有義といふのは、信義の子である。二年正月に、景時は、一族を引きあげて西へ奔つた。頼家は、兵を遣はし、之を追はしめたが、景時は、駿河の狐崎に至ると、土地の豪族吉香某の爲に、全軍が皆殺にされて仕舞つたので、一同が、これを小氣味よく思つた。景時は、頼朝の世を終るまで、信用と寵愛とが衰へず、建久年間、熊谷直實が、久下直光と、境界を争つて訟へたが、直實は、口がどもつて、十分辯明することも出来ず、腹を立て、「景時が直光に加擔して居る上は、身共は、もはや望が御座らぬ」といひざま、走り出て、刀を抜き髪を斬り、西の方京都に走つたので、頼朝は、人をして之を支へ止めしめたことがあるが、しかも、景時の方はその儘で、別に責め問ふこともなかつた。また、義盛が病氣に罹つた時、景時は、その侍所の別當職を借りながら、とうく之を還さず、今度、景時が殺さるゝに至つてから、義盛が職に復することを得た様な始末である。

(文典)

動詞の名詞代名詞に對する位置に關し、以上述べ來りし所を約説すれば、左の如くなる。

常法、第一が主格の名詞又は代名詞、第二が動詞、第三が賓格の名詞又は代名詞、その次が指定格の名詞又は代名詞、の順叙。

特別用法、

- (一)、「以」の字を賓格の名詞又は代名詞に冠し、之を動詞の上に位せしめ、その動詞の下へ、指定格の名詞又は代名詞を置くこと。
 - (二) 動詞が指定格に在る名詞又は代名詞の上に位し、「以」の字を冠せる賓格の名詞又は代名詞が、その指定格の下に置かるゝこと。
 - (三) 賓格又は指定格に於ける疑問代名詞が、動詞の上に位すること。
 - (四)、「於」の字を冠したる指定格の名詞代名詞が、動詞の上に置かるゝこと。
 - (五) 句頭に賓格の名詞又は代名詞を標擧すること。
 - (イ) その場合、別に他の品詞を加へざるもの。
 - (ロ)「之」の代名詞をば、賓格として當然置かるべき所に加ふるもの。
 - (六) 動詞が賓格又は指定格の下に位し、「之」の字を、その中間に挟むこと。
- 尙ほ、「爲」「曰」などの動詞が、客語と補足語とを伴ひ、説明語となりたる場合にも、客語、即ち賓格の名詞代名詞が、動詞の上に位するので、その例は、左の如くである。補足語のことは、修飾語と共に、後に至り、時機を見て説明することにする。

義綱爲左衛門少尉。清原武則爲鎮守府將軍。(卷一頁二四三)

上皇嬖人曰藤原信賴。(卷一頁四五)

建仁元年正月。越後人城長茂。作亂於京師。襲小山朝政。第一朝政時從幸不在。其兵拒卻之。賊圍上皇宮。請討賴家。宣不許。奔匿吉野。賴家下令急索。二月。獲而誅之。長茂姪資盛。據鳥坂。反。賴家命佐佐木盛綱。伐之。盛綱適出。在其門外。命至不入。家而發。三日。至鳥坂。其子盛季先登。資盛逃亡。其姑曰。三板。額醜而多力。善射。遂被虜。送到鎌倉。淺利義遠請娶之。賴家問其意。對曰。欲使生勇士。以益於君耳。賴家笑。而聽之。賴家累遷。是歲七月。終襲征夷大將軍。敏從二位。五月。有告叔父全成在阿野。謀反。使武田信光捕之。常陸尋命。八田知家殺之。

(訓釋) 建仁、土御門帝の時の年號。從幸、行幸の供奉をする。姑、叔母、父の姉妹。醜、顔の見にくきこと。襲、繼ぐ。

(通解) 建仁元年正月、越後の住人城長茂が、叛亂を京都に起し、小山朝政の屋敷を襲つた。

朝政は、この時、行幸に供奉して、不在であつたが、その部下の兵士が、拒いで之を卻けた。賊は、上皇の御所を圍み、賴家を討つた。院宣を請ふたが、許されず、奔つて吉野に匿れた。賴家は、

命を下して、急に之を捜さしたが、二月に、捕へ獲て之を誅殺した。すると、長茂の甥の資盛が、鳥坂に立て籠つて叛いたので、頼家は、佐佐木盛綱に命じて、之を伐たしめた。盛綱は、丁度外へ出て、門外に居たが、この命令が来ると、家に入らずして出發し、三日に鳥坂に着き、その子の盛季が、先登して攻め込むと、資盛は逃げ去つた。資盛の叔母を、板額といひ、容貌が見にくく、しかし、力があつて、弓を射ることが上手であつたが、遂に、生捕にせられ、送られて鎌倉に到着すると、安田義遠が、之を妻にしたいと請ふたので、頼家が、其意見を問へば、「勇士を生ませて、我君の御爲になる様致し度存じまする計りて御座ります」といつたから、頼家は、笑つて之を許した。頼家は、だんく官位を進め、この歳七月には、終に、征夷大將軍の職を繼ぎ、從二位に叙せられた。五月、叔父の全成が、阿野に居て、謀叛を企て、居る、と告げた者があつたので、武田信光をして捕へしめ、之を常陸に追放し、間もなく、八田知家に命じて、之を殺さしめた。

當是時幕政無大小皆決於時政其族黨半於一府頼家受制心不月頼家有疾政子與時政議令傳總守護于其長子一幡而割關西三十八州地頭以予千幡一幡外祖比企能員因其女謂頼家曰近日之議分權起爭不便莫大焉頼家亦憤北條氏所爲密召能員於臥内與計事政子側耳障外聞之使人馳告於時政時政與其黨謀之伏甲而託事召弟皆曰母往即往以兵自備能員曰是啓釁也彼何有他意遂從者走歸告之其子宗員宗員舉族奉一幡據小御所時政遣長子義時率諸將攻之宗員等奮擊卻之畠山重忠選兵疾攻宗員力盡焚第自殺遂悉夷其族并殺一幡諸與能員親善者皆見誅竄頼家病間聞變大恨怒時政歸罪於仁田忠常殺之忠常刃能員者也

(訓釋) 受制、取締り押へ付けらるゝ、檢束を受くる。其女、その娘、即ち一幡の母。分權、兵馬の權を二分する。臥内、寢室の内。側耳、耳をそばだてる。立聞きする。伏甲、具足を著けたる兵士をかくし置く。託事、佛事にかこつけしなり。啓釁、争端を開く。釁は隙にて仲の悪くなること。誅竄、斬罪と流刑。病間、病勢のやゝ怠つてある時。

(通解) この時に當り、幕府の政事は、大小となく、悉く時政に決せられ、その一族徒黨は、幕府中の人員の半に達し、頼家は、とやかくと其檢束を受くるので、心中不平に堪へなんだ。八月、頼家が病氣に罹ると、政子は、時政と相談して、總守護職をば、その長男の一幡に傳へ、そして、關西三十八箇國の地頭職を割いて、それを弟の千幡に與へしめ様としたので、一幡の母方の祖父比企能員は、その娘からして、頼家に申し込ましめ、近頃の評議は、權方を二つに分ちて、争を

起すこととなり、その不爲なことを、これより甚しいものは御座りませぬ」といはしめた。頼家も、また、北條氏の所行を不満に思つて居たから、内々、能員を寢室に召し、ともく事を計畫した。すると、政子は、襖の外で、耳を立て、之を聞き取り、人をして、馳せて時政に告げしめた。そこで、時政は、自分の一味の者と、之を相談し、具足を著けた兵士を隠し置き、佛事にかつて能員を招いた。能員の子弟は、みな御越にならぬが宜しう御座る、それとも御越ならば、兵士を連れて御自身の御用心をなされませ」といつたが、能員は「左様なこと致しては、仲違をするもとぢや。あちらに何の他意があらうぞ」といひ、とうく出懸けると、具足著けた者が出て来て、之を殺して仕舞つた。そこで、従者が走せ歸り、かくと其子の宗員に知らすと、宗員は、一族餘らずを連れ、一幡を奉じて、小御所に立て籠つた。時政は、長子の義時を遣はし、諸將を率ゐて之を攻めしめると、宗員は、奮撃して之を卻けたが、畠山重忠が、兵士をすくつて、手ばやく攻めかけたので、宗員も、力が盡き果て、屋敷を焼いて自殺し、北條氏は、遂に、悉くその一族を滅ぼし、並に一幡をも殺した。すべて能員と親しく仲の善かつた者は、みな殺されたり流されたりして仕舞つた。頼家は、病氣のひまに此事變を聞き、大に恨み且怒つた。すると、時政は、その罪を、仁田忠常にかぶせて、之を殺した。忠常は、能員を刺し殺した者なのである。

既而宣言。頼家與忠常圖己。遂迫頼家削髮。幽之修禪寺。以千幡代之。頼家幽囚無慘。寄書於母與弟。請得近臣數人侍已。不答。遣三禁其通書。明年七月。時政遣人圖之。憚頼家趨捷。候其浴園之。飛經約首。殺之。年二十三。子一幡先卒。猶有二子。長者四歲。政子使千幡養之。遂爲僧。曰公曉。次者曰千壽丸。爲中務丞某所養。

(訓釋) 宣言、言ひふらす。幽囚無慘、押し込められて、何のたよる所もなく、退屈にて心さびしきこと、憚は頼なり。趨捷、すばし、さきこと。飛經約首、綱をほり抛げて首をしめる。

(通解) とかくする内に、時政は、頼家が、忠常と共に、自分を斃さんと巧んだと言ひふらし、頼家は、押し込められて心淋しいので、書を母と弟とに送り、もとの近臣數人を得て、自分の側に侍しめたいと請ふたが、返答もせず、三浦義村を遣はして、之を視察せしめ、頼家の文通を禁じ、翌年の七月には、時政が、人を遣はして、之を殺さんと企てたが、頼家のすばしこいのを氣遣ひ、その入浴する時を窺つて之を圍み、綱をほり抛げて首をしめ、かくして、とうく之を殺して仕舞つた。年は二十三であつた。子の一幡は先立つて死んだが、なほ二人の子があつて、年上のは四歳で、政子は、千幡をして、之を養はしめ、遂に坊主として、公曉といひ。年下のは、

千壽丸といつて、中務丞某の爲に養はれた。

(文典)

動詞の位置に關する用法に就いては、大要上に述べた通りであるが、讀者は、之によつて、動詞が種々に用ゐらるゝことを了解せられたであらう。今、左に數句を舉示し、讀者が、各指定する所に従ひ、資格又は指定格の名詞と動詞との轉置を試みられんことを希望する。

帝以位授太子。(卷一頁四四參照) 與源義平於紫宸殿前大戰。(卷一頁五三參照)

右常則によつて、位置を轉換されたし。

致信賴以名簿。(卷一頁五〇參照) 獻義仲以頭。(卷一頁一四〇參照)

右常則、及び前回に掲けたる特別用法(一)に従ひ轉置を試みらるべし。

受身體髮膚於父母。不敢毀傷。孝之始也。(孝經開宗明義章)

右前掲特別用法(五)の(ロ)によつて改むること。

千幡十二歳而立。詔敍從五位下。襲征夷大將軍。賜名實朝。居北條氏第。下令安撫諸將。徵誓於京畿西國。將士遣武藏守平賀朝雅。率關西地頭。監護

京師。元久元年三月。伊賀伊勢盜起。伊賀守藤經俊逃走。實朝令朝雅討之。獲盜魁平基度。平盛時。乃奪經俊職。授於朝雅。朝雅義信子也。與山重忠皆娶時政女。而朝雅所娶其後妻牧氏出也。以故時政偏愛朝雅。寢惡重忠。終欲殺之。誣以謀反。令二子義時房攻殺重忠。子重保其第。時重忠在其邑。時政遣人給告。鎌倉有難。宜赴援。重忠即從。百餘騎而發。中途望見大兵蔽野而來。始知其實。部下交勸。其據邑聚兵。重忠不肯。曰。吾不做梟原景時之苟免而貽譏也。奮戰中箭死。重忠族稻毛重成。榛谷重朝等。同日皆斬。重成初媚時政。構陷重忠。而終爲時政所殺。北條氏忌重忠。日久。重忠勇而有衆。從賴朝常爲軍鋒。而性忠厚。不與人爭功。賴朝深知其長者。委託後事。而爲北條氏所陷。天下冤之。七月。分山山氏邑。以賞將士。

(訓釋) 監護、監督し護衛する。盜魁、盜賊のかしら。偏愛、かたよひて愛する。誣、無いことを有るが如くに讒言する。其邑、その領地。武藏の菅谷。不做、眞似はせぬ。苟免、一時のがれをして。構陷、かまへおとしいる。無いことまでも作りたて、人を罪におとすこと。軍鋒、軍の先鋒。忠厚、誠心があつて手厚く輕薄ならざること。長者、徳の高き者。委託、後事、死後の事をまかせ頼む。冤、無實の罪として氣の毒に思ふこと。

(通解) 千幡は、十二歳にして立つた。詔して、從五位下に敍し、征夷大將軍を繼がしめられ、名を實朝と賜ふた。實朝は、北條氏の屋敷に住し、命令を下して、諸將を安んじ慰さめ、誓書を

京都、五畿、西國の將士より差し出さしめ、武藏守の平賀朝雅を遣はし、關西の地頭を率ゐて、京都を監督し護衛せしめた。元久元年三月、伊賀伊勢に盜賊が起り、伊賀の守護職首藤經俊が、逃げ走つて仕舞つたので、實朝は、朝雅をして之を討しめ、盜賊の頭頭、平基度、平盛時を生捕つた。そこで、經俊の職を取りあげ、朝雅に授けた。朝雅は、義信の子で、畠山重忠と、孰れも時政の娘を娶つて居たが、しかし、朝雅の娶つたのは、その後妻牧氏の生んだものなので、それゆへ、時政は、朝雅ばかりを、かたよつて可愛がり、だん／＼重忠を悪んで、とう／＼之を殺さんと思ひ、無實の作り言をして、謀叛を企てると言ひなし、二人の子義時時房をして、重忠の子重保を、その屋敷に攻め殺さしめた。時に、重忠は、自分の領地に居たが、時政は、人をして、欺いて、鎌倉に騷動があるから、是非に行つて、之を援けよと告げさせたので、重忠は、取りあへず、百餘騎を従へて出懸けると、中途で、大兵が野原一ぱいになつて來るのを望み見て、始めてその事實を合點した。部下の者等は、かはる／＼、その領地に立て籠つて、兵を聚めんことを勧めたが、重忠は承知せず、此方は、梶原景時の、一時免れをして、讒を貽した様な眞似は致さぬといひ、奮戦して、矢に中つて死んだ。重忠の一族の、稻毛重成、榛谷重朝等も、同日に皆斬られた。重成は、初め時政に追従して、重忠をば無實の罪を構へておとし入れ、そして、自分も、とう／＼、時政に殺されて仕舞つたのである。北條氏が、重忠を忌み嫌つて居たのは、

その時日久しいことであつて、元來、重忠は、勇氣があつて多くの部下を有し、頼朝に從つて、常に軍の先鋒となり、して、その性質は、誠心があつて手厚く、人と手柄を争ふやうなことをせなないので、頼朝も、深く、その徳の高き者たるを知り、後々の事をも頼んで置いた位であつたのに、北條氏の爲に陥れられて仕舞つたから、天下の者は、その無實の罪を氣の毒に思つた。七月、幕府では、畠山氏の領地を分ち、以て將士を賞した。

(文典) 形容詞に就いて

形容詞には、本來形容詞たるもの、外、他の品詞より轉じたるものあること、或は異なりたる形容文字の連結し、又は同一文字の疊まれたるものあること、及び、種々の品詞が結合して、形容詞の作用を爲す場合あることなどは、卷一(頁二〇一—二〇三)に述べ置いた如くであるが、のそ中、他の品詞の結合より成れるものに關しては、別に例を出し置かざれば、こゝに二三を掲げて見やう。

- (イ) 及讀三善清行、封事陳三宿衛豪橫之患。(卷一論文、頁二)
- (ロ) 終致下失其千歲不拔之權、而授甲之嚮所三奴僕一視者。(卷一論文、頁一三)
- (ハ) 長其負功邀上之心。(卷一、頁二〇四)

右イに於ては、「宿衛豪横」の四字は「之」の字を伴ふて名詞「患」を形容し、「千歳不拔」は、名詞の「權」、「嚮所奴僕視」は代名詞の「者」、「負功邀上」は名詞の「心」を、各形容して居り、而して、これ等の形容辭中には、種々の品詞が含まれて居ることは、別に一々説明するまでもなく、讀者の見らるゝ通りである。

實朝在_リ時政_ニ第_ニ時政終_ニ謀_テ弒_シ實朝_一立_テ朝_ヲ雅_ト因_テ聚_ム兵_ヲ事_ヲ覺_ル閏_月政_子遣_テ諸將_ヲ遷_ス實朝_於義_時宅_ニ兵_皆從_テ歸_ス焉_義時終_ニ徙_シ時政_{夫妻}於_ニ北條_里令_テ京師_將士誅_コ殺_セ朝_雅當_ニ是_時諸_{豪傑}千葉_{常胤}土肥_{實平}等_皆老_死佐_佐木_{高綱}熊_{谷直}實_{前後}逃_隠獨_北條_氏專_掌幕_府事_而實朝_仰其_成實朝_性喜_文事_師文章_{博士}源_{仲章}學_和歌_于中_納言_藤原_定家_而武_技不_及賴_家然_賴家_荒淫_至下_奪安_達景_盛姜_欲殺_景盛_賴朝_召呼_諸將_不敢_名之_賴家_輒名_之平_知康_等以_技藝_進負_寵凌_人將_士憤_怨實朝_爲人_優柔_爲將_士所_愛初_年令_將士_各獻_賴朝_所下_文書_爾時_所授_地頭_不輒_據職_自賴_朝賴_家之_世數_禁守_護地_頭干_與吏_務侵_取分_外上_至是_又徵_其下_文辨_恩勳_之殊_使結_番追_捕遣_使者_行管_內問_吏民_冤枉_然政_權在_於義_時實朝_日夜_與文_士飲_宴耽_溺歌_詠不_行

問外事義時益專

(訓釋) 豪傑、武勇の大に勝れたる者。仰其成、なされ次第になつて居る、我が意見を加へず、たゞ他の成就せし所に從ふて行くといふ意。荒淫、荒はすまむ、過度に酒色などに耽ること、淫は色に溺るること。名之、その實名を呼ぶこと。優柔、やさしくやはらかなること。稱、取り上げる。干與、あづかる、干渉する。吏務、行政官吏の事務。侵取、分外、規定を侵して制限外の租税を取ること。辦恩、恩賜の殊、恩典によるものと勳功によるものとの相違を辨別する、例へば北條氏比企氏の如きは、姻戚の廉を以て、恩典により賜はりしもの、和田氏、高山氏の如きは、戦功により賜はりしもの如き、その區別あるを明にするなり。結番、組を作り、順番を定めて事に當ること。行、めぐり。冤枉、無實の罪を蒙るもの、枉は虚なり、罪なくして無理に罪ある如く取扱はるゝをいふ。耽溺、ふけりおぼる、過度に好むなり。

(通解) 實朝は、時政の屋敷に居たが、時政は、とうとう、實朝を殺して、朝雅を立てやうと巧み、それに就いて兵を聚めたが、その事が露顯して、閏月に、政子は、諸將を遣はし、實朝を義時の屋敷に遷すと、時政の聚めた兵が、皆これに従ひ附いたので、義時は、終に、親の時政夫婦を北條の里に徙し、京都の將士をして、朝雅を誅殺せしめた。この時に當つて、もろくの豪傑、千葉常胤、土肥實平等は、みな老いて死し、佐々木高綱、熊谷直實は、あひ前後して逃げ隠れ、獨り北條氏のみが、専ら幕府の事を取扱つて居り、實朝は、その爲され次第になつて居た。實朝は、その性質、文學上の事を好み、文章博士の源仲章を師匠とし、和歌を、中納言藤原定家に學んだ。しかし、武藝は、兄の賴家には及ばなんだ。さり乍ら、賴家は、酒色にすさみふけり、

安達景盛の妾を奪つて、景盛を殺さうと企てたことさへあり又、頼朝は、諸將を召し呼ぶ時に、遠慮して其名を言はなんだが、頼家は、いつも、その名をいひ、その上、平和康などが、技藝を以て出世し、頼家の寵を恃んで、人を踏み附ける所作があつたので、將士どもは、心に不満を抱き、怨んで居たが、實朝の方は、人柄が、やさしく物柔かであつたから、將士の爲に愛せられた。職を繼いだ初年に、將士に令して、銘々、頼朝が下げた文書を獻せしめ、その時に與へた所の地頭は、容易にはその職を取り上げず、頼朝頼家の代から、度々、守護地頭が、本職以外に、國司の事務に干渉し、定規を侵して、制限外の租税を取り立てることを禁じたことがあるが、是に至つて、又、その下文を差し出させ、恩典と勳功により賞賜との相違を辨別し、組を定め順番を設けて罪人を追捕せしめ、使者を遣はし、管内を巡回して、役人や人民の無實の罪に遇うて居る者をしらべ問はしめた。然し、政事の實權は、義時に在つたので、實朝は、夜も晝も、文士どもと、酒を飲み、宴會を催はし、歌を詠むことにはまり込んで、その外の事を捨て、置いたから、義時は、ますます、勝手を働いた。

建保元年。信濃、人泉親衛。奉故頼家、子千壽丸。起兵討義時。使僧安念說諸將。諸將多應者。義盛、二子義直義重。姪胤長等與焉。次至千葉成胤。成胤不

肯執安念。送之。義時。義時令家臣金窪行親。安藤忠家。鞠之。得狀。遣兵執親衛。親衛姓源。經基。子滿快之遠孫也。有勇力。殺吏卒數十人而逃。千壽削髮匿京師。義直等就虜。是時。義盛在上總。馳歸面謁。請購二子。義盛爲實朝所親信。特受命。與結城朝光。竝統衛兵。於是。聽其請。義盛大喜而出。旦日。以其族九十八人。列幕府。南庭。因大江廣元。乞赦胤長。義時素忌其強宗。欲激而除之。命行親忠家。縛胤長。過義盛。前而屬之吏。放陸奥。義盛慚忿。塞門不出。胤長第在便地。多欲得之者。義盛請實朝。遣人守焉。義時請而奪之。逐守者。割與行親忠家。

(訓釋) 建保、建徳帝の時の年號。鞠、吟味する。得狀、様子が分つた。請購、我が戦功を以て罪に代へ赦されんことを願ふ。衛兵、幕府の守護兵。強宗、強大なる一族。激、激昂す。わざと逆うて怒らすこと。便地、便利のよき土地。守者、番人。

(通解) 建保元年に、信濃の人泉親衛が、もとの頼家の子千壽丸を奉じ、兵を起して義時を討たんとし、坊主の安念をして、諸將に游說せしめ、諸將の中にも、之に應ずる者が多く、和田義盛の二子、義直と義重、甥の胤長なども、之に一味した。次に、安念が、千葉成胤の處へ行くと、成胤は承知せず、安念を執へて、之を義時に送つた。義時は、家來の金窪行親、安藤忠家をして、

之を吟味せしむると、様子がすつかり分つたので、兵を遣はし、親衛を執へんとした。この親衛は、本姓は源氏で、經基の子滿快の遠い末孫であるが、勇力があるので、討手に向つて役人兵卒數十人を殺して逃げ、千壽丸は、髪を剃つて京都に匿れた。たゞ義直等は生捕にされた。この時義盛は、領地の上總に居たが、馳せ歸つて實朝に面謁し、二人の子の罪をば、我が戦功に代へられんことを請ふた。義盛は、實朝に親しまれ、信用されて居り、特に命を受けて、結城朝光と、とも／＼幕府警固の兵を總轄して居た位であるから、そこで、その願を許した。義盛は、大に喜んで退出し、あくる日、その一族九十八人を引き連れ、幕府の南の白洲に竝んで、大江廣元により、姪の胤長を赦されんことを乞ふた。然るに、義時は、平生から、その勢力の強大なる一族であるのを嫌ひ、わざと激昂させて、之を無きものにせんと思ひ、行親忠家に命じ、胤長を縛つて義盛の前を通り、そして之を役人に渡して陸奥に追放せしめたので、義盛は、慚ぢて怒り、門をしめて外に出せなんだ。胤長の屋敷は、便利の善い土地に在るので、之を手に入れやうと思ふ者が多かつたが、義盛は、實朝に請ひ、人をやつて番をさせて置いた。すると、義時が、また、實朝に願つて之を奪ひ、番人を逐ひ拂つて、親行と忠家とにそれを分けてやつた。

(文典)

英語などに於ては、説明語は動詞に限られ、たとひ、動詞なき場合とでも、あるべき動詞の省略せられたるものなるが、漢文にては、形容詞が、文の説明語となる場合頗る多く、その點は邦語と同様であるが、しかし、邦語にては、語尾に、それ／＼變化を有すれども、漢文にては、何れの場合にも變化なければ、これもまた、白文などを讀むときには、特に注意を要すること、動もすれば、上句の説明語を、下句の形容語と取り違へる様のことが出るのである。形容詞が説明語となる場合の例などは、卷一に於て擧げ置きたれば、今は絮説するの要を見ざれど、たゞ、文に臨んで、誤解を來すが如きことなからん様、之に注意せられんことを望むので、特に歐語などを學習せる諸氏に對して、この感が深いのである。

其樹木堅。兵利。卒頑。不與他等。(韓愈平淮西碑)

の如き、試に、これを白文として讀むときは、随分間違を生じ易い様に思はれるが、まだ／＼間違ひ易い文は多いのである。

品詞の餘談は、更に第四卷に入つて述べることにし、本卷ではこれまでに止めにする。

義盛大怒。遂欲滅北條氏。日夜會宗黨謀之。謀泄。幕府使者來問之。義盛陳謝無他。使者微見其子弟閱兵狀。還報。有令徵兵。更遣使者謂義盛。義盛乃

對曰。老夫受三故將軍殊恩。豈敢謀反。獨兒輩憤義時專恣。欲往問狀。老夫論之。而弗聽也。遂以百五十騎。分爲三隊。分攻義時廣元第。而急赴幕府。欲取實朝。其族三浦義村。與弟胤義。約守北門。而意中變。走告義時。義時與廣元。自北門入。義盛隨圍之。三子義秀。排門而入。所向皆破。與足利義氏遇。擢其甲袖。義氏鞭馬踰濠。袖斷。義秀與土屋義清。古郡保忠。俱奮擊。一府中皆辟易。有縱火者。烟焰滿天。義時廣元。挾實朝。避之法華堂。接戰一晝夜。黎明。義盛兵疲退。軍前濱。會橫山時兼。舉族來援。得三千騎。軍復振。近國兵聞變。來聚。義時召之。疑而不至。請實朝。教書示之。乃至。既而義直戰死。義盛泣而氣沮。終爲江戶能範。所射殺。七子皆死。義秀以五百人。航海而逃。義時分和田氏邑。以賞將士。二年六月旱。實朝齋戒。誦經。既而雨。減東國租稅。十一月。義盛遣臣奉千壽。聚兵京師。事覺。大江氏卒攻殺之。十二月。實朝命僧修法會。曰。疇昔夢義盛率族。群至我前。吾爲修其冥福也。

(訓釋) 宗黨、一族徒黨。陳謝、辯解して詫をする。故將軍、輕朝を指す。殊恩、格格の御恩。問狀、事情を聞き糺す。前濱、由井ヶ濱をいふ。教書、召し文。氣沮、氣落する。嗚昔、さきつ頃。即ち前夜。

(通解) そこで、義盛は、大に怒り、とうとう、北條氏を滅さんと思ひ、日夜、一族徒黨の者を

集めて、之を相談したが、その謀が漏れたので、幕府の使者が来て、之を詰問に及んだ。義盛は、他意なき旨を辯解して詫をしたが、使者は、ちらりと、其子弟もが、兵士を檢閲して居る状を見たので、還つてその趣を報告すると、命令があつて、兵士を徵集し、更に使者を遣はして義盛を詰責した。義盛は、そこで、對へて「この老爺奴は、もとの將軍様の、格別の御恩を受け居りますれば、何とて、謀叛など巧むことがなりませうぞ。たゞ伴ども奴が、義時の勝手我儘を憤りまして、參つて仔細を糺うと思ひをるから、老爺奴が諭して見ても、聽きをらぬので御座りまする」といひ、遂に、百五十騎を以て、分つて三隊となし、手分けをして、二隊は、義時と廣元との屋敷を攻め、そして、一隊は急ぎ幕府に赴いて、實朝を取り出さんとした。和田の一族の三浦義村は、弟の胤義と共に、幕府の北門を守ることを約束した。然るに、考が中途にて變り、走つて義時に知らせたので、義時は、廣元と共に、北門から入り込んだ。義盛は、それで、之を圍んだ。義盛の三男の義秀が、門を押し開いて入ると、その向ふ所は皆破れ、足利義氏と出遇つて、その鎧の袖をひつ掴んだが、義氏が、馬に鞭うち、堀を踰えると、その袖がきれて仕舞つた。かくて、義秀は、土屋義清、古郡保忠と、ともく奮撃したので、幕府中の者が、みな尻込みして、避け開いた。その中、火を付けた者があつて、烟や焰が天に滿ちたので、義時廣元は、實朝を連れて、之を法華堂に避けた。それから、打ち合つたことが一晝夜で、夜あけ方になると、

義盛の兵は、疲れて退き、前方由井ヶ濱に陣取つた。折から、横山時兼が、一族残らずを引き連れて、來り援けたので、三千騎を得て義盛の軍は再び振つた。近國の兵も、この騒動を聞いて來り聚つたから、義時が、之を召し寄せやうとしたが、疑つて來ないので、實朝の召し文を請ふて、之を見せると、集つて來た。その内に、義直が戦死した爲め、義盛は、之を悲んで泣き、がつかりと氣落したので、とう／＼、江戸能範のために射殺されて仕舞ひ、七人の伴も皆死に、義秀だけが、五百人を率ゐ、海上を船で渡つて逃げた。義時は、和田氏の領地を分ち、以て將士を賞した。二年六月に、早魃したので、實朝は、物忌して、經を讀誦し、その内に、雨が降つたが、關東諸國の租税を免除した。十一月、討ち漏らされた義盛の家來が、千壽を奉じて、兵を京都に聚めんとしたが、その事が露顯して、大江氏の兵卒が、攻めて之を殺した。十二月、實朝が、僧侶に命じて法會を營んで曰ふには、「前夜、義盛が、一族を率ゐて、此方の前に群がつて來たのを夢に見たから、此方は、義盛等の爲めに、その冥福を祈つて遣はすのぢや」と。

先是、實朝已累敍正二位。任權中納言。六年累遷至權大納言。三月兼右近衛大將。大江廣元從容言曰。將軍欲貽慶來裔。宜戒滿盈。盍辭諸官。獨帶征夷將軍。及高年。然後求大將。實朝曰。吾非不悅卿所言。然吾念源氏正統縮於今日。不可慮子孫。吾欲下飽取官職。以舉家聲。不暇慮子孫也。廣元無言而退。先是。宋佛工陳和卿來在。大和實朝召見之。和卿自稱知實朝前生。實朝遂欲如宋。命造巨船。既成。不可用。是歲。北條氏召故賴家子公曉。至自京師。用補鶴岡別當。公曉常憤父幽死。謂實朝父仇也。竊謀報復。稱有所祈。祈鶴岡祠者。千日。時鎌倉傳言。幕府有怪物。被婦人衣。行步如飛。十月實朝任內大臣。十二月進右大臣。

(訓釋) 貽慶來裔、幸福を後々までの子孫にのこす。戒滿盈、あまり十分にならぬ様に用心する。滿も盈も共にみつる。縮、減、臣下に對しては丁寧にいふ言。正統、本家の血筋。慮、思案する。氣を配る。前生、まへの世。如宋、如は往くなり。怪物、妖怪、ばげもの。

(通解) これより先、實朝は、すでに段々と官位を進み、正二位に敍せられ、權中納言に任せられて居たが、六年には、また進んで、權大納言に至り、その三月には、右近衛大將を兼ねることになつた。大江廣元が、ゆる／＼と語つて「將軍様には、幸を後々の御子孫に貽す思召で御座りまするならば、何事によらず、餘り御十分と申すことは、御戒めなさるゝが宜しう御座りませう、なせ諸官職を御辭退遊ばされて、たゞ征夷將軍だけを御持ちになり、御年が召してから、そこで、大將を御求めになる様、遊ばされませぬか」といふと、實朝は、「此方は、其許の申すこ

とを満足に思はぬではないが、しかし、此方の思ふには、源氏の正しき血筋も、今日に縮まつて居れば、子孫の事などを考へて居るべきではない。それゆへ、此方は、飽までも官職を取つて、それでいも我が家の名を揚げたひと存するので、子孫の事などを思案して居る暇がないのぢや」といつたので、廣元は、かへす言もなく引きさがつた。これよりささ、宋の佛師の陳和卿といふ者が、我邦に来て大和に居たが、實朝が、召して之に對面すると、和卿は、自から實朝の前生を知つて居ると申した。それからして、實朝は、遂には宋に往かんと思ひ立ち、命じて大きな船を造らしめた。その内に、その船は出来上がったが、しかし、役に立たななんだ、この歳北條氏は、もとの頼家の子の公曉を呼び寄せ、京都から來たので、用ゐて鶴岡の別當に補任した。公曉は、常に、父の押し込められて死んだのを憤り、實朝をば父の仇だと思ひ込んだので、内々、その仇を復し怨を報はうと巧み、祈ることが有るのだと稱して、鶴岡の社に祈つたのが、一千日間であつた。この時分、鎌倉では風説が傳はつた。幕府内に妖怪があつて、婦人の衣服を着て居り、歩くことが飛ぶ様であると、十月、實朝は、内大臣に任せられ、十二月には、右大臣に進められた。

承久元年正月。拜賀于鶴岡祠。ト二十七日戌時。將出。廣元進謁。曰。臣平生

未嘗出淚。今無故泣然。臣危疑焉。先大將落東大寺。衷甲自備。君宜做焉。母輕舉也。源仲章曰。大臣大將。不可衷甲。廣元又請晝日行禮。仲章曰。秉燭故事也。實朝臨出。使秦公民梳髮。披一縷與之。晒曰。吾遺物也。公卿以下悉從。隨兵千騎。義時持劍焉。比入祠門。稱病作。授劍於仲章。而歸。實朝乃悉屏。隨兵。獨仲章從。儀畢。揖公卿降階。有二人。自階側跳出。揮刀斬實朝及仲章。持其首逃去。時方闇黑。内外騷擾。不知何人所爲。已而有大呼者。曰。吾公曉也。報父仇矣。衆始知公曉所爲。圍其所居。公曉提實朝首。直赴備中某宅。以食。手不釋首。三浦義村。少子。爲公曉弟子。公曉因使使問計於義村。義村給曰。將以兵迎。而告義時。義時命速殺之。義村乃遣長尾定景。率力士五人。赴之。公曉望迎兵。久之不至。乃自踰祠後高阜。如義村家。途遇五人。奮鬪。定景自傍斬其首。送之。義時。公曉十九。實朝年二十八。明日。葬實朝。不得首。以所遺一髮代之。源氏正統於此而絕。

(訓釋) 承久、順德帝の時、年號●拜賀、實朝の右大臣に叙せられたる拜賀の禮を行ひたるなり(卷一、頁一三〇、參照) ●ト、とりきめる、昔ば、重大なる事は、占によつて定めたる故に、時日の吉凶などを證議して決したる場合に、トといふなり●戌時、夜の八時●泣然、涙の落つる貌●先大將、頼朝を指す●衷甲、鎧を着衣の下に着ること●輕舉、輕々しく

振舞ふ●乗燭、燈火を持つ●一綾、ひとすぢ●公卿、この時、朝廷より、公卿たちの、來つて列席せしものありしなり●屏、しりぞく、遠ざけて隨はしめさること●揖、默禮する●提、さげる●望迎兵、迎ひの兵を待ち望む●高阜、高い岡。

(通解) 承久元年正月、實朝は、鶴岡の社に於て、右大臣に叙せられた拜賀式を行ふこと、し、二十七日戌の刻と取りきめ、まさに出かけやうとすると、廣元が進み出で、目通りして「私は、平生、まだ涙をこぼした事が御座りませぬのに、只今、譯もなく、ぼろ／＼落しましたので、私は、それが氣が、りりで不思議でなりません。先の右大將様が、東大寺の落成式を行はせらるる時も、鎧を著込んで、自から御用心遊ばされましたれば、我君にも、それに御倣ひあつて、輕々しく御振舞遊ばされませぬ様に」といつたが、源仲章は「大臣大將が、鎧を著ごみに致すことは御座らぬ」といひ、廣元が、また、晝の中に儀式を行はんことを請ふと、仲章は「燈火を持つのが昔からの故實で御座る」といつて、廣元の説は行はれなう。實朝は、出かける時になつて、奉公氏をして髪を梳かしたのが、髪の一筋をぬいで之に與へ、笑ひながら、「此方の形見ぢや」といつた。さて愈々出かけると、京都より來た公卿どもを始め、以下の面々悉く従ひ、隨行の兵士は一千騎で、義時は、側に侍して劍を持つて居たが、社の門に入る頃、病氣がおこつたといつて、その劍をば仲章に渡して歸つて仕舞つた。實朝は、そこで、隨兵を遠ざけ、獨り仲章のみが供をしたが儀式も了つて、公卿に默禮し、階段を降りて來ると、何物とも知れざる一人、

階段の傍から跳り出で、刀を揮ひ、實朝及び仲章を斬り、その首を持つて逃げ去つた。その時分には、丁度眞つ暗がりなので、社の内も外も、たゞ騒ぎ亂れる計りで、何人が致したことか分らなうだが、その内に、大聲で呼ばはるものがあつて、「我こそは公曉ぢや、父の仇を取つたのである」といつたので、一同が、始めて公曉の爲たことであるのを知り、その居る所を圍むと、公曉は、實朝の首をひつさげ、直に備中某の宅に赴いて食事をしたが、手からその首を離さなう。三浦義村の末の子が、公曉の弟子となつて居たが、公曉は、その因で、使をして、如何にすれば善からんかと、その計を義村に問はせると、義村は欺いて、「何れ兵士を率ゐて御迎に參りませう」といひ置き、そして、義時に知らせたので、義時は、義村に命じ、速かに之を殺さしむることにした。義村は、そこで、長尾定景を遣はし、力士五人を率ゐて、公曉の處へ赴かした。公曉は、迎ひの兵が來るかと思望んで居たが、久しくたつても來ないので、自から社の後の高い岡を踏え、義村の家を指して行くと、途中で五人の者に遇ひ、奮つて之と闘つたが、定景が、横合から進んで其首を斬り、之を義時に送つた。公曉は、年が十九で、實朝は、年が二十八であつた。あくる日、實朝を葬つたが、首が見付からぬので、かの遣して置いた一綾の髪を以て、之に代へて葬つた。源氏の本家の血筋は、此に於て絶えて仕舞つた。

外史氏曰。余嘗踰函嶺望八州之野。北控奧羽。知源氏基業深且遠矣。世傳八幡公臨終遺書其家曰。吾後世必有操天下之權者。雖信否未可知。非無其謂也。蓋我王化自西漸東。東之強悍難服。足以敵全國。雖中古勤治。纒就條絡。叛服不常。每爲國患。而廟堂不以爲憂。蓋綱紀之弛。非一日也。相門爭寵。骨肉相軋。而不能制也。盜賊公行。劫公卿。焚宮闕。而不能禁也。則何暇恤邊疆哉。而夫貞任家衡等。皆桀黠之才。足以乘而逞焉。微源氏父子。封家長蛇。荐食上國。誰能拒之。其有大功。德於天下。如此。而朝廷酬功。不塞其什一。賴義遷任。適致困敝。義家官不過四位。衛尉子孫。或以罪誅。或以謫逐。保平之亂。又鬪其骨肉。殘亡垂盡。何報施之倒也。天之福人。縮於父祖。則贏於子孫。固其所也。故源氏之福。大發於賴朝。遂得司天下之權。義家儻預略之邪。

(訓釋) 函嶺、箱根山。八州、關東八箇國。控、ひかふ、引き付けて居る。柱などいふ場合の控の如く、後橋となり力となり居るをいふ。基業、幕府を建つるまでに興起したるその基礎。信否、まことか否か。其謂、その譯、理由。自西漸東、神武天皇の日向より東征し給ひしを始め、崇神景行兩帝等を徑て、王化の西からだんくんと東に及びたるをいふ。漸は次第々々に及ぶこと。強悍、剛強勇悍。中古勤治、光仁桓武の頃紀古佐美飯上田村摩多などを遣はし陸奥の蝦夷を平らげしめ給ひし如きをいふ。勤治は、勤で草を刈る如く、討つて之を平らぐる事(卷一論文及訓釋頁四九參照)。纒就條絡、やつと絲口に附く。桀黠不常、無いたり従ふたりするのがきまりがない。廟堂、朝廷をいふ。綱紀

之弛、制度のゆるみたること。綱は大づな、紀は小づな、綱に綱紀あつて萬目張るが如く、國家に制度あつて百事を經理することを得るより、制度を綱紀とはいふなり。相軋、すれ合ふ、仲の悪いこと。恤、心配する。桀黠、強くて悪かしこきこと。乘而逞、附けて思ふ存分にす。源氏父子、賴義義家を指す。封家長蛇、慈の深き惡ものに喩ふる語。封は大なる家の如く長き蛇の如く食り廻るといへる意。申包胥の語にて左傳に出づ。若しきりに、重ねく。上國、都に近き國。不塞其什一、その十分の一にも足らぬ。選任、伊豫守に遷されたるをいふ。適致困敝、つねに困難疲敝して居た。凶年打ち續き、私財を以て貢賦を徵ひ居りしことをいふ(卷二頁二五二七參照)。調、流罪。殘亡、そのなほほるぶ。垂、なんくんとす、殆んどそこまで及ばんとすといふこと。報施之倒、天より報ひ施されたことの顛倒して居ること。善事をして善報を得ず却つて不幸なりしをいふ。縮、すくなくて不足すること。贏、餘あること。固其所、もとより左様あるべき善。備、もしくは、ひよつとしたらば。

(通解) 外史氏曰く、拙者は、かつて、箱根山を踰え、關東八州の平野が、此の方、奥羽を控へて居る形勢を望み見て、源氏興隆の基礎の、深くして且遠いことを知つた。世間に傳へて居るは、八幡公義家が、命終らんとする時に臨み、遺言狀を其家に殘して、其中に「わが後代の子孫中には、必定、天下の大權を執る者があらう」といつてあつたと申すことであるが、その信か偽かは、知ることは出来ねども、その理由は無いでもない。大體我が天朝の徳化は、西からだんだんと東に及んだもので、東國人民の、剛強勇悍にして制服し難いことは、東國だけで全國に敵することが出来る位で、中古、蝦夷の賊黨どもを鋤き平らげ、やつと、絲口はあいたが、それでも、叛いたり附いたりすることが、定りがなく、毎々國家の患をなした。然るに、朝廷では、それを

ば、左程心配事ともせなんだが、それといふも、制度の廢れたことは、僅かな年月ではないので、相門藤原氏が、君寵を争そつて居て、身内同士が喧嘩を仕合つても、それを制服することも出来ず、盜賊が公然と横行して、公卿を脅かしたり、宮城を焼いたりしても、それを禁止することが出来なんだ位であれば、何とて邊鄙の國境奥羽などの事を心配して居る暇があらうぞ。その上、かの貞任や家衡などは、孰れも強くて悪賢い人物で、筒様な場合に附け込んで、思ふ存分に遣ることが出来たのであるから、源氏の父子、頼義義家がなかつたならば、大冢や長蛇の如き欲深き悪黨どもが、またしても、都近くの國々を略奪して來る様なことがあつても、誰がこれを防ぎ止めることが出来やうぞ。それ、頼義義家の、天下に對して大勳功があり、大恩澤があることは、此の如くであるに、朝廷が、その手柄に酬いられたことは、その十分の一にも足らず。頼義は、任地を遷されて、たゞ困難疲敝をした計り、義家は、その官は、正四位下右衛門尉にしか過ぎなかつたといふ有様で、その子孫は、或は罪によつて誅殺せられ、或は流刑のために放逐せられ、保元平治の戦亂に於ては、又、その身内同士を圖はしめ、殺され滅びて、殆んど血統も絶えて仕舞はんとした位であつた。天よりの報い施しが、何といふ顛倒したことであるぞ。しかし、天の人に幸福を與へるのは、先祖に於て不足であれば、子孫に於て有り餘る程であるべきは、もとより左様あるべき筈で、それゆへ、源氏の幸福は、大に頼朝に開けて、遂に、天下の大權を掌

握することが出来たのである。義家は、或は、前以て、この事を見抜いて居たのであらうか。

然余嘗謂天下之權。歸源氏久矣。而源氏不自知也。頼義。義家。經略東北。捍護其民。前後十有五年。而朝廷如不關知焉。及其奏功。爲將士請賞格。遷延不決。甚而日以私圖。停之官符。使其以私恩。嗾之則是朝廷自舍其征伐刑賞之柄。而付之源氏。遂令東北豪傑。曰寧背天子。勿負源氏。當是之時。使義家一唾手起。則函嶺以東。非朝廷之有。不必待頼朝也。而不三載失臣節。以終其身。乃所以貽慶子孫也。舊志稱頼朝之逃伊東也。心私祝曰。願得主三關東八國。否則猶領伊豆。得以報伊東氏。由是觀之。其初念。不過割據一隅。而豪傑之素附焉者。爭爲之用。兵鋒所嚮。莫不克捷。又得廷臣抱才而不逞者。以輔其所不及。而會於國家。綱紀極墜之時。基布所謂素附者。於七道而坐制其命。是雖其智術有以劫持上下。籠絡一世。則亦時勢之自至焉。而其源實出於父祖之餘慶焉爾。

(訓釋) 經略、經營略。有、經は度り略は治むる義で、計畫を立て、その土地の事を取り捌いてゆくこと。捍護、寇を防いで保護する。賞格、賞典と同じ、格例によつて褒美を與ふるなり。遷延不決、のびん／＼になつて定まらぬ、前九年